

# 愛知県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校等の児童生徒の諸課題への対応にあたっては、学校におけるカウンセリング等の教育相談機能の充実を図ることが重要である。本県では、学校教育相談体制を充実させるために、児童生徒の心の問題等に関して高度な専門的知識・経験のあるスクールカウンセラーを、市町村教育委員会及び県立高等学校に派遣し、児童生徒へのカウンセリング、教職員・保護者等への助言を行っている。

### （2）配置・採用計画上の工夫

一部の小学校、高等学校は拠点校方式、中学校は単独もしくは小中連携型配置で全校に配置するとともに、スクールカウンセラースーパーバイザーを愛知県総合教育センターに5名配置している。

### （3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

#### 勤務形態（校数）

##### 【小学校】

年3 4週 週1回 1回6時間 年1週 週1回 1回4時間（174校）

##### 【中学校単独校】

年3 4週 週1回 1回6時間 年1週 週1回 1回4時間（198校）

年3 4週 週1回 1回7時間 年1週 週1回 1回5時間（20校）

年3 9週 週1回 1回7時間 年1週 週1回 1回5時間（19校）

年3 4週 週1回 1回4時間 年1週 週1回 1回2時間（15校）

年3 4週 週1回 1回5時間 年1週 週1回 1回3時間（5校）

##### 【小中連携校】 ※1校当たり5.2時間配当

年3 4週 週1回 1回6時間 年1週 週1回 1回4時間（38校）

年3 4週 週1回 1回4時間 年1週 週1回 1回2時間（6校）

##### 【中学校拠点校】

年3 4週 週1回 1回4時間 年1週 週1回 1回2時間（4校）

年3 4週 週1回 1回6時間 年1週 週1回 1回4時間（1校）

##### 【全日制課程高等学校（通信制課程含む）】

年20日～14日 1回7時間（79校）

年10日 1回7時間（48校）

##### 【全日制課程・定時制課程併置高等学校】

年38日 1回7時間及び4時間（2校）

年33日～24日 1回7時間及び4時間（22校）

#### 資格

##### （1）スクールカウンセラーについて

② 臨床心理士 374人 ③ 精神科医 0人 ④ 大学教授等 0人

##### （2）スクールカウンセラーに準ずる者について

① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 19人

② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 0人

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

- 小・中・高等学校スクールカウンセラー
- 小・中・高等学校スクールカウンセラー担当者

### (2) 研修回数（頻度）

- 年1回

### (3) 研修内容

- スクールカウンセラー設置事業についての説明
- グループ協議及び情報交換
- スクールカウンセラースーパーバイザーによる講話及び指導助言

### (4) 特に効果のあった研修内容

- グループ協議及び情報交換
  - ・ 普段一人で業務を行っているので、同じ学校のスクールカウンセラーとの情報交換を行うことは、カウンセリング業務においても、よい影響を与えることができた。特に小学校は、発達障害の児童に対しての情報交換を行い、地区が同じスクールカウンセラーで協議した。中学校は、不登校生徒の対応についての情報交換を行い、違う地区のスクールカウンセラーで協議した。発達障害の児童に対する情報交換は、同じ地区、不登校は、違う地区にすることにより、異なる校内外の支援体制の中で様々な効果的な関わり方を学ぶことができたという声があった。

### (5) スクールカウンセラースーパーバイザーの設置の有無と活用方法

#### ○ SCSVの設置

- ・ 平成24年度から愛知県総合教育センターにスクールカウンセラースーパーバイザーを配置している。平成27年度からは、5名を配置している。

#### ○ 活用方法

- ・ 重篤かつ緊急な事案に対応したり、学校での勤務経験の浅いスクールカウンセラーへの巡回指導を行ったりすることで、相談体制の充実やスクールカウンセラーの資質向上を図っている。また、スクールカウンセラースーパーバイザーによる指導が必要であると判断した場合には、経験のあるスクールカウンセラーも巡回対象としている。
- ・ スクールカウンセラー連絡協議会等の研修の場において、スクールカウンセラー及びスクールカウンセラー担当教員に対し、指導・助言・講話を行っている。

### (6) 課題

- 経験の浅いスクールカウンセラーに対する研修が必要であるが、相談時間の確保が優先され、十分な研修の時間が取れない。
- 小中連携型配置校を44中学校区に昨年度より拡大して実施した。実施した中学校区からは「児童や保護者が安心して相談できるようになった」「児童や保護者との信頼関係が構築されているスクールカウンセラーから直接、中学校の教員が紹介されるので、信頼関係が築きやすく、引継もスムーズである」といった成果が報告された一方で、相談件数が増えたことにより、それに対応できる相談時間の確保が必要となった。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】 不登校児のための活用事例（①不登校）

##### 1 相談対象者の状況

(1) 期間：平成30年6月～令和元年8月現在

(2) 対象：男子児童Aとその母

(3) 概要： Aは、GW明けから登校渋りがはじまる。今までの生活体験の不足から学校生活のリズムについていけない感じで、学校生活に強い不安を抱いていた。Aの生活体験の不足は、母との関わりで生じたものと推測された。母自身は、成育歴の中で祖母との関係が悪く、祖母から世話をされた体験がほぼなく、「どのように子どもに関わってよいかわからない」と話す。母は、問題が生じないようにと、子どもが体験すべき問題を先回りして処理してしまい、子どもの体験機会を奪ってきてしまっていた。Aは母に対して違和感を抱きつつも、主張できない状態であった。当初、担任はAに対して厳しい指導をしていたようで、担任とA、またはAの家庭との関係はかなり悪い状態に陥った。そして、7月からほぼ不登校状態になる。

##### 2 スクールカウンセラーの活用

学校はスクールカウンセラー（以下、SC）を紹介して、6月下旬から、母子並行面接が実施される。

子の面接では、遊びなどを展開する中でAが楽しむような姿が見られ、SCと情緒的に繋がるようであった。当初、Aの拙さやぎこちなさが多くみられたが、SCがその都度、丁寧に関わると徐々に減っていった。Aは、SC面接の時にしか学校に来なかったが、SCとの関わりで、心の洞察を展開させて、自我を成長させていた。

母の面接では、母自身の生育歴の悪さと、育児の分からなさが語られた。母はAの不登校が永遠に続くような不安を抱いており、不安定な状態だったので、SCはそのような母を支え続けた。その一方で、SCは学校に対して、定期的なコンサルテーションを行い、環境調整の仕方などを担任らに説明した。

Aは学年度末に少しずつ学校に顔を出すようになり、新年度初日より登校し始める。当初は母の送迎だったが、すぐにA自身だけで登校するようになった。新しいクラスでは友達もできて、放課後に頻繁に遊ぶようになり、登校後のAは、友達と遊ぶために、SC面接をキャンセルするようになった。一学期間安定した登校が続き、今に至る。なお、フォローアップとして、母面接とコンサルテーションは継続している。

##### 3 チーム学校としての成果

担任は、Aや家庭と関わりを直接にもてなくなったが、学校がSCに繋いだことで、母子への継続的な直接支援ができることになった。また、SCからのコンサルテーションを通して、学校は間接的に家庭と関わることもできた。チーム学校としてAへの支援に取り組むことができ、Aの成長と学校の環境調整がスムーズに進んだことが、早期の登校復帰につながったと考えられる。

## 【事例2】児童虐待家庭のための活用事例（⑬児童虐待）

### 1 相談対象者の状況

- (2) 期間 9年間にわたり心理的、身体的な虐待を受けていた
- (3) 対象 6年生女子児童B
- (4) 概要

Bは、9年間父親が母親に暴力をふるう行為を見てきた。Bも父親から暴力を受けたことがある。祖母宅に避難していた時期もある。自傷行為が見られたり、祖母に対して情緒不安定な状況が見られたりした。

### 2 スクールカウンセラーの活用

担任に「父親を殺したい」と洩らしたことから、事情を聞いたところ、長期間にわたる家庭内での悲惨な状況が分かる。母親はこれだけの状況となっても離婚する気がない。施設への一時避難措置も考えたが、B本人が転校を避けたい気持ちが強く、現家庭に暮らしながら、児童本人のケアを最優先に対応していくことになった。

そこで、女性スクールカウンセラー（以下SC）に依頼し、じっくり話を聞き、心の内面をほぐしていくことをめざした。

### 3 チーム学校としての成果

担任に「知らない人とは話したくない」との児童の発言があったため、最初の顔合わせで担任が同席した。2回目の面談からはSCとBの二人でカウンセリングを実施した。その後は毎週継続している。カウンセリング後は、毎回SCが校長・教頭・担任に児童の様子を伝える時間を確保した。その中で次を取るべき対応策について協議した。担任からは、友人と過ごす様子や学級内での活動状況の報告があり、双方向で情報の共有をしながら指導を進めることができた。

教頭は保護者への対応の支援をし、経験年数の浅い担任の補助的な動きを中心とする形とした。また、市のこども課や児童相談センター職員とも連携をとりながら進めた。

担任に負担が偏ることなく、校長の指示・助言を受けながら対応を進めることができた。Bも欠席することなく、毎日学級で落ち着いて過ごすことができている。母親や祖母との連絡も、担任と教頭が連携しながら対応にあたっている。

### 4 成果と課題

担任やSCが関わることによって、父親に殺意をもったと発言したBの荒んだ心情を、徐々にではあるがほぐしていくことができた。BはSCのカウンセリングを毎週楽しみにするようになっている。家庭内の問題のため、なかなか学校が直接介入しにくいのが、今回のケースでは、学校外部的要素をもつSCにうまくつなぐことができた。

SC（相談にのったSCとは別の方）の各学級への巡回も行ってはいたが、もう少し早期の段階で気づくことができるとよかったと考える。

### 【事例3】性的被害についての活用事例（⑮性的な被害）

#### 1 相談対象者の状況

- (1) 期間：平成29年5月～平成30年3月
- (2) 対象：女子児童C
- (3) 概要：Cの自宅で同級生の男子児童に胸を触られたりした。そのことが他の男子児童の間で広まり、他の男子児童も胸を触るようになった。そして、公園の多目的トイレで男子児童3名がCに、性的ないたづらをした。このことは、担任がうわさをしている児童から話を聞き、関係児童とCから事情を聞いて分かった。その後、学校は、関係機関（市教委、子育て推進課、警察）と連携して対応した。Cの保護者へ関係していた児童とその保護者が謝罪をした。

#### 2 スクールカウンセラーの活用

- ・ Cの保護者へ関係していた児童とその保護者の謝罪がすべて終わった後、スクールカウンセラー（以下SC）がCと面談を行った。Cが「自分が悪いのでは」と罪悪感が出てきていたので、「相手が叱られること」の必要性を伝え、Cのせいではないことを伝える。そして、自分を責める気持ちが出てきたときの対処法を伝えた。  
また、SCはCの保護者とも面談を行った。Cの面談での様子を伝え、本人が罪悪感をもっているので対処法を伝えたことと、今はCのそばにいて見守ってほしいことを伝えて、Cが落ち着いて生活できるようにした。
- ・ 7月頃、SCとCの面談を続ける中で、Cが少しずつ自分の気持ちを素直に伝えられるようになってきた。突然、考え込んで泣いてしまうこともあるが、本人が今、頑張りたいことを口にするようになり、前向きになってきたことが分かった。そのことを保護者や担任に伝えて情報共有をして、Cへの対応を考えることができた。

#### 3 チーム学校としての対応 等

- ・ 関係した児童とその保護者への対応は担任と教頭が中心に行い、CとCの保護者への見守りは担任だけでなくSCによる観察を定期的に行った。
- ・ 校長、教頭、担任、養護教諭、SC等で支援会議を行い、情報を共有した。支援会議ではCとCの保護者への支援の方法など、SCから助言を受けた。

#### 4 成果と課題

- ・ 性的被害は、デリケートな問題であるため、慎重に対応しなければならない。特に被害者のCへの対応は、学校にとっては対応経験が少なかったため、SCから適切な意見を得ることで、適切に対応ができた。
- ・ 複数の児童が関わる前に情報を把握することができていれば、被害は最小限にできたと思う。学校の中でアンテナを高くして早めに情報をつかめられる体制を整えると同時に、本人や周囲が大人にSOSをすぐに発せられる指導をしていきたい。

【事例4】教員研修のための活用事例（①校内研修）

1 研修会について

- (1) 期間：平成29年度～平成30年度（令和元年度も継続）
- (2) 対象：教職員
- (3) 概要：コンサルテーション

カウンセリングのあった生徒、気になる言動の生徒について担任、学年担当教員が対応や言葉のかけ方について学ぶ。特に給食の時間にはスクールカウンセラー（以下SC）に教室を訪問することで、生徒の様子を観察してもらい、普段見落としがちな気にかけるべき生徒の把握に努める。

2 成果と課題

一昨年度（平成29年度）のカウンセリング活動や不登校対策の活動を通して、カウンセリングを受けることができる生徒・保護者は、課題に対して現状維持があったとしても、悪化することはなかった。本人が学校での暮らしにくさを実感し、改善したいと認識していることや保護者が自分の子供の登校の様子に不安を感じ、対処の仕方に迷いがあることなど、カウンセリングを希望する段階で、下がり止まりとなっていることが原因として考えられた。

カウンセリングを受ける生徒・保護者がある学級担任は、その訴えを聞き、どのように対処すべきかSCからアドバイスを受けることで、これがそのまま生きた事例研修となり、他の生徒への言葉がけに変わっていった。こうして不登校に陥りそうな生徒への未然防止の対策へとつながっていった。

つまり、カウンセリングを受ける生徒を学級にもつ担任は、カウンセリングマインドが高まり、不登校対策のスキルアップにつながった。それを裏付くSC予約のお知らせ（職員向け）>けるようにSCに話しかけられる教員は特定され、クラスにおける未然防止になっている。しかし、学校全体としては効果が上がらないのが課題として残った。

そこで、昨年度からは副担任がカウンセリングマインドを高めれば学年全体を見通した未然予防になるのではないかと考え、カウンセリングの予約がない時間やSCと担任の情報交換の場面に学年担当教員にも積極的に入ってもらうようにした。こうすることで今まで担任からの情報提供に限られていた生徒の困り感とその困り感に対する対処について学ぶことができるようになった。書字障害を抱える生徒の様子を知ると急がせたり叱ったりするのは逆効果であることを知り、個別対応ができるようになった事例や、教員の指示をあいまいにしか聞き取れないことから中学校生活に適応できていない生徒へのフォローができるようになった事例があった。また、一昨年度、カウンセリングのある日だけ登校していた男子生徒については、担任以外の教員が関わるができるようになり、3年生になった昨年度は一年を通して定時に登校を続けることができた。この生徒については複数の教員が関わることで様々な進路情報を提供したり、本人の趣向や希望を聞き出したりすることで進路を決めていくことができた。

このように困り感のある生徒が担任や養護教諭以外にもかかわる教員が増えることで、生徒が安心して過ごせるようになってきていると思われる。実際出席率は確実に上がってきており、ずっと顔を合わせられないという生徒はほとんどいなくなっている。今後もSCの情報共有とコンサルテーションを活用、機能させることで更に教職員のカウンセリングマインドを高めていきたい。生徒一人一人をチーム学年・学校で支えることで不登校対策、未然防止に役立てていきたい。

SCコーディネート

4月17日(水)		時間		4月24日(水)	
2の2 D. K	保護者本人	① 2回	9:15~10:00		保護者本人
2の2 H. H	保護者本人	② 3回	10:10~11:55	2の2 H. H	保護者本人
2の2 S. Y	保護者本人	③ 4回	11:05~11:50		保護者本人
2の1で会食		給食	11:50~12:30 (12:15~ )	2の2で会食	
予約なし	保護者本人				保護者本人
情報共有				情報共有	

「あ、平成30年度のカウンセリングが始まりました。昨年度同様杉山先生が来てくれます。どしどし申し込んで下さい。(櫻井・山崎) 一人とカウンセリングで扱うことも大切ですが、先生がとにかくカウンセラーに近づくことも悩みと自分の生徒を扱う力になります。ぜひみなさんコンサルテーションを受けて、カウンセリングマインドを身につけて下さい。登校時間に20分話を聞くだけでも大きく勉強になりますよ。」

#### 【4】成果と今後の課題

##### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

##### 1 平成29・30年度相談活動の状況（数値は延べ数）

###### 【中学校】

###### <相談者別件数>

	生徒	保護者	生徒と保護者	教員	合計	学校数	1校あたりの相談件数
平成30年度	17,278	12,390	2,024	31,198	62,890	306校	205件
	27.47%	19.70%	3.22%	49.61%	100%		
平成29年度	16,164	11,883	1,864	31,355	61,266	306校	200件
	26.38%	19.40%	3.04%	51.18%	100%		

###### <相談内容別件数>

	不登校	いじめ	友人関係	家庭の問題	心身の発達	非行・怠学	その他	合計
平成30年度	27,846	393	6,489	5,859	12,058	448	9,797	62,890
	44.28%	0.62%	10.32%	9.32%	19.17%	0.71%	15.58%	100%
平成29年度	27,497	450	6,003	5,433	11,881	349	9,653	61,266
	44.88%	0.73%	9.80%	8.87%	19.39%	0.57%	15.76%	100%

###### 【小学校】

###### <相談者別件数>

	児童	保護者	児童と保護者	教員	合計	拠点校	1拠点校（1校）あたりの相談件数
平成30年度	7,238	11,899	1,421	17,918	38,476	248校 ※連携含む	155件
	18.81%	30.93%	3.69%	46.57%	100%		
平成29年度	7,097	11,383	1,115	17,943	37,538	233校 ※連携含む	161件
	18.91%	30.32%	2.97%	47.80%	100%		

###### <相談内容別件数>

	不登校	いじめ	友人関係	家庭の問題	心身の発達	非行・怠学	その他	合計
平成30年度	6,986	127	3,441	4,136	16,795	260	6,731	38,476
	18.16%	0.33%	8.94%	10.75%	43.65%	0.68%	17.49%	100%
平成29年度	6,451	191	3,236	4,442	16,825	140	7,706	37,538
	17.19%	0.51%	8.62%	11.83%	44.82%	0.37%	20.53%	100%

・小学校は、1拠点校あたりの相談件数は、若干の減少にある。中学校は、相談件数が増加傾向にある。ただ、小学校においては、不登校の数が、急増している状況にある中、減少しており、不登校などの相談にもっと目を向け丁寧な相談活動が必要であると考えます。

・小中ともに相談者の児童・生徒が増加しており、スクールカウンセラーが児童生徒に対して、きめ細やかな対応をしていることが分かった。

## 【中学校】

(複数回答)

項	目	H30		H29	
		学校数	割合	学校数	割合
A	不登校の生徒が、別室登校等よい方向に変化した。	213	69.6%	218	71.2%
B	不登校生徒の保護者の心が安定してきた。	265	86.6%	246	80.4%
C	登校しぶりの生徒が、登校できるようになってきた。	171	55.9%	181	59.2%
D	登校しぶり生徒の保護者の心が安定してきた。	214	69.9%	216	70.6%
E	いじめに関わった生徒の心が安定してきた。	24	7.8%	39	12.7%
F	いじめに関わった生徒の保護者の心が安定してきた。	23	7.5%	20	6.5%
G	心身の発達について相談があった生徒の心が安定してきた。	227	74.2%	223	72.9%
H	心身の発達について相談があった生徒の保護者の心が安定してきた。	230	75.2%	227	74.2%
I	友人関係で悩んでいる生徒の心が安定してきた。	238	77.8%	241	78.8%
J	友人関係で悩んでいる生徒の保護者の心が安定してきた。	145	47.4%	137	44.8%
K	教員のカウンセリングマインドを高めることができた。	196	64.1%	206	67.3%
L	スクールカウンセラーのアドバイスで早期に対応できた。	215	70.3%	222	72.5%
M	学校体制で相談活動ができるようになった。	204	66.7%	212	69.3%

調査対象校数 306校

306校

## 【小学校】

項	目	H30		H29	
		学校数	割合	学校数	割合
A	不登校の児童が、別室登校等よい方向に変化した。	92	37.1%	95	40.8%
B	不登校児童の保護者の心が安定してきた。	155	62.5%	159	68.2%
C	登校しぶりの児童が、登校できるようになってきた。	129	52.0%	138	59.2%
D	登校しぶり児童の保護者の心が安定してきた。	175	70.6%	171	73.4%
E	いじめに関わった児童の心が安定してきた。	28	11.3%	29	12.4%
F	いじめに関わった児童の保護者の心が安定してきた。	24	9.7%	30	12.9%
G	心身の発達について相談があった児童の心が安定してきた。	203	81.9%	192	82.4%
H	心身の発達について相談があった児童の保護者の心が安定してきた。	236	95.2%	227	97.4%
I	友人関係で悩んでいる児童の心が安定してきた。	170	68.5%	162	69.5%
J	友人関係で悩んでいる児童の保護者の心が安定してきた。	148	59.7%	137	58.8%
K	教員のカウンセリングマインドを高めることができた。	167	67.3%	163	70.0%
L	スクールカウンセラーのアドバイスで早期に対応できた。	203	81.9%	201	86.3%
M	学校体制で相談活動ができるようになった。	177	71.4%	167	71.7%

調査対象校数 248校

233校

- ・ 上段の中学校では、4項目で前年度より効果が上がっている。中学生にとって、保護者の心の安定により家庭での心の安定につながる結果となった。
- ・ 下段の小学校では、前年度より効果が上がっている項目はないが、G、H、Lのように80%以上と高い割合を示している項目については、引き続き高い効果をあげているととらえている。



【高等学校】

＜相談者別件数＞

	生徒	保護者	生徒と保護者	教員	その他	合計	SC数	SC 1人あたりの相談件数
平成30年度	6,782	1,724	294	1,486	36	10,322	54人	191件
	65.7%	16.7%	2.8%	14.4%	0.3%			
平成29年度	7,009	2,060	281	1,910	44	11,304	54人	209件
	62.0%	18.2%	2.5%	16.9%	0.4%			

＜相談内容別件数＞

	学校不適応	いじめ	友人問題	発達の問題	家庭・家族の問題	その他	合計
平成30年度	2,535	122	1,300	1,448	2,047	2,870	10,322
	24.6%	1.2%	12.6%	14.0%	19.8%	27.8%	
平成29年度	2,722	54	1,557	1,490	2,124	3,357	11,304
	24.0%	0.5%	13.8%	13.2%	18.8%	29.7%	

＜スクールカウンセラー設置校における不登校生徒の相談状況＞

	不登校生徒数	スクールカウンセラーに相談した生徒・保護者		SCによる改善率
		うち状況が改善した生徒数		
平成30年度	1,536人	372人	290人	78.0%
平成29年度	1,427人	381人	270人	71.0%

＜スクールカウンセラー配置による改善状況（平成30年度間）＞

配置状況	勤務状況	対応人数	対応により状況が改善した生徒数	改善率
2校担当 9名18校	1日7時間 年間18日	381	244	64.0%
4校担当 13名52校	1日7時間 年間9日	910	476	52.3%

年度当初の内示額に応じた時間数（年間255時間）で計上

- ・ 高等学校においては、スクールカウンセラー一人当たりの相談件数は、前年度に比べ低下した。不登校についてスクールカウンセラーに相談した生徒及び保護者の数は372人で、カウンセリングを受けて290人（78.0%）の生徒について、状況が改善している。
- ・ 本県の高等学校では、支援を必要とする生徒が多く在籍する学校に対して、スクールカウンセラー一人当たりの配置校を少なくし、1校あたりの勤務時間を十分に確保することによって支援の必要な生徒に対応している。上記資料のとおり、同一校の生徒を継続的に支援する時間が確保されれば、改善率が向上する。
- ・ リストカットや自殺願望等、命に関わる重篤な事案が少なくない中、経験豊富なスクールカウンセラースーパーバイザーが緊急支援を行うなどして何とか生徒の命をつないだ例も見られた。

- ・ 各高等学校からは、心の専門家としてスクールカウンセラーが生徒の支援に関わることにより、重篤な事案への具体的な対応方法や保護者へのアプローチの仕方などについてのコンサルテーションを受けることができ、教員が支援の必要な生徒に対して、より適切に対応や指導ができるようになっておりと報告を受けている。

## (2) 今後の課題

### 【小・中学校】

- ・ 小学生の不登校が増加傾向にある。不登校は、一度なってしまうとなかなか改善が難しいため、小学校において適切な対応を行うためにも、現在の配置時間を増加する必要がある。
- ・ 小学校で相談件数の増加に伴い、次回のカウンセリングまで2ヶ月以上待たなければならないという現状が起きている。現在の配置の方法・配置の時間数など考えていかなければならない。
- ・ スクールカウンセラーの勤務時間が、児童生徒・保護者との相談のみで終わってしまい、児童生徒の学校生活の様子の観察やスクールカウンセラーだよりの発行、職員との情報交換等の時間がない現状がある。また、いじめや不登校に関する校内の会議に、スクールカウンセラーが参加できない学校もある。1日6時間×35週の年間210時間の相談時間数を基準とし、その時間数の堅持に加えて、時間数を増加する必要がある。
- ・ 相談数の増加、相談内容の複雑化、また校内教育相談体制充実のために、スクールカウンセラーを「チーム学校」の一員として常勤化していく必要がある。
- ・ 経験の少ないスクールカウンセラーに対して、力量向上のため、スーパーバイザーが年2回相談をおこなっているが、回数・時間数ともに少ない。特に、スクールカウンセラーは、なかなか、情報交換もできないので、研修する機会を増やしていく必要がある。

### 【高等学校】

- ・ 生徒・保護者への丁寧な相談活動、教員との情報交換や報告の時間の確保のため、現在の7時間×40週の280時間を最低水準とした相談時間を堅持する必要がある。
- ・ スクールカウンセラーへの相談が必要な生徒数は、全日制・定時制を合わせ、約3800人である。平成30年度は、54名のスクールカウンセラーが約3300人の生徒に対応しており、約500人の生徒に対応できていない状況を改善する必要がある。
- ・ スクールカウンセラー一人当たりの配置校が多い場合、相談から次の相談までの期間が1か月以上となることがある。一人当たりの担当校の縮減、さらには高等学校においてもスクールカウンセラーを常勤化することが課題である。
- ・ スクールカウンセラーが関わった不登校生徒の復帰率は年度によって違いがあるが、不登校生徒数の増加や、保護者からの相談件数の増加を鑑みれば、スクールカウンセラーのニーズは依然として高い状況にある。しかし、こうしたニーズの高まりに見合うだけの相談時間数が確保できておらず、また、重篤な事案への対応を最優先することにより、継続的な支援が必要な生徒への対応が不十分になる恐れもある。高等学校においてもスクールカウンセラーを適切に配置できるよう、十分な予算確保が望まれる。

# 三重県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- ・ スクールカウンセラーの配置を通して、いじめや不登校など、児童生徒の心の在り方と深い関りがある問題に対応できる教育相談体制を構築し、子どもの健全な心の育成を図る。
- ・ 中学校区に同一のスクールカウンセラーを配置することにより、小中連携のもと、途切れのない支援を行うとともに、スクールカウンセラーの専門性を活用することにより、いじめや暴力行為等の問題行動、不登校など、児童生徒を取り巻く様々な課題に対して、未然防止、早期発見・早期対応を図る。
- ・ 児童生徒のいじめや暴力行為等の問題行動、不登校の背景には、心理的、環境的な原因等、さまざまな要因が考えられることから、状況に応じて、スクールソーシャルワーカーと連携し、関係機関につなぐなど、効果的にチームでの支援を行う。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ・ 児童生徒の学びを保障するための環境づくりを推進するため、中学校区を単位としてスクールカウンセラーを配置する。このことにより、小中学校間の途切れのない支援や地域の関係機関との連携による、教育相談体制の充実・活性化を進め、児童生徒が安心して学べる環境づくりを目指す。また、校区の実情に合わせ、校区内で配当時間の弾力的な運用を図る。
- ・ スクールカウンセラーが小中学校間のパイプ役となり、丁寧な引継ぎや入学後のケアを行うことにより、中1ギャップによる中学校1年生での増加率が高い不登校や問題行動等の減少を図る。

### （3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

<配置校数>	小学校	: 317校
	中学校	: 154校（義務教育学校1校を含む）
	高等学校	: 36校
	教育委員会等	: 1箇所（スーパーバイザー）

#### <資格>（1）スクールカウンセラー

- ①公認心理師 0人
- ②臨床心理士 73人（※大学教授を兼ねている者1人含む。）

#### （2）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 9人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 36人

<主な勤務形態>	・単独校	小学校	2校	(6時間×31週)
		中学校	18校	(6時間×32週)
		義務教育学校	1校	(6時間×42週)
		高等学校	36校	(5時間×32週) (7時間×37週) (7時間×42週)
	・拠点校	中学校区	135校区	(4時間×19週～7時間×74週)
・小小配置		2(4校)	(6時間×30週)	

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

新規任用スクールカウンセラー（第1回）、全スクールカウンセラー（第2回、第3回）

### (2) 研修回数（頻度）

計3回

### (3) 研修内容

#### ・第1回研修会

講義 『スクールカウンセラーの役割と具体的な取組』

（講師）三重県スクールカウンセラースーパーバイザー

#### ・第2回研修会

講義 『学校教育の課題とスクールカウンセラーのかかわり』

（講師）昭和女子大学 人間社会学部心理学科教授 鵜養 啓子 先生

#### ・第3回研修会

講義 『チーム学校を考える ― 子どもたちをどのように守るのか ―』

（講師）同志社女子大学 教職課程センター特任教授 中川 美保子 先生

### (4) 特に効果のあった研修内容

第3回研修会「チーム学校を考える」

臨床経験豊富な講師による、具体的な事例検討を通して、スクールカウンセラーとしての緊急時の対応等について何度もグループで話し合いを持った。以下、参加したスクールカウンセラーから寄せられた感想。

- ・学校現場における守秘義務に関して整理をすることができた。
- ・具体的な事例検討から平時に緊急相談体制を確立しておくことの大切さを感じた。
- ・事例検討を取り入れたワークショップ形式の講義は、自分が表現できる場もあり、人の意見を聴いて参考とする場面もあり、新しい技法論や新しい学説に触れるチャンスと過去から伝統的に続いている理論を思い起こすチャンスにもなるため、良い学ぶ機会となった。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置： 有（1名）

○活用方法： 県教育委員会事務局に配置

スクールカウンセラーの要請に応じてのスーパービジョン

緊急事態発生時の対応 等

### (6) 課題

- ・スクールカウンセラーに求められる学校現場のニーズに応じた研修内容の選定
- ・限られた時間の中で、人材育成、資質向上を図るための研修内容の充実
- ・スクールカウンセラー同士の横のつながりの構築

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】心身の健康・保健のための活用事例（⑧・⑫）

（状況）中学校入学当初から休みがちであった。

（対応と経過）中学校入学当初から休みがちであったが、2年次の年度初めにスクールカウンセラーに相談する中で、当該生徒が「教室で弁当が食べられない」という事実がわかってきた。そこで、人目を気にせず一人で食べられる空間（自習室）を整え、そこで昼食をとらせるようにした。

（結果）スクールカウンセラーに相談し、登校渋りの原因の一つに対し対処できたことから、当該生徒は遅刻をしながらも、登校し、徐々にではあるが欠席が減ってきている。

#### 【事例2】友人関係のための活用事例（④）

（状況）中学3年生男子生徒の対人関係でのトラブルが絶えなかった。

（対応と経過）スクールカウンセラーが相談する中で、否定せず受け止めることを心掛け、当該生徒は安心し心の整理をすることができていった。「僕はそこが嫌だったんだ。」と、当該生徒の困り感を見極めることができたことから、担任と連携をとり、クラスにおいて困り感に寄り添った対応をとることができた。

（結果）的確な対応ができたことにより、修学旅行を筆頭に、班づくりなどが必要な行事にスムーズに参加でき楽しむことができた。

#### 【事例3】教育プログラムのための活用事例（⑱）

（取組内容）高校1年生を対象に、自分も相手も大切にしたいコミュニケーションである「アサーション」に係る講座を開いた。講義とワークショップの時間を通してアサーションを体験的に理解していった。講座後にはアンケートを行い、感想や、カウンセリングを希望するかについても確認をとった。

（成果）授業を行うことによって、ほとんどの生徒にスクールカウンセラーの存在について知ってもらうことができた。生徒にとっては、自身のコミュニケーションについて振り返り考える時間となったり、よりよい人間関係を構築するために、学んだことを日常生活に活かしてみようと考えたりできる時間となった。また、授業を通して、困り感を持った生徒をスクリーニングでき、継続的な支援に結びつけることができた。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

##### ○ スクールカウンセラーが関わって好ましい変化が見られた児童生徒数（平成30年度）

小学校 : 2, 921人 (45.6%)  
中学校 : 1, 856人 (63.1%)  
高等学校 : 512人 (57.7%)  
全体 : 5, 289人 (51.7%)

##### ○ スクールカウンセラーへの相談件数

・全小中高等学校 平成28年度 54, 927件  
平成29年度 54, 814件  
平成30年度 54, 313件

##### ○ 児童生徒の支援のために行った取組（平成30年度）

・ケース会議や研修会等 小中学校及び高等学校 1, 473回  
・教育プログラム（授業等への参加） 小中学校及び高等学校 1, 124回

## ○ 教育相談体制の充実

- ・中学校区での事例検討やケース会議、研修会の開催
- ・中学校区における児童生徒についての情報共有による、途切れのない支援
- ・中学校区における配当時間の弾力的・効果的な運用

## ○ 小中学校の連携の強化

- ・支援の必要な児童生徒や兄弟姉妹関係についての情報共有を行うことによる、効果的な支援や不登校の未然防止
- ・小学校から中学校への進学時における引き継ぎ等への支援による、中学校における早期の受け入れ体制の構築
- ・スクールカウンセラーが中学校への架け橋的役割となり、6年生児童の中学校進学への不安の緩和

## ○ 専門性の活用

- ・中学校区での合同研修会の実施による児童生徒理解の共通認識
- ・中学校区不登校対策委員会での情報共有による家庭訪問や適切な声かけ等
- ・小学校段階からの不登校への早期対応、未然防止

## (2) 今後の課題

- ・学校からのニーズに対応するため、配置時間を拡充する。
- ・専門性の高い人材を確保する。
- ・スクールカウンセラーと学校を結びつける、各学校の教育相談コーディネーターを育成する。
- ・教員のカウンセリングスキルを育成し充実を図る。
- ・中学校区としての成果と課題を共有し、小学校段階からスクールカウンセラーの効果的な活用を図ることにより、不登校や問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応を図る。
- ・小中学校間における丁寧な引き継ぎや新入生に対する面談等の取組を実施するなど、小学校から中学校へのよりスムーズな接続により、中1ギャップ等への対応を図り、中学校区としての教育相談体制のさらなる充実を図る。
- ・児童生徒の不登校や問題行動等の背景にある、心理的、環境的な要因等に対して、状況に応じてスクールソーシャルワーカーや関係機関等との連携を密にして、効果的にチームでの支援ができるように努める。

# 滋賀県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

不登校等児童生徒やいじめをはじめとする問題行動等の対応にあたっては、学校におけるカウンセリング機能の充実を図ることがきわめて重要になっている。

このため、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラー（以下「SC」）を公立小学校・中学校・義務教育学校、県立高等学校等に配置・派遣し、教員の資質向上と児童生徒の諸課題の解決に資する。

### （2）配置・採用計画上の工夫

原則として、全ての公立中学校・義務教育学校および県立高等学校に配置する。小学校では重点配置校を置き、それ以外の小学校には、中学校に配置されたSCを派遣する。その他、緊急事案の対応等では、スクールカウンセラースーパーバイザーを中心に当該校に緊急派遣する。採用については、滋賀県の関係団体と協力して実施している。

### （3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

#### ア. 配置人数

小学校	: 21人
中学校	: 65人
義務教育学校	: 1人
高等学校	: 29人
教育委員会等	: 8人

※小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、教育委員会等で重複あり。

※中高一貫校3校は中学校で計上している。

#### イ. 配置校数

小学校	: 220校
中学校	: 98校
義務教育学校	: 1校
高等学校	: 43校
教育委員会等	: 1箇所

※中高一貫校3校は中学校で計上している。

#### ウ. 資格

##### （1）スクールカウンセラーについて

- ①公認心理師 0人
- ②臨床心理士 78人
- ③精神科医 0人
- ④大学教授等 0人（6人該当者がいるが、いずれも臨床心理士で計上）
- ⑤上記①～③以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者 0人

(2) スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 5人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 5人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人
- ④上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認められた者 0人

エ. 配置形態について

- ・単独校 43 高等学校 高等学校重点配置校 8校 (月4回・1回3時間程度)  
一般校 35校 (月3回・1回3時間程度)  
※中高一貫校3校は中学校と高等学校あわせて時間を配分し、中学校で計上している。
- ・単独校 1 義務教育学校 月2～3回・1回3時間程度
- ・単独校 30 小学校 小学校重点配置校 (月2～3回・1回3時間程度)
- ・拠点校 98 中学校 } 中学校常駐校 4校 (週5日・1日4時間程度)  
小中連携校 8校 (月9～12回・1回3時間程度)  
一般校 86校 (月2回・1回2時間程度～月5回・1回4時間程度)  
※中学校の一般校は生徒数や課題等を考慮して配置時間を決定
- ・対象校 190 小学校 対象校：中学校から域内の小学校へ派遣 (年6時間以上)  
※小中連携校は一般校より多く小学校にSCを派遣



## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

全てのSC、各校SC担当教員（コーディネーター）

### (2) 研修回数（頻度）

SCは年2回、SC担当教員は年1回

### (3) 研修内容

- ・ 1回目＜4月＞（SC担当教員の研修会を兼ねる）

#### ①「スクールカウンセラーの役割と活用」（講義）

- SCの役割
- SCと生徒指導
- 教育相談
- 社会資源を生かす
- コーディネーター（SC担当教員）の役割
- 学校で出会う諸問題
- 心理教育（心理授業）の有効性
- 緊急支援について
- 異なる専門家との協議 等

#### ②「スクールカウンセラーと協働した、児童生徒への効果的な支援について」（グループ協議）

- 各校の取り組みについて（意見交換）
- 各校における効果的な支援について（SCとSC担当者の協議）

- ・ 2回目＜8月＞

「事例を通して考える学校とスクールカウンセラーの連携について」（講義・演習）

### (4) 特に効果のあった研修内容

- ・ 年度初めにSCと学校担当者同席のもと、SCの活動内容や担当者の役割等について説明を行い、SCの活用等について再確認をすることで、SCの効果的な活用にいかすことができた。
- ・ 学校とSCの連携に関わって、特にコンサルテーションについて研修を行った。前半はコンサルテーションの目標や手立て等について講義を受け、後半は具体的事例をもとにグループでコンサルテーションをロールプレイ形式で行った。参加者からは、「SCや先生などのいろいろな立場になることで、いろいろな考え方が分かり、会議の進め方がよく分かった」という感想が多かった。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 有

○活用方法

- ・ 県内の4地域に2人ずつSVを割当て、各担当地域で発生した問題行動等を中心に緊急対応を行う。SVが担当する地域の新規採用SC等への助言・援助や県教育委員会への事業に対する助言・提言を行ったりする。また、研修会の講師を務めたりしている。

### (6) 課題

- ・ SCやSC担当教員の研修のさらなる充実について必要性を感じているが、予算や多忙化の問題もあり、研修会の拡充（研修内容や回数）が難しいところがある。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】不登校生徒への活用事例（①）

中学校男子生徒が学区外からの進学と新しい環境の中で自信を喪失し、入学後まもなく不登校となる。ゲームを通じて、新たな友人関係も作りつつあったが、保護者からの学習に関するプレッシャーが大きく、背景に両親の協力関係がうまくいっていないなどの要因も見られたため、両親と、担任、教育相談担当、学年主任、SCといった複数での話し合いを重ねながら、本人への理解を深めていってもらい促しを試みた。

また、担任とSCが家庭訪問を続けた。本人に出会えない期間もあったが、少しずつ家庭での学習指導に応じたり、SCの面接に応じたりすることが増えていった。その結果、ゆっくりとであるが「外」に向かった成長の兆しが見えてきた。

#### 【事例2】虐待家庭への活用事例（⑬）

小学校高学年の児童に対するカウンセリング中に、保護者が中学生である姉に身体的虐待を加えていること、保護者による本児への暴言があることがわかった。

市の福祉担当課へ通告するとともに、校内での情報収集と情報の共有を行った。また、本児への対応についてSCに助言を得た。さらに、姉がいる中学校とも情報共有を行い、姉もSCによる面談を行うことで状況を確認する等の対応が早期にできた。また、福祉や児童相談所等の関係機関との連携ができた。

#### 【事例3】性的被害を受けた生徒への活用事例（⑮）

女子生徒が登校途中の電車内で痴漢被害を受けたことによって、電車に乗ることに恐怖と大きな不安感を持つようになった。そのため、SCによるカウンセリングを実施した。初回は表情が硬く、被害を受けたことに対する恐怖と今後また同じような被害を受けるのではという不安を強く訴えたが、カウンセリングを重ねるうちに落ち着きが見られ、将来は今回のことを活かした仕事に就きたいとまで話すようになった。

被害に対する不安は一時的に消えたように見られるが、フラッシュバックすることも考えられるため、学校は生徒本人の訴えや変化に目を配りながら、必要に応じてSCにつなげている。

#### 【事例4】SCによる心理授業への活用事例（⑱）

中学校の全学年において、SCによる心理授業を行った。1年生では、「不安や悩みについて考えよう ～不安を取り除く方法～」というテーマで、SCからの自己紹介と悩みがあれば相談をしてほしいという話をしてもらった。2年生では、「イライラや怒りについて学ぼう ～怒りのコントロール～」というテーマで、SCと担任とのT.Tでアンガーマネジメントの授業を行った。3年生では、「受験期のストレス緩和について学ぼう ～緊張を解くリラックス法～」というテーマで、SCと担任または教科担当のT.Tでストレスマネジメントの授業を行った。

それぞれの学年で、発達段階に応じた心理授業をSCと教職員が一緒に考え、行うことができた。また、子ども達にとってもSCとの距離が縮まり、その後のカウンセリング等にもつなげやすくなった。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
SCとの相談件数（件）	29,987	31,067	32,259

・SC等活用事業が定着し、相談件数は年々増加傾向にある。SCの存在や役割が認知された効果が表れている。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
SCが関わった不登校児童生徒数(不登校傾向を含む)	673	788	866
教室復帰ができた人数(人)	167	164	152
関わった児童生徒の中の割合	24.8%	20.8%	17.6%
登校できるようになった人数(人)	152	157	178
関わった児童生徒の中の割合	22.6%	19.9%	20.6%
好ましい変化が見られた人数(人)	230	296	298
関わった児童生徒の中の割合	34.2%	37.6%	34.4%
好転した合計人数(人)	549	617	628
関わった児童生徒の中の割合	81.6%	78.3%	72.5%

・SCが関わった不登校児童生徒数は増加している。SCが相談活動や教職員とのコンサルテーションを行い、組織として不登校児童生徒への支援を行うことによって、登校できるようになった人数や、好ましい変化が見られた人数が増加している。

・SCが関わることで好転した割合は減少しているが、全体的に高い割合を示し、好転した人数は増加している。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
SCが関わったいじめの件数のうち、 早期対応・解決の割合	83.6%	76.2%	85.5%

・平成29年度は少し下がったものの、いじめ事案にSCが関わり、関係児童生徒の見立てや対応についての助言を得ることで、早期対応や解決につながる割合が高くなっている。また、いじめ対策委員会等においてSCからのアドバイスを受け、いじめの未然防止の取組につなげている場合もある。

### (2) 今後の課題

・SC等活用事業を推進していく中で、いじめや不登校、虐待や発達に課題を抱える子どもへの対応等に対してSCの支援・助言が必要とされるケースは増加傾向にあり、児童生徒や保護者、教員のニーズに応えるために配置時間数を増加するなど予算の確保が課題である。

・限られた予算の中でより効果を上げる為に、SCによる校内研修やケース会議等を通じて教員の力量を高め、教員自身が児童生徒や保護者への支援を的確に行えるようにしていくことと、より早い段階（小学校低学年）でのSC活用を考えていく必要がある。

・県内で必要なSCの人材確保が難しい中で、近隣府県在住のSCを活用している状況である。そのような中、SCへの需要が増えていくことで、今後さらに人材確保が困難になると思われる。

# 京都府教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

小・中学校等に臨床心理に関して高度な専門的な知識及び経験を有する者をスクールカウンセラーとして配置し、学校における教育相談機能の充実を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

市内の各拠点校から対象校への派遣を行い、市内小・中学校にスクールカウンセラーの計画的配置（派遣）が行われるように、市町（組合）教育委員会で調整をしている。府立の高等学校及び特別支援学校については、府教育委員会の担当課で調整している。

スクールカウンセラーの採用に関して、新規採用者の他、小・中学校に配置するスクールカウンセラーについては同一校に継続して3年勤務した者を対象に、また府立高等学校・特別支援学校に配置するスクールカウンセラーについては毎年、面接を実施している。

京都府臨床心理士会の推薦を受けた臨床心理士を採用し、質の確保に努めている。

また、スクールカウンセラーの専門性の確保と維持のため、スクールカウンセラースーパーバイザー制度を導入し、経験豊かな6名を登録して、要請があればスクールカウンセラーの支援に当たっている。

公認心理師の資格のみを持つ方も採用するため、平成31年度採用より一部公募を実施する。

### （3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

#### 【配置人数】

小学校	: 35 人
中学校	: 73 人
高等学校	: 40 人
義務教育学校	: 1 人
特別支援学校	: 2 人

#### 【配置校数】

小学校	: 37 校
中学校	: 96 校
高等学校	: 47 校
義務教育学校	: 1 校
特別支援学校	: 1 校

#### 【資格】

##### （1）スクールカウンセラーについて：

- ① 公認心理師 0 人
- ② 臨床心理士 121 人
- ③ 精神科医 0 人
- ④ 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る）又は助教の職にある者又はあった者 0 人
- ⑤ 上記①～④以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者 0 人

##### （2）スクールカウンセラーに準ずる者について → なし

### 【主な配置形態】

単独校	11 小学校	(週1日・1回8時間)	(週1日・1回6時間)	(週1日・1回4時間)	(年4日、1回4時間)	
	16 中学校	(週1日・1回8時間)	(週1日・1回7時間)			
	43 高等学校	(週1日・1回4時間)	(週1日・1回6時間)	(週1日・1回7時間)	(週1日・1回8時間)	
	1 義務教育学校	(週1日・1回6時間)				
拠点校	75 中学校	(週1回・1回8時間)	(週1回・1回7時間)	(週1回・1回6時間)		対象校 169 小学校 4 高等学校 10 特別支援学校
	26 小学校	(週1日・1回8時間)	(週1回・1回4時間)			
	1 特別支援学校	(週1日・1回4時間)				

## 【2】 スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

スクールカウンセラー、スクールカウンセラー配置校担当教員（教育相談担当教員、コーディネーター等）

### (2) 研修回数（頻度）

スクールカウンセラー連絡協議会（京都府教育委員会主催：年1回）

スクールカウンセラー連携会議や研修

（各教育局、市町（組合）教育委員会主催：回数は主催者による）

### (3) 研修内容

スクールカウンセラーによる効果的な活動が展開されるように、交流協議や事例研修、大学教授による講義等を実施し、スクールカウンセラーの資質能力の向上と学校における教育相談体制の充実を図る。

### (4) 特に効果のあった研修内容

特別支援教育士による専門的な知見からの特別支援を要する児童生徒への効果的な関わり方に関する講演

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置・・・6名

○活用方法・・・個々のスクールカウンセラーだけでは対応できないケースが生じたとき、要望に応じて、スクールカウンセラーを指導、支援、マネジメントするための経験豊かなスーパーバイザーを派遣する。

### (6) 課題

児童生徒や保護者との面談だけではなく、教員へのコンサルテーションや事例のコーディネートについても担ってもらう必要性が年々高まっている。また、校内研修等の講師や児童生徒に向けての授業を行うことも増えてきているが、面談の予約だけで時間が埋まってしまう状況もあるため、スクールカウンセラーの配置時間数の増加を求める学校が多くなっている。

問題行動や不登校、いじめ等児童生徒を取り巻く状況は厳しさを増しており、その背景も複雑化していることと併せ、スクールカウンセラーにおいても世代交代が進んでいることから、資質能力の向上が急務で、さらなる研修の充実が求められる。

また、地域によっては、スクールカウンセラーの担い手が少なく配置が難しくなっている現状がある。今後、公募等も活用しながら幅広く人材の確保に努めなければならない。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1-1】希死念慮の疑いのあった生徒に適切に対応するための活用事例（⑧心身の健康・保健）

担任が入手した情報を受け、学校による本人への指導、セーフティネット、教育委員会や関係機関への繋ぎなどについてスクールカウンセラーからの確かな助言を受けた。高い即応力と危機管理能力をもつスクールカウンセラーが会議に同席することにより、学校として適切に対応することができた。当該生徒が自死を望むものではないことが明らかになった後の経過観察に際しても継続的に助言を受け取組を進めている。

#### 【事例1-2】関係機関との円滑な連携をするための活用事例（⑦教職員との関係 ⑩発達障害等）

学期の途中からADHD様の症状が現れて、教室での学習が困難になり、別室・放課後登校を経て、現在専門機関と連携して対応を検討中の事例である。母親は、学校に対して不信感があり、本人に障害があるとレッテルを貼られて特別支援学級に入れられてしまうかもしれないという思いから、学校が病院と連携をとることや医師の見立てを学校に伝えることを拒否していた。スクールカウンセラーを通して学校の立場を伝えることで、保護者、専門機関（医療）、学校が連携して対応していくことができるようになった。

#### 【事例2】虐待の疑いがある母子を支えるための活用事例（⑬児童虐待）

母が精一杯の対応から恫喝による暴言を伴う厳しい指導を繰り返す。外部（近隣大学にて実施）の面談だけでなくスクールカウンセラーの面談を定期的に入れる。そのことにより、本人への理解、障害受容が深まり、母の対応が改善の方向に向かう。スクールソーシャルワーカーとの面談、助言も得て、本人の将来を見通し、児童相談所での発達検査を受検する。療育手帳を取得する予定となった。今後も母はスクールカウンセラーへの相談の継続を希望している。

#### 【事例3】

\*「⑮性的な被害」「⑯ヤングケアラー」に関わって、スクールカウンセラーを活用した事例は把握しておらず、記載は困難である。

#### 【事例4】「自殺予防教室」のベースとなる心理教育の実施（⑱教育プログラム）

スクールカウンセラーを講師として、5年生対象に、不安に対処する方法や、悩んだときのSOSの出し方などについて保健の時間に授業を行った。感情とストレスについて理解し、対処法を体験することで、適切に対処をしようとする意識が高まった。また、具体的なリラクゼーションをグループワークにより学んだことにより、コミュニケーションが良好になった。「自分の気持ちを和らげることや、困ったときにどうしたらよいか分かり良かった」という児童の反応があった。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

年間140時間以上スクールカウンセラーが配置されている小学校と府全体の小学校との不登校出現率及び相談件数の比較

	学校数	不登校出現率	相談件数
年間140時間以上SC配置小学校	27	0.71	4,614
府小学校全体	206	0.51	11,932

年間140時間以上配置されている小学校は、府全体の不登校出現率より0.2ポイント高い状況となっている。対応が必要な学校に多くの時間を配置している結果と考えられる。相談件数については、全体の38.7%が140時間以上配置されている小学校の相談件数である。身近にスクールカウンセラーがいる時間が多いほど、スクールカウンセラー活用に関わる認知も高くなり、相談に対するハードルが低くなることから、積極的にスクールカウンセラーが活用されている様子が確認できる。

- 児童生徒や保護者との面談だけでなく、教員に対するコンサルテーションが積極的に行われるようになってきた。
- 校内研修においてスクールカウンセラーを活用した研修計画を設定し、教員のカウンセリング能力の向上に努めている。
- スクールカウンセラーに対する保護者の認知度が高まり、カウンセリングの希望者が増えてきている。特に不登校の児童生徒を抱える保護者の思いを聞き、スクールカウンセラーと学校が連携して取り組むことで不登校から別室登校に進展した例もいくつか見られ、保護者の学校に対する信頼感にもつながっている。
- 児童生徒の抱える課題が複雑化・多様化する中、様々な視点から見立てを行い、対応を検討する必要性が高まっており、スクールカウンセラーがケース会議等に参加し、心理の専門家としての助言が活かされる機会が増えている。

### (2) 今後の課題

- スクールカウンセラーによる校内研修で、教員が教育相談の視点を学ぶ機会は増えてきているが、1回だけの研修でなく、継続的に実施することで、研修の中身を充実させていくことが必要である。
- カウンセリングの希望者が多い中、時間の制約があり、次回の予約が何週間も先になってしまったり、教員に対するコンサルテーションが十分に行えなかったりする状況がある。ケース会議等への参加も必要となることから、巡回対象校のみならず配置校においても時間数増加などの充実が望まれている。
- 学校によってスクールカウンセラーの活用度に差があるため、全ての学校で効果的に活用されるよう工夫が必要である。
- 公共交通機関の利用のみでは勤務しにくい地域など、地域によってはスクールカウンセラーの必要数を確保することが難しくなっている。公募等も活用しながら、人材の確保に努める。

# 大阪府教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- 学校の教育相談体制の充実を図るため、以下の業務を行う。
  - ・児童・生徒へのカウンセリング
  - ・カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助
  - ・児童・生徒のカウンセリング等に関する情報収集及び提供
  - ・その他、学校が必要と思われること
- 緊急事案発生時に、スーパーバイザーを派遣し、教育委員会と連携し、学校支援にあたる。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- 配置市町内または地区内で定期的に配置替えをすることにより、様々なスクールカウンセラー（以下、S C）の視点で教育相談体制が普及できるようにするため、同一校で最長5年の勤務を可能としている。
- 配置市教育委員会の活用方針のもと、市の人材や連携可能な機関等の把握とS CのネットワークづくりのためにチーフS Cを配置。
- S Cと配置校の校長に活動状況アンケートを実施し、学校の適切な活用とS Cの活動について把握。チーフS C及びS Cスーパーバイザーと次年度の方針を相談の上、市町村教育委員会が配置希望調書を作成し、府教育委員会で次年度配置を決定するとともに、次年度更新を希望しないS Cの欠員を補充するために、毎年度公募審査を行っている。

### （3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

#### 配置人数について

小学校	:	0人
中学校	:	253人
義務教育学校	:	4人

#### 配置校数について

小学校	:	0校
中学校	:	284校
義務教育学校	:	4校

#### 資格について

（1）スクールカウンセラーについて：

②臨床心理士 257人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

該当なし

主な配置形態について（配置時間等については、複数記載してもかまわない。）

拠点校 288中学校（義務教育学校（後期課程）4校を含む）（週1日・1回6時間）

単独校 該当なし

対象校 598小学校（義務教育学校（前期課程）を除く）（週1日・1回6時間）



## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

各SC、市町村教育委員会担当指導主事

### (2) 研修回数(頻度)

- ・SC連絡会(兼研修)(年2回)…市町村指導主事も参加している
- ・SV・CSC会議(課題に即した講義や協議を通して専門性を高める研修)(年2回)
- ・新規採用SC説明会(3月に実施)

### (3) 研修内容

- ・府教育委員会からSCの活動に係る今年度の重点についての説明
- ・SCの資質向上に係る講義、事例報告及び情報交換
- ・市町村教育委員会によるSC活用方針の交流

### (4) 特に効果のあった研修内容

- ・SCスーパーバイザーによる「大阪府北部地震における緊急支援」についての報告をもとにした、「災害時における支援」についての協議
- ・「予防的な生徒指導におけるスクールカウンセラーのアプローチについて」をテーマにした地区別協議
- ・SV・CSC会議において協議した内容をSV・CSCと市町村指導主事とが共有し、市町村教委・学校・SCの連携について各地区で推進した。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 有・無

府内を5つのブロックに分け、各ブロックにスーパーバイザーを配置

○活用方法

- ①新規採用SCへの指導助言
- ②各ブロックでの市町村教育委員会及びSCへの助言
- ③緊急事案発生時に教育委員会と連携した学校への直接支援

### (6) 課題

- ・SCの効果的な活用についての認識が十分でない市町村教育委員会や学校もあり、チーム支援体制の中における、SCの有効な活用について理解を深めるよう、研修会の充実をはかる必要がある。
- ・経験の浅いSCを含め、SC同士が情報共有できるように、各市町村や地区でのSC連絡会の実施を促す。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】保護者対応について中学校に引き継ぎ、いじめ事案について組織的に対応した活用事例（②・⑪）

中1男子。小6の10月頃、母親が子育てに悩んでおり、暴言や暴力をふるってしまうということで、小学校長を通じて、母親に対するカウンセリングの依頼が入った。その後、数回母親とカウンセリングをしていたが、3学期になり、児童自ら校長に対して、母親から暴力をふるわれたので助けてほしいという訴えがあり、校長より子ども家庭センターに通告し、一時保護された。この対応に母親が強い不満を持ち、校長に直接訴えてきたため、SCが校長に対するコンサルテーションを行うとともに、児童への支援や保護者対応について中学校への引継ぎを行った。

中学校入学後、SCは担任と連携し、家庭背景や本人の発達課題、保護者対応について助言した。母親に対しては、SCが引き続き面談を行った。数回の面談を重ねるうちに、母親は子どもへの暴言や暴力を行わなくなり、本人をありのまま受け入れていこうという兆しが見え始め、夏休み中も穏やかな気持ちで過ごすことができたということもあり、面談による母親への支援を一旦終了した。

生徒については、学習面や友人関係での課題が起こることが予想されたので、母親の希望もふまえ、カウンセリングを継続した。

3学期になり、当該児童がクラスメートに追いかけられ転倒し、前歯を折った。初期対応が不十分で、保護者間のトラブルに発展しかねない状況となった。いじめ事案として組織的に対応できるよう、SCは教員向けにいじめに対する認識と、保護者への心情理解などをコンサルテーションした。管理職に対しても母親への対応について助言した。

母親からこの事案について面談希望があったため、カウンセリングを実施した。加害者側及び学校の対応への怒りが大きかったが、徐々に気持ちを整理し、落ち着くことができた。

学校全体でいじめに対する認識を揃え、事案に対する情報共有を行い、保護者に対してはSCが築いてきた関係を生かして、教職員が丁寧に関わり、チーム学校として組織的に対応することができた。

#### 【事例2】カウンセリングから明らかになった児童虐待のケースを他の関係機関と連携した活用事例（⑬）

中2男子。自宅付近の空き地で枯草等を燃やすという事件を起こし、学校からの依頼でカウンセリングを開始した。2回目のカウンセリングで、本人が家庭内での心理的な虐待の被害について語るようになった。元々、小学生の時に母親からの暴力で一時保護された経緯があり、要対協の対象生徒として中学校も認識していたが、本人が学校に適応しており虐待被害が見られなかったため、特別に意識はしていなかった。

カウンセリングを継続していくなかで、「この家から出ていけ」、「あんたがいるから家が落ち着かない」等の言葉による心理的な虐待が継続していたことが明らかになった。面談の内容を速やかに学校に報告し、虐待通告について本人の同意を得るという役割をSCが担うことになった。

その後、カウンセリングの中で、母親から顔面を殴打された事実を話したため、本人の了解を得て、学校から子ども家庭センターに虐待通告を行った。翌日、子ども家庭センター職員が家庭を訪問し、一時保護した。その後、本人は家庭に戻ることとなったが、継続したカウンセリングを行っている。

### 【事例3】性的な被害を受けた生徒への教職員のチーム支援のための活用事例（⑮）

中1女子A。Aは、体育大会前日の下校途中に中1男子Bに身体を触られた。Aが母親に話をして発覚した。Aは、体育大会は参加したが、代休明けに欠席し、翌日から保護者付き添いのもと登校した際、SCが両親とAと面談した。Aは、緊張が高く、通学時や教室での休み時間に大きな不安を抱えていた。また、両親から学校に対する要望をふまえ、Aの支援体制で留意すべきポイントを学校に伝えた。

その後、学校で謝罪会が行われた。翌週に行った2回目の面談では、Aの父親から謝罪会に対する不満と今後の不安が表明されたため、学校はBの両親との面談や、Aの登下校の見守りを複数で行うなどの対応をとった。教員からBに対して、Aと出会う機会を極力減らすこと、そのため教室移動時にはAのクラスの前を通らないことなどを決めた。また、Bの下校時にはBの両親が付き添うこととした。

Aへの支援と並行して、Bへの支援も進めた。SCが定期的にBおよびBの両親と面談するようにした。B自身が行っている努力（Aに接触しない、Aの視界に入らない等）を認めるとともに、Bが行ったことを振り返るように促した。B自身が自らを語ることはあまりなかったが、Bの両親とも面談の様子を共有しながら支援した。

Aは休むことなく登校を続けているが、友達との会話のなかでBの話題が出てくると気分が落ち込む等の訴えがあり、Aの気持ちを丁寧に聞き取るとともに、その状況を回避する方法をSCと考えた。

学年教員、生徒指導担当、養護教諭、管理職とSCが連携を図り、常に情報共有しながらAおよびBへの支援を、卒業まで継続していく。

### 【事例4】SCと教員が連携して児童生徒理解と支援を深めるための活用事例（⑰、⑱）

SCは、大阪府教育委員会が平成25年8月に発行した「スクールカウンセラーと教員がともに取り組む問題解決力育成のためのブックレット」（以下「ブックレット」）を活用している。この「ブックレット」は、矯正施設で実施されている「社会性涵養プログラム」を参考にして、暴力行為の解消に向け、臨床心理学の観点から児童生徒の内面を引き出すために必要な「表現」「気づき」「行動」の3つの要素でワークを構成したものである。

「ブックレット」のワークは、SCが生徒の状況に合わせて加工して活用しており、カウンセリングルームなどで個別の児童生徒に実施したり、学級担任からの依頼により、1つの学級でSCと教員が連携してワークを実施したりしている。ある学級でワークを実施したSCからは、「生徒たちが安心して取り組めるように、事前に教員と打合せしたことで、ワークの持つゲーム感覚を生かすことができ、普段参加しづらい生徒も参加することができた。」「あまりSCを活用していなかった小学校の教員に対して、SCの関わり方を説明するのに役立った。」などの感想を得ている。

ワークを実施するにあたり、管理職、生徒指導主事、学級担任、養護教諭などさまざまな教職員と連携しており、総合所見として、「実施してよかった」という肯定的意見が9割以上となっている。

また、SCが配置中学校や校区小学校の教職員に対して行う研修において、「ブックレット」の題材について紹介し、児童生徒が取り組むワークを教職員に体験してもらうことによって、その効果を実感するとともに、子どもの内面を引き出す指導に生かせるような研修となっている。研修後には、教員自身が学級でワークを活用したりするなど、活用の幅が広がっている。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

・府内の全中学校（府内 288 校（義務教育学校 4 校含む））に S C を配置することができ、府内で統一した教育相談体制を整えることができた。S C への相談件数は、（表 1）のとおり、例年よりも 5, 3 6 5 件増加した。相談内容の内訳としては、前年度と比べて不登校が 2, 6 2 7 件、発達障害等が 8 9 1 件、児童虐待が 5 2 7 件それぞれ増加しており、学校が生徒指導上の課題について組織的に対応し、関係機関との連携を強化できるようになってきたと捉えている。

（表 1）【S C への相談件数（延べ人数）小学校・中学校・その他を含む】

	H 2 7 年度	H 2 8 年度	H 2 9 年度	H 3 0 年度
相談件数（人）	8 5, 9 6 1	8 5, 8 8 9	8 5, 1 4 4	9 0, 5 0 9

・配置市町村教育委員会の活用方針のもと、域内 S C の交流会や研修を実施し、ネットワークづくりを行うことができた。その際、各地区に配置された S C スーパーバイザーやチーフ S C がまとめ役となり、関係機関との連携や、効果的なケース会議の持ち方等について情報共有ができた。

・S C の資質向上を目的とした S C 連絡協議会（2 回）を実施し、大阪府における生徒指導上の課題や、求める S C 像などを説明したうえで、学校での生徒指導に関わる問題等の解決に向けた助言等、S C の役割について理解を深めることができた。

・9 月に実施した第 2 回の連絡協議会では、6 月に発生した大阪北部地震での緊急支援での経験について S C スーパーバイザーおよびチーフ S C から講義を行い、その後の協議で、「災害時における支援をスムーズに実施するために日頃から大切にしておくべきこと」について、情報共有できた。

### (2) 今後の課題

・現状では S C の業務の多くはカウンセリングや重篤なケースの相談が占めているが、生徒指導上の課題の未然防止や予防の観点からも、S C が校内会議への参加や授業観察等ができる時間を確保する必要がある。また、こうした日常の関わりにより、ケース会議等においてアセスメントやプランニングの円滑な実施につなげたい。

・いじめ防止対策推進法第二十二条により、「当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする」とされているが、学校や S C によっては、その認識が十分でないケースがあり、各校のいじめ防止対策の組織にしっかりと位置づけられるようにする必要がある。

・事案発生時に、S C スーパーバイザーやチーフ S C による緊急支援が必要かどうかの判断が、市町村教育委員会によっては不十分な面もあるため、判断基準を共有していく必要がある。

・学校におけるこれからのチーム支援体制として、S C をはじめ、スクールソーシャルワーカーやスクールロイヤーといった多職種の各専門人材が生徒指導上の課題に携わる連携モデルが必要である。学校が各専門人材を含めたチームで、アセスメントを深める機会をもてるように取組みを進めていきたい。

・S C スーパーバイザーやチーフ S C による緊急支援後に、中長期的な視点で支援が続けられるように、各校に配置された S C と学校および教育委員会が連携できる体制づくりを進める必要がある。

# 兵庫県教育委員会

## 【1】 スクールカウンセラー等の推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

公立小中学校等に配置し、子ども達の心の相談に当たるとともに、教職員のカウンセリングマインドを高めることにより、問題行動等の未然防止や早期発見・早期解決を図るなど、学校における教育相談体制の充実に資する。

### （2）配置・採用計画上の工夫

中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程には全校に配置している。また小学校において平成30年度は130校を拠点校に配置し、連携する小学校への相談に対応している。

スクールカウンセラーの採用は、兵庫県臨床心理士会に所属しているスクールカウンセラー希望者を県内6カ所の教育事務所から、各学校の実情を考慮して採用している。

### （3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

#### 配置人数（神戸市を除く）

小学校	: 130人
中学校	: 257人
高等学校	: 0人
中等教育学校	: 1人
特別支援学校	: 0人
義務教育学校	: 1人
教育委員会等	: 0人

#### 配置校数（神戸市を除く）

小学校	: 130校
中学校	: 257校
高等学校	: 0校
中等教育学校	: 1校
特別支援学校	: 0校
義務教育学校	: 1校
教育委員会等	: 0箇所

拠点校 258 中学校等 (週1日・1回6時間)

拠点校 130 小学校 (週1日・1回6時間)

単独校 1 義務教育学校 (週1日・1回6時間)

連携校 456 小学校

#### 資格

平成30年度の兵庫県のスクールカウンセラーはすべて②の臨床心理士の有資格者

## 【2】 スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

兵庫県教育委員会が配置しているスクールカウンセラー

### (2) 研修回数（頻度）

3回（年間）

### (3) 研修内容（一部抜粋）

- ・テーマ スクールカウンセラーとして働くために必要とされることの再確認
- ・講義 「スクールカウンセラーとして期待すること」
- ・事例研究 「心と体の健康観察を用いた授業実践」
- ・授業研究 「困難事例に対してスクールカウンセラーは何ができるのか～不登校生徒への対象接近型支援～」

### (4) 特に効果のあった研修内容

- ・事例研究をもとにしたスクールカウンセラー同士の意見交流
- ・講義を踏まえた事例についてのグループごとの意見発表

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

#### ○スーパーバイザーの設置

スーパーバイザーを4名配置している。うち3名は担当地区を決め必要に応じて緊急派遣できるようにしている。また、平成30年度より1名を追加配置し全県をカバーできるようにした。

#### ○活用方法

- ①重大な事件が起こった場合、学校等の状況を考慮し、市町組合教育委員会の要請によってスーパーバイザーの派遣を行い、当該学校への支援として、校長への助言、スクールカウンセラーへの助言や教職員の研修会、保護者説明会などにおいて講演などを行う。
- ②新任スクールカウンセラーへのスーパービジョンを含む県内のスクールカウンセラーに対する助言を行う。

### (6) 課題

- ・スクールカウンセラーの勤務時間が課題となり教職員と連携がうまくとれていない場合もある。

## 【3】 スクールカウンセラー等の活用事例（以下「SC」）

### 【事例1】 不登校対応のための活用事例（①不登校）

#### 1 事例概要

母親、父親、当該児童の3人家族である。当該児童は頭の回転が早く、大人顔負けの知識も有るが、空気を読むのが苦手で、思ったことを口にしてしまうことで友達との間でトラブルになり、学校で同級生と過ごすことを苦痛に感じていた。そのことで小学校中学年より一年以上学校を欠席していた。加えて、両親が不仲であり、学校を休みがちなる頃に父親が家を出て母親と二人で暮らすようになっていた。その後は外出することがほとんどなく、家庭での生活が中心で不登校になっていたが、母親からの相談に応じた担任から相談を受けたSCが本児と母親とのカウンセリングを行うことになった。

#### 2 学校・SCの対応

担任と相談の上、SCが家庭訪問を継続し、母親との個別面接は学校で行うことにした。本児との家庭訪問では、SCは本児が自身に対する肯定的な感情を持てるように関わった。やがて、自分の得意な分野を確立することで、自己に対する自信を回復し、母親と一緒に外出が出来るようになる。ある日、母親と買い物に出かけている際に、仔犬を見かけ、主体的に「飼いたい」と言い出し、子犬を飼うことになる。やがて、仔犬との散歩であれば、1人で外出出来るようになり、そこから近所の公園で同級生達とも交流するようになっていった。

#### 3 保護者対応

母親との面接は、母親自身の自立がテーマとなるが多かった。本児を抱える母親をSCがサポートするとい

う視点で継続面接を行った。やがて、本児が登校を再開した時期に、母親は本児の父親と離婚手続きを開始することになった。そして、職業訓練でパソコンを習い始め、養育費に頼らずに生きる方法を模索するようになる。このような母親自身の変化を通して、本児にも変化が生じたように思われた。

#### 4 チーム学校としての対応

担任はSCと情報共有をしつつ、積極的に家庭訪問を開始し、本児との関係作りを続けて行った。やがて、本児が1人で外出するようになり、自然と同級生との関係を持つようになった後、担任は本児が放課後登校しやすい環境を整えていった。担任が本児に放課後に学校に仔犬を連れてくるように誘い、そのことをきっかけにして、本児は登校を再開した。小学校卒業後、中学校で中心的な役割を果たしている。

### 【事例2】児童虐待対応のための活用事例（⑬児童虐待）

#### 1 事例の概要

義父、母親、当該児童の3人家族。小学校中学年で母親と義父が再婚した。母親の妊娠が分かった頃から、本児と義父との関係が悪化した。本児への暴言をみかねて、母親は新居を出て実家に帰ることも増えていたが、義父が謝ると新居に戻ることを繰り返す。やがて、暴言だけでなく本児を叩いたり殴ったりすることもあり、また、本児が学校を欠席しがちになったことから母親が学校に相談し、SCとのカウンセリングを行うことになる。

#### 2 学校・SCの対応

担任、管理職を中心に、外部機関の専門施設、福祉施設、母子支援施設、警察機関とも連携を取り、情報共有を行った。本児へのサポートは、担任を中心に放課後の学習支援を毎日続けた。SCは母親のサポートを行い、母子の支援を担当とSCがそれぞれ担った。

#### 3 保護者対応

母親との面接の中では、母親自身の依存の問題が明らかにされた。まずは本児と母親が安心して日々を過ごすことが出来る環境を整えることを優先しながら、継続面接を行った。やがて、本児が母親の実家に帰り、母親は出産後、実家に帰ることになる。その後、本児は学校への登校を再開し、母親は父親と離婚の協議を始めた。

#### 4 チーム学校としての対応

担任はSCと情報共有をしつつ、本児と母親が安心出来る環境で生活出来るように支援した。関係機関が複数あるために、母親の同意の下、母親がどの機関からも支援を受けられるように環境の整備を行った。本児が登校を再開してからは、複数の教員が本児の様子を観察し支援する体制を整えるために、児童理解委員会で情報の共有を計った。

### 【事例3】家族の問題のための活用事例（⑯ヤングケアラー）

#### 1 事例の概要

母親、当該児童（小学校高学年）、異父きょうだい（幼児）の3人家族。市営住宅に在住。母親は当該児童を若年出産した。父親とは当該児童が就学する前に離婚（小学校入学時点で母子家庭）。祖父母（母親の両親）は、離婚の原因を「母親の我慢の足りなさ」だと考え、実家での同居を拒否した。

当該児童が小学校低学年の頃、母親が勤め先の知人と再婚。異父きょうだいが生まれるが、再び離婚した。離婚後、学級での言動から、当該児童が幼いきょうだいの世話をしている様子が伺い知れた。小学校高学年に進級したある日、当該児童が担任に対して、「母親が出会い系サイトで知り合った男性と付き合い始めた」「夜、母親に会うためこっそり家にやって来る男性がいる」と打ち明けたことから、校内で支援の必要性を模索することになった。

#### 2 学校・SCの対応

SCは、担任の依頼を受け、当該児童の面接を実施した。母親が当該児童に対し、「早くお父さんを見つけてあげるから」と繰り返し言い聞かせていることが判明した。不満を述べる当該児童に対し、SCは〈お母さんにして欲しいことはそういうことではないよね〉と共感しつつ、親子の認識のずれを確認した。母親が語る「男性との交際が不可欠」との認識は、男性と女性の賃金格差という社会の問題でもあると説明し、母親だけの責任ではないと伝えると、驚いたように「そうなの？」と尋ねて来た。

当該児童は家計のことを強く心配しており、自分の存在が母親の負担になっているのではないかと考え、「自分があるから家にお金がかかるのでは」と話した。SCが〈それは逆だと思うけど。お母さんはあなたがいるからこそまでやって来られたのではないかな〉と伝えると、「そうかな…」とつぶやき、じっと考え込むような表情を示した。

異父きょうだいの世話は「全部わたしがしている」と当該児童が答えたが、母親の就労が不安定であるため、

保育園に預けられないことも背景要因として考えられた。近隣に在住する祖母は母親とは仲が悪いものの、当該児童達には比較的穏やかに接している気配が窺われた。

### 3 保護者対応

母親が就学援助の申請書類を提出するため来校した際、担任の仲介により、SSWが面談を実施した。母親はSSWとの面談で、現在の就労形態（仕事の掛け持ち）が心身ともに厳しいことを控えめに語ったが、当該児童が訴えているような問題については言及しなかった。SSWは母親の労をねぎらい、市の福祉制度を紹介しながら、「いざとなったら頼れるところいっぱいあるから安心して」と伝えた。母親は自身の養育態度を責められるのではないとわかり、「中卒でも正規で雇ってもらえるところがあれば」と就労に対する不安を打ち明けた。

### 4 チーム学校としての対応

家庭事情から学校から市の虐待対応窓口にも連携を依頼した。ケース会議を実施したところ、決して看過できない家庭環境ではあるが、今すぐ一時保護や施設措置には至らない事案であるとの認識であった。近所付き合いもなく、母子ともに孤立している様子であるため、地域のつながりを回復する一助として、ひとり親家庭を支援するNPO団体、子ども食堂を紹介することも提案された。

## 【事例4】(①校内研修)

本県では小中連携を推進しており、中学校区の小学校の教職員も参加することになっている。カウンセリングマインド研修は年間二回実施されている。以下、一部を紹介する。

<プログラムの内容>

#### ①一回目のカウンセリングマインド研修（夏休み）～知識伝達型研修～

（タイトル）児童生徒とのコミュニケーションを滑らかにするために  
～カウンセリングマインドを持って～

（内容）

カウンセリングとは  
カウンセリングマインドとは  
カウンセリングの歴史  
来談者中心療法  
カウンセラーの3原則  
積極的傾聴法  
聴くためのスキル

#### ②二回目のカウンセリングマインド研修（冬休み）～ワーク・演習型研修～

（タイトル）児童生徒とのコミュニケーションを滑らかにするために  
～ワーク・演習を通じての気づきを大切に～

（内容）

構成的エンカウンターの手法によるペア作り  
お互いに褒め言葉を伝え合うワーク  
二人で支え合うワーク  
非言語による伝達ゲームの導入  
中学生と小学生の架空の事例をもとにロールプレイでの演習

<実施の効果>

- ①構成的エンカウンターグループの手法でのペア作りや演習を通じて、教師間交流も生まれ、研修を契機に教職員の情報連携のみならず、行動連携が活発化した。
- ②児童生徒の教育指導における教師自身の認知や行動傾向の偏り（癖）にも気づきを得られたようです。
- ③児童生徒をサポートするには、教職員自身の安定したメンタルヘルスが肝要で、リラクゼーション法（イメージ呼吸法、動作法、自律訓練法等）も実施。「空き時間に実施することで、ストレス軽減になっている」「生徒にも伝授している」との感想を得た。



## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・児童生徒、保護者へのスクールカウンセラー相談が周知され、相談体制が整っている。
- ・スクールカウンセラーを活用することで教員のいじめに認知に対する意識が高くなる一つの要素となり、組織として早期発見・早期対応の一助となっている。
- ・学校のいじめ対応チームにおいて、ほとんどの公立学校で外部の専門家としてスクールカウンセラーの見地や専門性が活用されている。教育を専門とする立場の教師と心理学を専門とする立場のSCが両輪となり、多様で、柔軟な児童生徒理解の幅を広げた。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
相談人数	101,853	102,319	110,553
うち教職員の相談人数	49,664	51,343	55,830

### (2) 今後の課題

- ・各スクールカウンセラーの経験によって、事案に対する対応能力に差があり、研修の積み重ねが必要である。
- ・学校の実情に応じ、スクールカウンセラーの年齢・性別などのニーズが異なることから、スクールカウンセラーの確保が困難になることがある。
- ・年度途中で離職することがあり、十分な引き継ぎの時間がとりにくい。
- ・スクールカウンセラーと教員の立場で相談者の問題解決に当たるため、それぞれの立場を考慮しつつ、密な連携をとる意識を高めていく事が不可欠である。
- ・平成30年度、小学校における拠点校は平成29年度より3校増の130校になったが、カウンセリングを希望する児童生徒、保護者の数は増加している現状にある。その中で、カウンセリング対応できる数を増やすために、1件の相談時間を短くして対応している現状にあり、カウンセリングの質の点から考えるとこの対応で、相談者を増やすことには限界を感じる。カウンセリングの質を下げる事なく、適切な相談対応をするためにはスクールカウンセラーの増員が急務であると考えている。

# 奈良県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者をスクールカウンセラーとして公立学校に配置し、児童生徒の心の相談にあたりるとともに、悩みを抱えた児童生徒の保護者に対する支援を行う。また、児童生徒に対し多面的な支援ができるようにスクールカウンセラーが教員に対してコンサルテーションを実施することにより、学校の教育相談体制の強化・充実に図り、問題行動等の未然防止や早期発見、早期解決に役立てる。

### （2）配置・採用計画上の工夫

在籍生徒数及び学校の状況により、配置時間を変える。

中学校に配置しているスクールカウンセラーが必要に応じて校区内の小学校へ出向き、相談業務等に就く。

### （3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

中学校 : 103校

高等学校 : 8校

#### （1）スクールカウンセラーについて

①公認心理師 0人

②臨床心理士 42人

③精神科医 0人

④大学教授等 0人

⑤上記①～③以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者 0人

#### （2）スクールカウンセラーに準ずる者について

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 12人

②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 3人

③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人

④上記①～③以外の者で都道府県または指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認められた者 0人

拠点校	103中学校	(年34回・1回5～6時間・6中学校)
		(年17回・1回5～6時間・63中学校)
		(年11回・1回4時間・34中学校)
単独校	8高等学校	(年35回・1回5～6時間・1高等学校)
		(年17回・1回5～6時間・5高等学校)
		(年10回・1回6時間・2高等学校)

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

本事業で採用しているスクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者全員

### (2) 研修回数（頻度）

年3回 4月 連絡会

7月 スクールカウンセラー研修会（「学校における危機管理体制について」）

12月 スクールカウンセラー研修会（「自殺予防について」）

### (3) 研修内容

行政説明、講演、事例研修、情報交換

### (4) 特に効果のあった研修内容

学校危機管理体制についての講義

大学教授による自殺予防についての講演会

事例研修、情報交換

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 有・2人

○活用方法 希望するスクールカウンセラーへのスーパービジョン、研修会での助言

### (6) 課題

- ・スクールカウンセラーは他の職業にも就いており、研修会へ参加のための日程調整が難しい者もいる。また、研修会等への参加費用（旅費や日当）は経費として計上できないため、参加者の自己負担となっている。
- ・スーパーバイザーの効果的な活用について検討する。

## 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

### 【事例1】中学3年生の女子生徒の不登校支援に関わる事例（①）

学業への不安を訴え、登校時間になるとトイレに長時間籠ることが続き、別室登校の措置を取るが本生徒の登校にはつながらず、SCによる面接を開始する。当初予測された学業への不安が中核の主訴ではなく、当該生徒には生得的な健康不安があることに加え、幼少期から母の健康不安の問題も抱えていたことから、母との分離不安が根底にあると見立て、SCによる母子並行面接を実施。また、本生徒の姉妹には知的障害があり、母は本生徒のケアに専念することが難しい状態であることから、外部の公的な支援が必要であると判断し、SSWを含めた学校内でのカンファレンスを実施。継続的な外部支援が必要との見解を得て、まずは未整理である本生徒の医療的なサポート体制の充実と、母への各種サービス利用に関する情報提供を実施できるよう、管理職を通じて児童相談所、児童家庭支援センターへも協働を依頼。卒業後も福祉支援を受けられるよう支援策を講じている。

### 【事例2】 中学3年生の女子被虐待生徒への支援に関わる事例 (13)

エネルギーの低さと睡眠不足を訴え保健室利用。入眠困難の訴えを聞く中で母からの暴力の話が挙がりSCとの面接につながる。面接内では母からの身体的・心理的虐待が疑われる事象が本生徒から報告されるが、家族の様子やその他の客観的な情報から緊急対応が必要な状態ではないと判断(本生徒も対応は頑なに拒否)。本生徒にはリラクゼーション法を導入し睡眠不足は改善へと向かっている。しかし、児童虐待の疑いは依然として継続していることから、管理職を通じて児童相談所へ情報提供を行い、教諭、SC等が密に連携を図りながら本生徒の状態把握に努めている。学校内で本生徒の状態をいち早く察知するため、窓口となりやすい保健室をスムーズに利用できるよう、本生徒の承諾を得た上でSCから担任・養護教諭へ必要な情報を伝達している。

### 【事例3】 性被害を受けた生徒支援のための活用事例 (15)

女子生徒が同じクラスの男子生徒と帰宅途中、突然その男子生徒から身体を触られたとして、帰宅後に親に訴え、学校に連絡が入った。担任からSCに相談があり、対応について検討した。まずは、被害を受けた女子生徒のカウンセリングを継続的に行うことにした。他の生徒には知られたくないという本人の希望を尊重し、学校では教職員が、家庭では保護者が本人の様子をしっかりと見守る連携体制を続けた。

一方、男子生徒には担任から何度か聞き取りを行い、こちらも学校と家庭での見守りを行った。その後の被害は確認されていないが、SC、教職員、家庭で情報共有を行いながら、継続的な見守りを行っている。

※ホームページでの公開予定があり、事例が特定されるおそれがあるので詳細な記述はできない。

### 【事例4】 学年別の発達段階に応じた心理教育授業のための活用事例 (18)

中学校において、学年別に目的を定めた心理教育授業を行った。もとより、学校側がSCの活用に積極的であったこともあり、各学年に1時間ずつ時間を設けることができた。準備や時間調整等の影響で、初年度は2学期からの実施となったが、次年度からはSCの勤務開始と同時に年間を通しての予定を検討することで、1学期からの実施が可能となった。

本事例の特徴として、学年別に目標を定めたことが挙げられる。まず、1年生は中学校に入学したばかりであり、新たに関係性を築いていかなければならない状況にある。そこで、コミュニケーション力の基礎となる「自己主張」「傾聴」の方法を学ぶことで、関係づくりの促進を試みた。結果として、言い方や聴き方を変えることで「『聴いてもらえた』という実感を得ることができた」という意見が出されたり、「何を話したらよいかわからず困る」という意見から「コツをつかんだような実感が得られた」という意見へと変化するなど、体験を通して考え方の変化がみられたりした。次に、2年生は学校にも慣れ、気持ちにゆとりが生まれる頃である。加えて、職業体験という行事があるため、将来に意識を向けやすい時期でもある。そこで、2年生に対しては、将来の目標を意識した「自己理解」がテーマとして適していると考えた。性格テストを中心に、他者からの見られ方を意識するワークなどを用いた。生徒の中には自分の性格に近い結果が得られた者もいれば、そうでない者もいたが、多くの生徒が自分について強く意識し、また、職業体験においては希望した仕事が自分に向いているかどうかを意識しながらの参加となったようである。最後に、3年生においては、多くの生徒が高校受験を控えているため、ストレスマネジメントをテーマとした。ストレスの仕組みについて図を用いて説明し、実際に呼吸法や筋弛緩法を体験した。呼吸法ではリラックスすることを目的としていたが、実施途中で強い眠気に襲われる生徒もおり、多くの生徒が緊張の緩和を体感できた。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

<年度>	<配置校数>	<ケース数>	<相談件数>
平成24年度	68校	1,178件	5,601件
平成25年度	67校	1,606件	7,099件
平成26年度	68校	2,338件	6,557件
平成27年度	110校	2,617件	7,101件
平成28年度	113校	2,325件	6,476件
平成29年度	113校	2,494件	6,917件
平成30年度	111校	2,303件	6,982件

スクールカウンセラーが配置されている学校では、学校の教育相談体制にスクールカウンセラーが明確に位置付けられ、児童生徒の心のケアを中心に、保護者への助言や教員へのコンサルテーションが行えるようになっている。

ケース数は平成28年度は、初めて前年度より下回ったが、平成29年度は再び増加した。各ケースにおける相談回数は、平成24年度から4.7回、4.4回、2.8回、2.7回、2.7回、29年度が2.7回であったが、平成30年度は3.0回と増加した。1校は合併による減、また1校は他事業に移した分ケース数が減ったにもかかわらず、相談件数は増加している。このことから複雑なケースが多く、解決も困難で、限られた配置時間の中で回数を重ねている様子が推測できる。また、児童生徒が抱える課題や問題の複雑化・多様化が見られ、多くの児童生徒が支援を必要としていることがうかがえる。隔週配置の学校では、時間数が不足しており、各相談者が相談の予約を入れることが困難であり、特に新規ケースの予約を入れにくい現状もある。

平成27年度から、全ての公立中学校にスクールカウンセラーを配置し、校区内の小学校へも必要に応じて巡回できるようにしている。小学校におけるスクールカウンセラーに対する認知度も高くなってきている。

### (2) 今後の課題

- ・配置校数、配置時間の一層の拡充が必要であり、そのための予算確保が課題である。
- ・スクールカウンセラーを県教育委員会に配置していないため、重大事態等により緊急支援を行う場合に、効率的な支援体制を組むことが難しい。
- ・山間部にある学校への配置は公共交通機関が少なく、宿泊が必要となる学校もあり、人材の確保が難しい。

# 和歌山県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校等の児童生徒に係る課題に対して児童生徒、教職員及び保護者に対してカウンセリングを行うとともに、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ・市町村教育委員会及び県立学校から提出される派遣申請書に基づき、スクールカウンセラー等の派遣期間、週当たりの勤務日数及び週当たりの勤務時間数の調整を行い、派遣する。
- ・各市町村教育委員会は提出する派遣申請書に、所管する学校に在籍する児童生徒数、不登校児童生徒数、いじめ認知件数等を記載するとともに、配置希望校の優先順位の記載を併せて行う。
- ・配置希望校の地理的条件（公共交通機関の利便性や高速道路の整備状況等）と、スクールカウンセラー等の勤務条件（通勤手段、可能勤務日数、曜日等）を考慮して配置をする。

### （3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

#### ※配置人数について

小学校	:	72人
中学校	:	65人
義務教育学校	:	1人
高等学校	:	27人
特別支援学校	:	9人

#### ※配置校数について

小学校	:	107校
中学校	:	126校
義務教育学校	:	1校
高等学校	:	47校
特別支援学校	:	10校
適応指導教室	:	9箇所

#### ※資格の記入について

##### （1）スクールカウンセラーについて

- ①公認心理師 0人
- ②臨床心理士 66人（※②③の資格を重複して所持している人は、②の資格者として記載。）
- ③精神科医 0人
- ④大学教授等 0人
- ⑤上記①～③以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者 1人

(2) スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 21人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 32人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人
- ④上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認められた者 2人

※主な配置形態について（配置時間等については、複数記載してもかまわない。）

単独校	126 中学校	(年30日・1回5時間)	
	107 小学校	(年17日・1回5時間)	
	47 高等学校	(年30日・1回5時間)	
	10 特別支援学校	(年30日・1回5時間)	
拠点校	2 中学校	}	
	9 小学校		}
対象	9 適応指導教室		

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

スクールカウンセラー、スクールカウンセラーに準ずる者、市町村教育委員会担当指導主事、県立学校  
スクールカウンセラー担当教員

### (2) 研修回数（頻度）

全体研修 年3回、地域別研修 年1回

### (3) 研修内容

#### ○全体研修

- ・第1回 講義「スクールカウンセラーの役割～期待に応える～」
- ・第2回 講義「精神保健の観点から見た不登校」
- ・第3回 事例検討「効果的なスクールカウンセリングのために～解決思考を活かした実践～」

#### ○地域別グループスーパービジョン（6地域・7回）

- ・スクールカウンセラー・スーパーバイザー（以下、「スーパーバイザー」と表記）が、スクールカウンセラー等が持参した実践事例をもとにアセスメントについて指導
- ・スーパーバイザーが、各スクールカウンセラー等が勤務する地域の特性や活用可能な資源等、情報交流を行った内容について助言

### (4) 特に効果のあった研修内容

地域別のグループスーパービジョン研修では、スーパーバイザーがファシリテーターとなり、事例についてアセスメントを行うことで、スクールカウンセラーの知識と技能を高めた。

また、事例検討をもとに、アセスメントの方法、学校組織におけるスクールカウンセラーの役割、教育相談体制の構築のための働きかけ等について、スーパーバイザーから助言がなされ、実践につながる研修となった。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

#### ○スーパーバイザーの設置

有（3人）

#### ○活用方法

当県スクールカウンセラーとして採用1年目の者、スクールカウンセラーに準ずる者を主な対象とし、個別のスーパービジョン（年間3回程度）を実施した。その際、スーパーバイザーが、スクールカウンセラーとして必要な基礎的な知識の習得を指導したり、ケース対応の支援する役割を担ったりした。

また、緊急対応が必要となる事案が起こった際、市町村教育委員会や学校等に対してコンサルテーションを行った。

### (6) 課題

当県では、スクールカウンセラーに準ずる者の割合が全体の約4割を占める。そのため、スクールカウンセラーとして必要となる基礎的な知識等の習得を研修の重点に置きながら、有資格者等経験の豊富なスクールカウンセラーに対しては、より専門的な対応能力の向上を目指す研修を計画し、一層の資質向上を図る必要がある。

どのようなレベルのスクールカウンセラー等にも有効で、学校の教育相談体制の構築に寄与できるスクールカウンセラーのあるべき姿に近づけるためには、スクールカウンセラー等の個々のレベルに応じた研修を企画しなければならない。しかしながら、研修の回数を増やすとスクールカウンセラーとしての勤務日数が減ってしまうことになるので、勤務と研修のバランスをどのようにとっていくのが、課題である。



### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】自己理解と環境適応のための活用事例（①、④、⑥、⑦、⑩）

（状況）

中学2年女子生徒。夏休み明けから微熱による欠席が続くようになった。担任が家庭を訪問しても、女子生徒とは挨拶のみで会話はなかった。母親の話では、「朝は、布団から出てこないが昼頃になると、昼食を食べて勉強をしている。」とのことだった。登校が困難な様子から、スクールカウンセラーを含めたケース会議でアセスメントを行い、支援策を検討した。その結果、学校として適応指導教室の利用とスクールカウンセラーとの面接を女子生徒とその保護者にすすめることにした。スクールカウンセラーが面接を重ねた結果、女子生徒に「進級により担任が替わり、学校生活のルールが変わったことへの戸惑いがあること」、「各教科で出される宿題の提出管理ができないこと」、「男子のからかいが苦痛であること」、「グループ学習の話し合いが苦痛であること」等の困り感があることが判明した。スクールカウンセラーは、いじめ対策組織にいじめの疑いを報告するとともに、ケース会議で女子生徒に知能検査を受検させることを提案した。ケース会議で検討した結果、知能検査の受検をすすめることになり、その後、女子生徒とその保護者の承諾を得て検査が実施された。その結果、認知上の得意不得意が顕著であり、その特徴から上記の困難さが強く出ることが推測された。

（経過）

検査結果による特徴は、女子生徒とその保護者に説明された。母親は、登校できないことや勉強の遅れに焦りを感じていたが、スクールカウンセラーから家庭で女子生徒の要求を可能な限り受け入れることをすすめた。その結果、女子生徒が、ネットで調べながら菓子づくりに取り組んだことに対して、母親はその頑張りや工夫を褒めるなど心に余裕が生まれてきた。

検査結果は、女子生徒とその保護者の承諾のもと、適応指導教室担当者や担任にも伝えられた。適応指導教室では、学習活動の他、会話やカードゲームで行う対人スキルを獲得するための取組が計画された。学校では、女子生徒が学習しやすい環境づくり等について必要になる配慮すべき内容が検討された。

女子生徒は、担任と会話することに抵抗があったが、担任が、適応指導教室を訪問し女子生徒の活動の様子を参観しながら、少しずつ会話を増やしていくように努めてきた。その結果、以前より距離が縮まった様子である。

登校には至らないが、女子生徒の適応指導教室での活動は充実し、担当者や他の通室している生徒と会話やゲームができるようになってきている。

（成果）

- ・面接による女子生徒の特性の見極め
- ・ケース会議での専門的な視点による発言
- ・担任の取組に係るコンサルテーション

#### 【事例2】家庭支援を促すための活用事例（⑬）

（状況）

中学1年男子生徒。5月の連休明けに欠席をしたため、家庭に電話連絡すると体調不良とのことだった。その後も度々欠席を繰り返すようになり、家庭に電話をしても誰も出ない状態が増えてきた。担任は、家庭訪問をしたが誰も応答せず、男子生徒の状況や安否確認ができなかった。担任から報告を受けた校長は、家庭環境に課題があると考え、男子生徒の妹が通う小学校に問い合わせたところ、妹も欠席が続いていることがわかった。これを受け、小・中学校が合同でケース会議を開き、情報を共有する中で、父親は半年前の転職で家を空けることが多くなったこと、母親は心身の不調があり、自身の不登校経験から学校に対して良い印象がなく、子供達に積極的に登校を促すことがない状態であること等がわかってきた。

その後も男子生徒とその妹は、保護者からの連絡もなく欠席が続いたため、スクールカウンセラーは、虐待も疑うべきであると校長に伝え、校長が児童福祉担当課に通告した。

通告を受け、小・中学校、教育委員会、児童福祉担当課、児童相談所の職員によるケース会議が開かれ、家庭への支援が行われることになった。

(経過)

児童福祉担当課職員による家庭訪問後は、兄妹とも登校するようになった。欠席する際は、母親から連絡が入るようになった。現在、担任は継続してスクールカウンセラーによるスーパービジョンを受け、男子生徒の自己効力感を高めるために、意識的に声をかけている。男子生徒の状況とスクールカウンセラーの助言については、学年会で共有し、学年主任が管理職等に報告している。

(成果)

- ・スクールカウンセラーの見立てに基づいた虐待の通告の実施
- ・情報収集に関する助言
- ・担任の取組に係るコンサルテーション（自己効力感の維持、自尊心をもたせるための生徒への関わり）

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

当県では、平成27年248校、平成28年260校、平成29年279校、平成30年291校と年々配置校を増やし、児童生徒や保護者、教職員が抱える多様化、複雑化する相談に対応し、課題解決に取り組んでいる。

	H28	H29	H30
配置校数	260校	279校	291校
配置人数	116人	110人	122人
相談件数	29,798件	31,332件	50,384件

また、平成29年度からは適応指導教室にもスクールカウンセラーを配置している。適応指導教室配置のスクールカウンセラーが勤務している学校では、スクールカウンセラーが把握している適応指導教室での当該児童生徒の学習や活動状況を校内ケース会議等で共有することにより、アセスメントの精度を高めることができた。

### (2) 今後の課題

#### ①地理的条件による課題

当県では、公共交通の利便性が低い山間部等の僻地に設置されている学校が多い。

また、スクールカウンセラーの勤務時間が公共交通機関の運行時間と一致しないため、自家用車による通勤を余儀なくされている。特に、当県の南部では、通勤に2時間以上かかる場合があり、人材も不足しており、スクールカウンセラーを希望するすべての学校に配置することが困難となっている。

#### ②有資格者の不足

当県では、全てのスクールカウンセラーを県内在住者のみで確保することは困難であり、他府県から勤務可能な者を確保している状況である。さらに、スクールカウンセラーに準ずる者の割合が4割近くを占めており、ケースによっては専門性の不足等により対応への不安を抱えることもある。そこで、平成30年度から取組を始めたスクールカウンセラーのスーパービジョン体制を更に充実させていきたいと考えている。

また、県教育委員会教育相談主事が、スクールカウンセラー等の活動状況を把握し、必要に応じてスーパービジョンにつないだり、配置校との連携に関する助言を行ったりすることにより、スクールカウンセラーの資質向上と学校における効果的な教育相談体制の構築を目指したいと考える。

# 鳥取県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒の臨床心理・教育相談に関して、専門的な知識・経験を有する「スクールカウンセラー」を学校に配置し、生徒指導上の諸問題の解決・改善に資する。

### （2）配置・採用計画上の工夫

◇全県立学校に配置。

◇学校規模及び実情（不登校数や問題行動等）に応じた配置時間数の決定、複数カウンセラーの配置。

◇県内の全市町村（学校組合）立中学校を拠点校とし、校区内の小学校の相談にも対応。

### （3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

#### ○配置人数

小学校	:	0人
中学校	:	80人
高等学校	:	13人
中等教育学校	:	0人
特別支援学校	:	10人
教育委員会等	:	4人

#### ○配置校

小学校	:	0校
中学校	:	57校
高等学校	:	24校
中等教育学校	:	0校
特別支援学校	:	10校
教育委員会等	:	4箇所

#### （1）スクールカウンセラーについて：

- |  |     |
|--|-----|
| ①公認心理師                                       | 0人  |
| ②臨床心理士                                       | 49人 |
| ③精神科医  | 0人  |
| ④大学教授等                                       | 2人  |
| ⑤上記①～③以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者 | 0人  |

#### （2）スクールカウンセラーに準ずる者について

- |  |    |
|--|----|
| ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者    | 2人 |
| ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 | 2人 |

③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者  
0人

④上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認められた者  
3人

○主な配置形態について

単独校 0中学校

0小学校

12高等学校 (週1日・1回6時間)

10特別支援学校 (週1日・1回2時間)

拠点校 57中学校 } (週1～3日・1回4時間～8時間)

対象校 125小学校 } (週1日・1回1時間～2時間)

巡回校 12高等学校 (週1日・1日6時間)

※県教育委員会事務局4箇所教育相談員(臨床心理士)を配置

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

◇スクールカウンセラー ◇教育相談担当教職員 ◇各市町村教育委員会指導主事等

### (2) 研修回数(頻度)

◇県全体(2回) ◇県内各地区別研修 ※各地域で1～2回

### (3) 研修内容

◇講義「学校における教育相談体制の充実」

～生徒指導上の諸課題の未然防止、早期発見及び早期支援のために教育相談が果たす役割～

講師：島根大学教育学部附属教師教育研究センター 特任講師 西嶋 雅樹 氏

「いじめ問題に関する生徒向け心理教育と教職員向け研修の実践について」

講師：スクールカウンセラー 灘本 百美 氏

◇情報交換 「心理教育や研修の実践、いじめ事案への関わりについて」

「児童虐待が疑われるケース」への対応

「保護者対応に困難を感じているケース」への対応

◇実践発表 「いじめの未然防止に関する児童生徒向けの心理教育の実践について」

◇グループ討議 「児童虐待事例への対応の検討」

### (4) 特に効果のあった研修内容

「児童虐待が疑われるケース」「保護者対応に困難を感じるケース」など、具体的な事例について共通の課題を共有することができた。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 無し

○活用方法

### (6) 課題

◇スクールカウンセラーのニーズに応じた研修

- ◇経験の少ないスクールカウンセラーのスキルアップ
- ◇校内の教育相談コーディネーターとの効果的な連携の在り方

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】問題行動児童への支援のための活用事例（④⑦⑩）

##### ◇取組（発達障がい疑われる児童への支援）

- ・授業中に離席し、相互にふざけ合ったり他の児童へ迷惑行為を行ったりする（教師による注意や指導を全く無視する）児童について、スクールカウンセラーが授業を参観し、当該児童の様子を観察する。
- ・当該児童のADHDが疑われると推測し、医療機関に繋ぐ必要があると判断する。
- ・当該児童の保護者に対する助言・支援等の必要性を学校に対して助言する。
- ・スクールカウンセラーが保護者と面談を行い、医療機関への受診を勧める。また、家庭での関わり方について助言を行う。

##### ◇成果

- ・スクールカウンセラーとの面接後、当該児童の保護者が頻回に授業参観を行うなど学校に対して協力的になった。
- ・スクールカウンセラーから保護者へ助言等を行ったことにより、医療機関への受診につながり、学校と医療が連携することで、児童の行動は改善され、落ち着いて授業に取り組めるようになった。

#### 【事例4】学校不適応の未然防止のための活用事例（⑪）

##### ◇取組（ストレスマネジメント学習への関わり）

##### ①教職員研修の実施

- ・児童生徒のストレスマネジメント学習に向けて、スクールカウンセラーを講師として、リラクゼーション法についての研修を実施。

##### ②ストレスマネジメント学習の実施

- ・教職員研修を基に、各学年がストレスマネジメント学習を計画し、担任を中心に授業を実施。
- ・各学年の学習時にスクールカウンセラーも参加し、生徒の話し合いに加わったり、リラクゼーションの方法としての呼吸法や体のゆるめ方を教えたりする。

##### ③研究協議の実施

- ・学習後、研究協議を行い、スクールカウンセラーも参加し、学習の流れや児童生徒の見立て方などについて助言を行う。

##### ◇成果

- ・児童生徒の学習前に、スクールカウンセラーによる教職員研修を実施することで、実際に指導するイメージを持つことができた。
- ・学習時にスクールカウンセラーが参加し、リラクゼーション法を直接教えることにより、生徒にとって取り組みやすく、効果的な学習となった。
- ・学習後の研究協議にスクールカウンセラーが参加することによって、学習による成果（児童生徒の姿）について共有し、振り返ることができた。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果から、本県は不登校児童生徒のうち、「スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた割合」は、約4割となっており、積極的に活用している傾向が見られる。

また、「指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒の割合」は、中学校では全国より高い傾向にあることがわかる(表2)。本県は、中学校を拠点校として中学校区の小学校にもスクールカウンセラーが巡回しており、小学校からの引き継ぎがスムーズになったり、不登校傾向の兄弟に対して小中で共通理解して支援したりすることができるなど、教育相談体制の小中連携の充実が図られてきている。

【表1】相談・指導等を受けた学校内外の機関等

	スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた割合
H30 鳥取県小中学校 (公立のみ)	39.0%

【表2】不登校児童生徒への指導結果状況 (公立のみ)

区分	小学校			中学校		
	H29 鳥取県	H30 鳥取県	H29 全国	H29 鳥取県	H30 鳥取県	H29 全国
(a) 指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒	28.2%	31.0%	24.9%	34.1%	35.0%	25.5%
指導中の児童生徒	71.8%	69.0%	75.1%	65.9%	65.0%	74.5%
(b) うち継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった児童生徒	22.7%	21.0%	21.8%	22.7%	28.2%	21.2%

### (2) 今後の課題

- ◇小学校のニーズが高まっていることから、小学校への巡回の機会や時間の確保のため、スクールカウンセラーの配置時間の拡充を図る必要があるが、人員および財政上、困難な状況である。
- ◇不登校や問題行動等の未然防止、早期発見を目的として、スクールカウンセラーによる心理教育やストレスマネジメントの教職員研修の必要性を感じているが、実施できている学校が少ない。
- ◇近年、スクールカウンセラーに対して多様な要望や期待が高まっており、その対応が一層難しくなっているため、各カウンセラーのスキルアップのために研修や講演会への積極的な参加を呼び掛けるが、参加者が固定化している。
- ◇スクールソーシャルワーカー等、他の専門家とより一層連携を図る必要がある。

# 島根県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成30年度）

### (1) スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校等への対応においては、学校におけるカウンセリング等の学校教育相談体制の充実を図ることが重要な課題となっている。このため、児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する者をスクールカウンセラーとして学校、各教育事務所及び県教育委員会に配置し、その活用を効果的に学校教育相談体制に取り入れ、生徒指導の充実を図る。

### (2) 配置・採用計画上の工夫

県教育委員会は、市町村教育委員会及び県立学校から提出された評価票及び次年度の希望票をもとに、学校の状況や地域性等を考慮のうえ、スクールカウンセラーの派遣または配置の可否を決定する。

スクールカウンセラーの採用においては、「スクールカウンセラー募集案内」を県のホームページに掲載、また、テレビの情報番組等で広く募集を行い、審査（面接等）を行い、任用可否を決定する。

### (3) 配置頻度別配置校数について

	年間140日 以上 (常駐を除く)	年間139日 ～ 105日	年間104日 ～ 70日	年間69日 ～ 35日	年間34日 ～ 12日	年間11日 ～ 1日	合計
小学校					78	122	200
中学校				40	42	12	94
義務教育学校				1			1
高等学校				3	4	32	39
特別支援学校					1	11	12
合計				44	125	177	346

### (4) 主な配置形態について

小学校：	200校	8校（月3回・1回4時間）	70校（隔週1日・1回4時間）
		40校（月1回・1回4時間）	82校（年5回・1回4時間）
中学校：	94校	40校（週1日・1回4時間）	6校（月3回・1回4時間）
		36校（隔週1日・1回4時間）	12校（月1回・1回4時間）
高等学校：	39校	3校（週1日・1回4時間）	4校（月3回・1回4時間）
		29校（隔週1日・1回4時間）	3校（月1回・1回4時間）
特別支援学校：	12校	1校（月3回・1回4時間）	1校（隔週1日・1回4時間）
		4校（月1回・1回4時間）	6校（年5回・1回4時間）

### (5) スクールカウンセラーの資格について

#### ◆スクールカウンセラー 60人

①公認心理師 28人 ②臨床心理士 32人 ③精神科医 0人 ④大学教授等 0人

#### ◆スクールカウンセラーに準ずる者 20人

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 3人

②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 17人

③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人

④①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認めた者 0人

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象 県で任用しているスクールカウンセラー（80名）

(2) 研修回数 年間5回の研修会及び1回の連絡協議会

(3) 研修内容

- ・スクールカウンセラー初任者研修会

（事業説明、スクールカウンセラーの倫理について、支援体制について：前年度3月）

- ・第1回スクールカウンセラー研修会（事業説明、緊急支援・危機対応、事例検討について：5月）

- ・スクールカウンセラー活用事業連絡協議会

（事業説明、関係機関との連携：医療福祉センターの施設紹介及び発達障がい児童生徒への関わり）、演習：ケース検討（参加者提供による事例検討）について：6月）

- ・第2回スクールカウンセラー研修会（校内研修、教育プログラムについて：7月）

- ・第3回スクールカウンセラー研修会（事例検討（テーマ別）：10月）

- ・第4回スクールカウンセラー研修会（地区ごと〔3会場〕）での事例検討：2月）

(4) 特に効果のあった研修内容

校内研修に関する研修会において、経験年数や勤務校に差があるスクールカウンセラー同士で以前実施したことのある研修内容や今後実施予定の研修の内容を紹介し合うことにより、実施におけるポイントや工夫、困っている点等を共有することができた。特に新規任用スクールカウンセラーや経験の浅いスクールカウンセラーにとっては、研修の実施に対し抱いていた不安が軽減したり、校内研修に対する意欲やスキルを高めたりすることができた。

また、具体的な事例検討（各スクールカウンセラーから提供された事例）が特にスクールカウンセラーから学校現場における対応で効果があったとの意見が多かった。対応に苦慮するケースを研修会の場で検討することで他のスクールカウンセラーから様々な意見を得ることができ、改善につながった事例があった。

学校現場では一人職であるため、参加したスクールカウンセラー同士で情報交換を行い、スーパーバイザーから指導・助言を得ることができる研修は非常に有意義であった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○設置

県教育委員会に2名、教育事務所2カ所に1名ずつ、計4名を配置

○活用方法

- ・スクールカウンセラー研修会の企画・運営
- ・スクールカウンセラーの個別相談
- ・学校訪問
- ・緊急支援・危機対応
- ・各学校の職員の来所相談
- ・その他本事業の運営に必要と認められるもの

(6) 課題

スクールカウンセラーの研修会及び連絡協議会への参加については、自己研鑽の場と位置づけており、必修的な参加を求めている。他県在住で本県の学校に勤務しているカウンセラーや他の職と兼ねているカウンセラーが多く、参加できにくい者もいる。スクールカウンセラーのニーズに応じて研修会場を変える等、参加者が増えるように工夫をしているが、参加するカウンセラーは固定化されている。より多くのカウンセラーが参加できるよう、研修内容、日時・会場をニーズに合わせて充実させていく必要がある。

また、毎年新規カウンセラーを任用しており、本事業の趣旨や倫理（守秘義務、報告義務等）についての共通理解やニーズに合った研修内容を行う必要がある。特に実際の事案対応を想定した事例検討会、経験のあるカウンセラーとの情報交換の場やスーパーバイザーとのスーパービジョンの場等、適宜設定する必要がある。



### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】万引行為や学級でのトラブルと家庭環境調整に関してSCを活用した事例（⑤非行行為⑥家庭環境）

小学校男子児童の事案である。1年前よりすぐ手が出るなど、学級の他の児童とのトラブルが多かった。通級指導を受けているが知的レベルは高い児童である。昨年度3学期、母親が交際している男性のもとを訪ねている間にコンビニで万引きした。警察から児童相談所につながり、定期的に母子で面談を受けている。その後も学級でトラブルが続き、本年度、SCにカウンセリング依頼があった。

本児が困っていることや話したい事を中心にカウンセリングを継続した。自分の興味あることを楽しそうに話し、二者関係のつながりを求めている印象を受けた。児童相談所の面談が終了になることもあり、学校においてケース会議が開かれ、SCも出席した。母親が今後、本児のための時間をとる必要性、他機関に繋がること、また本児も関わってくれた児童相談所の担当者との関係が終わることに少しさびしさも感じており、本児及び母親とも安定したつながりが持てる機関が必要であるという事を提案した。

母親は児童相談所の面談に対して処罰的な印象を持っており、他機関への繋がりには当初拒否していた。学校と他機関との話し合いで、当初児童相談所担当者が学校に訪問し、本児と関係を持ったことで、今後とも通いたいという本児の希望もあり、母親は児童相談所に通うことを承諾した。

SCとの面談は、年度の終わりに実施したが、落ち着いた状況でその後トラブルは聞かない。本ケースは家庭の特に母親の養育の課題が前提にあると思われる、児童相談所との面談が終わるとまた繰り返し問題が発生する可能性が高いケースであった。母親が支援機関に自発的に行くように丁寧につなげたことが、本児にとっても第三者に話を聴いてもらえるため、今後につながっていくと思われる。他機関とのケース会議では情報提供で終わりではなく、今後の目標設定やどの機関がどの役割を果たすのかという具体的な内容を話し合う必要性を感じた。

#### 【事例2】虐待認定後のケースについてのスクールカウンセラー活用事例（⑬児童虐待）

小規模小学校における児童虐待の事案である。以前から虐待認定されていて児童相談所、要保護児童対策地域協議会（以下要対協）が関わり続けているケースである。

この事例について、スクールカウンセラーが年度初めの要対協の調整会議に出席し、これまでの経過や現在の状況について情報を得た。母親はアルコール依存の問題があり、家族からの信頼が得られない上に児童相談所や警察等との関係も良くなかった。唯一本音で話ができるのは学校だけという状況であった。また、飲酒によって2人の子どもは母親を激しく憎む構図になっていた。スクールカウンセラーは姉弟2人の児童と面接をすると同時に母親からのカウンセリング希望を受けて毎月の面談を行うことにした。

要対協の協議等から母親の飲酒が抑制されることが子どもたちのケアに直結すると考えて、児童のカウンセリングは希望があるときだけにして、母親をメインに面談を続けた。その間、数回の調整会議にも出席し、スクールカウンセラーができる役割についての協議をした。母親は体調不良もあり、飲酒治療の2回の入院をきっかけに断酒を続ける状況になってきた。毎回の面談では断酒を頑張っている母親の支持と、少しずつ母親と関係が良くなってきた弟の心の変化をフィードバックしながら、断酒はいろいろ得るものが多いという視点でカウンセリングを行った。また、学校の方へは関わっている関係機関が多いので、状況の変化は必ずケース管理機関の児童相談所へ報告するように伝えている。

#### 【事例3】被害児童の心のケア、加害児童への指導支援と校内支援体制の構築にスクールカウンセラーを活用した事例（⑮性的な被害）

小規模の小学校の事例である。男子児童が同級生の女子児童複数名の体を頻繁に触っていたことを、同じクラスの男子児童が担任へ報告をしたことから問題が発覚した。

学校は被害児童の心のケアと加害児童の指導支援について対応会議を開き、スクールカウンセラーに心のケアの要請を行った。担任は加害男子児童の母親へ連絡し、スクールカウンセラーとの面接を勧めた。スクールカウ

ンセラーは被害に遭った女子児童達に対してそれぞれ面接を行い、気持ち悪かったことや、やめてと言ったのにやめてくれなかった気持ち、自責感へのケアを行った。男子児童とその母親へは親子同時に、人との境界線（距離感）の取り方や良いタッチと悪いタッチについての心理教育を4回実施した。

また教職員へはこの事案を受けて、臨時に性被害の対応に関する職員研修を実施した。スクールカウンセラーがアドバイザーとして参加し、性的な事案について加害児童と被害児童の心の回復のためにできる具体的な支援や今後の学校での指導・支援の在り方について共通理解を深めた。

当該の児童達が卒業するまで校内で状況を常に共有しながら支援にあたっていったことで、同様の事案が再発することはなかった。

#### 【事例4】自己理解・他者理解のための教育プログラムにおけるSC活用事例（⑧教育プログラム）

##### 【目的】

気持ちを天気而喻えて描画することで、自己の感情の様子を客観的に理解し、感情を安定させる。また担任が一人ひとりの児童・生徒の心の状態を絵から把握する。さらに絵を級友同士で見せ合い、感想を述べ合うことで、気持ちを他者に伝えること、他者の気持ちを理解することを体験する。

##### 【方法】

1. 最初にSCが心の天気について質問を交えながら説明する。

「すごく気持ちよくて、スッキリした気持ちのときはどんな心の天気だと思いますか？」（「晴れ」の声があがる）「それでは、嫌だなあ、学校行きたくないなあ、というときはどんな天気だと思いますか？」（「くもり、雨、雷、台風」などの声があがる）。

「じゃあ今の皆さんの心の天気はどうだと思いますか？」「今から配る用紙（図1、2）に、今の皆さんのこのころの天気を色鉛筆で描いてください」

「絵は下手でいいです。天気の他にどんなことを描いても構いません。わからないときは何も描かなくても構いません」

2. 子どもたちが描き始めたら、SCと担任は机間を回りながら「いい雲だね」「心のなかに猫が住んでいるんだね」など、描かれたものを肯定的に受け止める声かけをする。中にはひどく荒れた天気の子もいると思われるが、それに対しても「すごい嵐だね」などと受け止める。
3. 大方の子が描き終わるのに15～20分かかかる。この方法に慣れてくると10分くらいで描き終わる。描き終わったら、用紙の下半分の「つぶやき」欄への記入を促す。気持ちの文章化が苦手な子にはSCや担任が寄り添い、絵を見ながら会話をすることで文章を引き出していく。
4. 「つぶやき」欄への記入も終わった頃、SCは予め用意しておいた心の天気の絵を見せ問いかける。「この絵はどんな気持ちを表しているか当ててください。絵についてどんどん質問してもいいです。例えばこの太陽はどうしてこんなに大きいのですかとか。色々わかってくると気持ちを当てやすくなります」。このように練習してから、隣同士、または班の中で絵を見せ、質問し合い、気持ちを当て合う。その際に、つぶやき欄は裏に折り返して見せないようにしたほうが良い。あとでつぶやき欄も見せるかどうかは子ども自身に委ねるとよい。

小学校5年生で実施した。実施時期は4月下旬、新しいメンバーでの活動とした。普段は男女ともに仲良く活動しているが、決まった友人関係の中での活動が目立つ状況であった。序盤は硬さが見られたが、徐々に班の中での関わりが活発になってきた。SCからの問いかけにも活発に反応し、お互いに気持ちや思いを共有するようになった。担任の観察では、普段あまり周囲と関わりを持とうとしない児童にも班のメンバーが働きかける様子が見られ、その児童も周囲からの働きかけに対して反応する様子が見られた。新しい学級のメンバーで活動することで自己の感情の理解や他者の気持ちを理解することだけでなく、子ども同士の関係性の構築にもつながった。

#### 【4】成果と今後の課題

##### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

###### ①平成30年度スクールカウンセラーの相談状況

総相談件数は12,778件（前年11,570件）となり、前年度比較で1,208件の増となった。相談の対象者は、「児童生徒」が76.8%（同73.6%）、「保護者」17.0%（同19.1%）、「教職員」6.0%（同5.9%）で、「児童生徒」の相談の割合が7割を超え、以前高い状況である。

また、相談種別では「心身の健康・保健」の相談が17.9%「友人関係」の相談が17.0%、「家庭環境（児童虐待、貧困の問題を除く）」の相談が13.4%、「不登校」の相談が12.2%と高い割合となっている。

###### 平成30年度相談件数等(県立学校+市町村立学校)

	不登校	いじめ	暴力行為	児童虐待	友人関係	貧困の問題	非行・不良行為	家庭環境	教職員との関係	心身の健康・保健	学業・進路	発達障がい等	その他	合計	うち、性的な被害
児童生徒	718	92	39	42	2,022	3	33	1,222	105	1,886	1,097	286	2,269	9,814	24
教職員	634	27	11	8	124	3	19	399	32	276	141	185	318	2,177	6
保護者	206	19	5	2	32	0	10	89	11	128	43	91	129	765	0
その他	3	3	0	5	0	0	1	1	4	0	0	0	5	22	0
合計	1,561	141	55	57	2,178	6	63	1,711	152	2,290	1,281	562	2,721	12,778	30

※【その他】 児童生徒：不適応、健康・性格など自分自身に関する事、無気力、思春期の心と体の悩み、部活動、学校生活、摂食障害、不定愁訴 等

教職員：生徒理解、様々な生徒への対応 等

保護者：健康、進学、しつけ、子育て（生活全般） 等

###### ②平成30年度スクールカウンセラーの相談以外の活動状況

平成30年度における相談以外のスクールカウンセラーの活動状況は計10,345件（昨年度11,242件）報告されている。活動内容は、教職員とのコンサルテーション・情報交換が67.8%と最も多く、全体に対する割合も高い。また、平成25年度より実施要項に「校内研修実施」「教育プログラム実施」を盛り込んだことにより、教職員研修における指導助言や授業等における児童生徒への支援援助等、各校で取り組んでいる。「校内研修」を実施した学校の割合は、配置している学校別では、小中学校では78.6%、高等学校・特別支援学校では50.9%となっている。「教育プログラム」については、小中学校では48.6%、高等学校・特別支援学校では35.3%となっている。

限られた活動時間の中ではあるが、校内研修及び教育プログラムの有用性を周知し、各校へ広めていく必要がある。各校の教育相談コーディネーター、教育相談担当がSCと連携して自校や在籍する児童生徒のニーズに応じて職員研修、教育プログラムを計画的に実施していく必要がある。

スクールカウンセラーは学校からのリクエストに幅広く対応できるよう、研修会等に積極的に参加し、研鑽を積んでいく必要がある。

スクールカウンセラーは学校からのリクエストに幅広く対応できるよう、研修会等に積極的に参加し、研鑽を積んでいく必要がある。

スクールカウンセラーは学校からのリクエストに幅広く対応できるよう、研修会等に積極的に参加し、研鑽を積んでいく必要がある。

###### 【相談以外の活動の種類】

内容	延べ回数
教職員とのコンサルテーション・情報交換	7,014
職員会議等による事例研究	402
教職員研修における指導助言	258
保護者への講演等	30
授業等における児童生徒への支援援助	479
授業参観による児童生徒理解	1,798
その他	364
合計	10,345
教員研修実施回数 (小中231校、高・特支30校)	519
教育プログラム実施回数 (小中143校、高・特支18校)	386

## (2) 今後の課題

本県は平成30年度、県内すべての市町村立学校（分校除く）、県立学校へスクールカウンセラーを単独校配置することができた。しかし、学校規模や実績、ニーズに応じた適切なスクールカウンセラーの配置（時間配分）という点においては課題がある。

また、スクールカウンセラーの人材確保が喫緊の課題である。現在任用しているスクールカウンセラーの多くが複数の学校を担当し、1日2校勤務のカウンセラーも多い。また、他の職と兼務しているカウンセラーも多く、学校の希望する勤務日程との調整が難しい場合がある。また、緊急な事案が発生した場合の対応が難しい状況である。特に、離島、県の西部や中山間地域においては、状況はより深刻であり、学校のニーズに応じた余裕のある配置を実現するためには人材確保が課題となっている。

# 岡山県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

不登校や問題行動等に対して、効果的に対応していくため、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー等を小・中学校へ配置し、児童生徒の心のケアや保護者等の悩みの相談、教職員への助言・援助等を行うとともに、学校教育相談体制の一層の充実をめざす。

### （2）配置・採用計画上の工夫

中学校においては、平成19年度より全校配置を実施し、学校規模や実情を踏まえて下記の勤務形態を設定している。小学校においては県全体（政令指定都市を除く）の約2/3にあたる214校に配置。特別支援学校においては、拠点校配置。

I型 1回当たり4時間、週2回、年35週

II型 1回当たり4時間、週1回、年35週

III型 1回当たり4時間、隔週1回、年17週

### （3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

※ 配置頻度別配置校数

		常駐	年間70日以上	年間69～35日	年間34～12日	年間11～1日	年間0日 (配置実績なし)	合計
小学校	学校数	0	0	31	80	103	78	292
中学校	学校数	0	10	59	46	1	0	116
義務教育学校	学校数							
高等学校	学校数							
中等教育学校	学校数	0	0	1	0	0	0	1
特別支援学校	学校数	0	0	0	1	11	0	12
教育支援センター (適応指導教室)	箇所数							
合計	箇所数	0	10	91	127	115	78	421

※ 資格

(1) スクールカウンセラーについて

- ②臨床心理士 84人 (うち②④2つに該当する者5人)
- ③精神科医 0人
- ④大学教授等 1人

(2) スクールカウンセラーに準ずる者について

- ① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 11人
- ② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 25人
- ③ 医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人

※ 勤務形態について

- 中学校(116校) 単独校配置 (週2日・1回4時間) 10校  
(週1日・1回4時間) 49校  
(年12～34日・1回4時間) 9校  
拠点校配置 (週1日・1回4時間) 10校  
(年12～34日・1回4時間) 37校  
(年1～11日・1回4時間) 1校
- 小学校(214校) 単独校配置 (週1日・1回4時間) 31校  
(年12～34日・1回4時間) 18校  
拠点校配置 (年12～34日・1回4時間) 28校  
(年1～11日・1回4時間) 7校  
対象校配置 (年12～34日・1回4時間) 34校  
(年1～11日・1回4時間) 96校
- 中等教育学校(1校) 単独校配置 (週1日・1回4時間) 1校
- 特別支援学校(12校) 単独校配置 (月1回・1回4時間) 1校  
拠点校配置 (月1回・1回4時間) 4校  
対象校配置 (月1～2回・1回4時間) 7校

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) (2) (3) 研修対象・研修内容・研修回数(頻度)

#### ○新規採用スクールカウンセラー・・・1回

- ・「スクールカウンセラー配置事業について」「スーパービジョン体制について」説明
- ・「活動の現状と課題について」協議
- ・「スクールカウンセラーの活動上の留意点について」講義・助言

#### ○スクールカウンセラー配置校の担当者・・・1回

- ・「スクールカウンセラー配置事業について」説明・演習
- ・「スクールカウンセラーをどう活用するか」講義・助言

#### ○全スクールカウンセラー及び全スクールソーシャルワーカー・・・1回

- ・「連携と協働、そしてチーム学校としての役割・機能」講義
- ・「効果的な児童生徒支援をするためのSSWとSCの連携」講義
- ・「自然災害時における子どもの心のケア」講義
- ・「学校の組織力を向上させるために私たちができること」協議・講評・質疑応答

### (4) 特に効果のあった研修内容

新規採用スクールカウンセラーを対象にした研修会では、学校という枠の中で心理に関する専門性をいかに発揮すべきか、また、教職員や関係機関とどのように連携すべきかについて大学教授からの講義を行った。チーム学校の一員としての自覚や思いを新たにす良い機会となった。

平成30年度には、初めてスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの合同研修を実施。それぞれチーム学校の一員としてお互いの役割を認識し、学校現場で児童生徒を支援する際、より効果的な連携・協働へとつなげることを意識付けすることができた。また、平成30年7月には、豪雨災害があったため、スーパーバイザーから児童生徒への心のケアに関する講義を行い、現場での支援に活かすことができた。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

#### ○SVの設置・・・有り

#### ○活用方法

- ・対象・・・採用から3年以内のスクールカウンセラー
- ・方式・・・県内を3ブロックに分け、スーパーバイザー(指導を受ける側)を勤務校の場所によって、担当スーパーバイザー7名(指導する側)に振り分け、スーパービジョンを行った。スーパービジョンは、個別スーパービジョン(1対1で実施)とグループスーパービジョン(スーパーバイザーが複数人のスーパーバイザーに対してグループで実施)の2方式で行った。

### (6) 課題

人材不足から、スクールカウンセラーの技術等に差があり、質の向上が求められている。特に個別の自己研鑽の意識を高める必要があると考える。学校によっては配置時間が少ないところもあり、スクールカウンセラーの効果的な活用について、配置校の意識の向上だけでなく、スクールカウンセラーからのアプローチの仕方についても研修が必要である。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】いじめ問題の背景に家庭環境が関係している対応のための活用事例（②いじめ問題、⑥家庭環境）

複合的な要素がある小学校4年生女子のケース。同級生からいじめられているが、拒否することができず困っているという主訴で本人と面接を実施。並行して本児童の母親に面談を行った際、「夫からの心理的なDV」の相談があり、家庭環境にも問題があることが分かる。自分にも悪いところがあるという母親に、スクールカウンセラーが相談を継続したことにより、その後母親は夫に対して毅然とした態度を示すことができ、一時的にDVが治まった。

夫からのDVが子どもとの関係性に影響を与えていたことに母親は自ら気づき、子どもへの接し方も変わっていった。するといじめを拒否することができなかつた本児童が少しずつ同級生に「やめて」と言えるようになり、いじめも改善された。

#### 【事例1】精神障害のある生徒への対応のための活用事例（⑧心身の健康・保健）

中学校1年生女子生徒のケース。中学校入学後、身体的な異常が頻繁に起こり、病院で精密検査を受けたが身体に悪いところはなかった。しかし、その後、逃避行動の症状もあらわれ、学校でも危険行為があったため、精神科の診察を受けると解離性障害の診断を受けた。

本生徒は学校に行きたい気持ちが強く、スクールカウンセラーからは医療と連携して対応することを提案し、病院と支援会議を実施。本人には担任と養護教諭が中心となり、医師からの指示を仰ぎながら支援を行い、スクールカウンセラーは保護者への支援を継続して行った。スクールカウンセラーの助言により、役割分担して支援を行った結果、本人も気持ちと身体のコントロールをしながら、少しずつ学校に居られる時間が増えてきている。

#### 【事例1】発達障害のある児童を活用事例（⑩発達障害等、⑪小中連携）

発達障害を持つ小学校6年生男児の行動障害に関するケース。本児童が自宅において、カッターで自分の持ち物を切ったり、ハサミで自分の頭髪を切ったりする行為が見られると教員からの相談があった。

卒業間近であったため、学校としてできることをスクールカウンセラーから提案。療育機関との関わりのある児童であったため、当該機関の担当者から同機関での「見立て」や「対応方針」について情報収集することと、中学校への引き継ぎとして、活用可能な資料を作成することを助言し、中学校への情報提供をスムーズに行うことができた。

#### 【事例4】学校の教育相談力向上のための活用事例（⑰校内研修）

##### ■校内研修の一例

- ブリーフセラピー、スケーリングクエスチョン等、担任が教育相談で役立つ研修の実施
- 児童生徒の性格やタイプによる声かけや関わり方について
- 教員対象でソーシャルスキルトレーニングの研修を実施
- 児童生徒が問題を起こしたときの保護者への個別対応について
- スクールカウンセラー発信のSC便り

例) ・自分でできるリラクゼーション

・保護者向け 子どもへの接し方のコツ

##### ■校内研修を行った事による成果

学校のニーズに合わせた校内研修を積極的に行ったことで、学校の教育相談力の向上につながり、チームで動くことについての認識も高まった。また、通信を定期的に発行することで、多くの保護者や児童生徒にスクールカウンセラーが認識され、相談しやすい状況となった。そこからスクールカウンセラーを通じて担任と保護者がうまくつながることもできた。

スクールカウンセラーの勤務できる時間帯や曜日が限られていることや、児童生徒や保護者の相談が



多く、校内研修の時間を取ることが難しい学校もあったが、実施できた学校については児童生徒への理解が深まり、不登校や問題行動の未然防止に対する間接的な支援になった。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

#### ○スクールカウンセラーの相談状況

年度		H25	H26	H27	H28	H29	H30
<b>SCの相談状況</b>		<b>20,876</b>	<b>21,449</b>	<b>22,495</b>	<b>22,320</b>	<b>24,521</b>	<b>24,449</b>
小学校	相談件数(件)	5,211	6,712	7,819	8,237	9,951	10,818
	配置校数(校)	42	60	65	68	95	214
中学校	相談件数(件)	15,665	14,737	14,676	14,083	14,570	13,631
	配置校数(校)	125	122	123	118	117	117

スクールカウンセラーの相談件数については、小学校の配置校の増加に伴い年々増加している。中学校は年度によって減少しているところが見られるのは、平成28年度は学校数の減少、平成30年度は限られた予算の中で中学校の時間数を減らして小学校への配置を増やしたためと考えられる。

専門家のカウンセリングにより、児童生徒や保護者を心理面で支え、心の安定を図ることができ、不登校や問題行動への対応方策としては有効性が高い。また、教員の児童生徒理解が深まり、自信を持って児童生徒や保護者に対応することができるようになるなどの効果も見られる。事案に対して、組織的に動く体制も徐々に高まってきている。

#### ○スクールカウンセラー満足度調査から

昨年度のアンケートの結果、アンケート対象校について共通しているのは、スクールカウンセラーによる支援を受けた児童生徒の満足度は高いということ。直接支援を受けていなくても、満足度が高い学校では心理教育を充実させており、全校生徒に対するケアができていたことや個別の相談以外にスクールカウンセラーと関わる機会が多かったことからスクールカウンセラーの存在や心理の専門家としての役割が児童生徒に広く認知されていたことも要因の一つと考えられる。

このように、児童生徒に対する心理教育やスクールカウンセラーによるコンサルテーションをより充実させ、児童生徒とスクールカウンセラーがつながる機会を増やしたり学校全体の教育相談力を向上させたりすることで、問題行動や不登校等を未然に防ぐことができるような体制づくりを進めている。

### (2) 今後の課題

平成31(令和元)年度より、小・中学校におけるスクールカウンセラー全校配置を実施したところであるが、人材の確保が難しい状況にあり、公認心理師や臨床心理士の資格を有する者やスクールカウンセラーに準ずる者に限らず、個人の能力の差を顕著に感じているところである。そのため、全体的なスキルアップが急務であると考え、スーパービジョンを中心に力量を向上させる場を提供するとともに、全体の研修においても研修へ積極的に参加する等自己研鑽の機会を確保するよう努めている。しかし、スクールカウンセラーの中には、兼務している者が多く、スーパービジョンや研修の機会を活用しようという意識が低い者も少なくないのが現状であるため、専門職であることから学び続けることが必要であるという意識の向上とともに、研修の実施の仕方についても工夫が必要である。

また、スクールカウンセラーを全校配置することにより、配置頻度が少ない学校が多い。学校の教育

相談体制を充実させるためには、面談などの直接的な支援だけでなく、コンサルテーションを行ったり心理教育を充実させたりする等、間接的な支援を行うことで学校全体の教育相談力を向上させるとともに、学校とスクールカウンセラーがうまく連携を取りながら対応にあたっていく必要がある。また、相談記録が統一されていないため、情報をうまく共有できていない現状がある。

喫緊の課題としては、公認心理師の資格を持つスクールカウンセラーが公認心理師法第42条第2項により規定される「主治の医師による指示」について、どのような運用方針のもとで活動すればよいかという問題がある。例えば、指示書の発行に対して医療機関から費用を請求された場合、保護者の負担とするのか。その場合、配置されたスクールカウンセラーの資格によって費用が発生する学校とそうでない学校ができる等、国家資格者を配置されたことにより活用されにくい事業になる懸念がある。実際に、学校現場では、スクールカウンセラーによる支援が思うようにできないケースもあるため、運用に苦慮している状況が続いている。

# 広島県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

暴力行為やいじめ、不登校をはじめとする生徒指導上の諸課題等の未然防止や早期発見、早期解決のために、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校に児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

配置校の選定については、小・中・義務教育学校および高等学校において、暴力行為やいじめ、不登校をはじめとする生徒指導上の諸課題の解決に意欲的に取り組む学校を公募し、教育相談体制の整備やスクールカウンセラーを講師とした校内研修等の活用計画等を考慮することに加え、継続校においては、前年度の実績も（相談件数等）も考慮し、選定している。また、特段の事情がある学校については、優先的に配置している。

なお、中学校については、原則として希望のあった学校すべてに配置をしている。

### （3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

#### ○配置人数

小学校	: 63 人	中学校	: 88 人
義務教育学校	: 3 人	高等学校	: 29 人

#### ○配置校数

小学校	: 100 校	中学校	: 166 校
義務教育学校	: 3 校	高等学校	: 40 校

#### ○資格

スクールカウンセラー

②臨床心理士 106 人

スクールカウンセラーに準ずる者

①大学院修士課程を修了したもので、心理臨床業務または児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 9 人

②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 7 人

#### ○主な配置形態について

単独校	100 小学校	(年間 15 回・1 回 4 時間)	
	166 中学校	(年間 19 回・1 回 6 時間)	(年間 28 回・1 回 6 時間)
		(年間 35 回・1 回 6 時間)	
	3 義務教育学校	(年間 19 回・1 回 6 時間)	(年間 28 回・1 回 6 時間)
		(年間 35 回・1 回 6 時間)	
	40 高等学校	(年間 14 回・1 回 6 時間)	

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

年2回のうち、第1回は配置校の校長又は教頭、スクールカウンセラー、各市町教育委員会スクールカウンセラー担当者、第2回は、配置校の生徒指導主事又は教育相談担当者、スクールカウンセラー、各市町教育委員会スクールカウンセラー担当者

### (2) 研修回数（頻度）

県内3会場で年2回実施

### (3) 研修内容

スクールカウンセラー配置事業の趣旨を説明するとともに、スクールカウンセラーの役割や活用等についての協議・研修を行い、事業の充実を図る。

<平成30年度の研修内容>

- ・スーパーバイザーによる講話「スクールカウンセラーを効果的に活用するために」  
「スクールカウンセリングの質の向上  
～災害・事件事故発生時の子供の心のケアについて～」
- ・「スクールカウンセラーの活用の工夫について」の協議
- ・「スクールカウンセラーを講師とした校内研修計画について」の協議
- ・「児童生徒のSOSの出し方に関する教育について」「深刻な悩みを抱える児童生徒の早期発見・早期対応につながった取組について」の協議など

### (4) 特に効果のあった研修内容

- ・スーパーバイザーが「スクールカウンセリングの質の向上～災害・事件事故発生時の子供の心のケアについて」と題して講話を行った。

西日本豪雨災害により被災した児童生徒が多数おり、災害後の児童生徒への心のケアを行う必要があったため、カウンセラーや教職員に対して、災害直後および中長期的な支援の在り方についての視点を持たせるために有効であった。

講話の内容

- I 災害・事件事故への対応について
  - 1 災害時のメンタルヘルスについて
  - 2 緊急支援について
  - 3 災害時のスクールカウンセリング
  - 4 心理教育の意義、実践
  - 5 支援者への支援
  - 6 予防教育、今後に向けて
- II 西日本豪雨災害後からこれまでの状況
- III これから（中長期）の支援

## (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

### OSVの設置（有）

2人配置（合計 年間35週 週当たり 7時間45分勤務）

### 〇活用方法

- ・スクールカウンセラーへの指導・助言
- ・カウンセリング等に関する学校に対する援助
- ・緊急時におけるカウンセラーの活用方法等についての学校への指導・助言
- ・連絡協議会等の計画・立案
- ・その他県教育委員会が必要と認めるもの

## (6) 課題

- ・スーパーバイザーの勤務回数、勤務可能な曜日が限られているため、学校訪問は、新規採用のスクールカウンセラーまたは、新規配置校の一部に限られている。
- ・積極的な活用のための工夫（全員面接等）について共有するとともに、事例研修等を取り入れ、SCの資質向上を図り、スクールカウンセラーの活用を進めていく必要がある。

## 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

### 【事例1】心身の健康に課題がある生徒のサポートのための活用事例（①，⑧）

当該生徒は自己肯定感が低く、自己嫌悪になっている状態であった。また、校内の教職員には、自分の状況を話ができない状態であった。そこでスクールカウンセラーによるカウンセリングを当該生徒及び保護者に勧め、当該生徒に対してカウンセリングを実施した。カウンセラーと連携することで、バウムテスト等を実施し、当該生徒の心の状態を把握することができた。当該生徒に対する教職員の対応方法や、保護者に病院受診を勧めることに関する助言を受けた。

その後、カウンセリングを通して、当該生徒及び保護者に対して病院受診を勧めることができた。また、スクールカウンセラーの助言のもと、学校が病院連携を行う際に、学校生活の状況など要点をまとめた情報を提供でき、病院からも学校生活の支援方法に係る助言を受けた。カウンセリングや医療連携ができたことにより、自傷行為等も行わず、進学に向けて、欠席や遅刻の状況も改善され、卒業できた。

### 【事例2】児童虐待についての活用事例（⑬）

中学3年生の女子生徒は、実父、再婚相手の継母、継母の子供と生活していたが、母親から暴力をふるわれるなどの虐待を受けていた。当該生徒は家庭について悩み、「楽に死ぬるにはどうしたらよいか」と発言したのを養護教諭が聞いた。校内の連携会議で情報共有し、スクールカウンセラーから当該生徒への今後の対応についてアドバイスを受けるとともに、SSWと市の福祉機関が連携し、家庭への支援を行った。

当該生徒をスクールカウンセラーにつなぎ、継続して気持ちを受け止めたことや、SSWから父親への働きかけの後、両親が離婚して母親と離れて生活するようになったことから、当該生徒は少しずつ落ち着きを取り戻すことができた。

### 【事例3】性的な被害のための活用事例（⑮）

中学1年生の女子生徒が公園で遊んでいる際、中年の男性にトイレに連れ込まれそうになり、何とかその場は逃げることはできたが、精神的ショックを受けた。警察に被害届を出し、病院も受診していたが、その後も不安に襲われるなど精神的に不安定な状況があったため、学校がスクールカウンセラーにつなぎ、親子でカウンセリングを数回受けた。継続してカウンセリングを受けることで徐々に精神的に落ち着き、元気を取り戻してきた。

#### 【事例４】教育相談に係る教職員の資質向上のための活用事例（⑰）

・「子どもたちとのかかわり方～教育相談に係るスキルを磨く～」というテーマで、SCを講師とした校内研修を設定した。理論研修やロールプレイなどを通して、教育相談に係るスキルを活かした児童理解や問題への対処方法などについて学んだ。また、校内の実際の事例を取り上げ、児童の言動とその背景を心理面から分析し、児童の対応について指導を受けた。

これらの研修を通して、教職員の指導方法の工夫や改善につながり、登校しぶりや不登校などの児童に対して様々な対応ができるようになった。

### 【４】成果と今後の課題

#### （１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

スクールカウンセラーは児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアを図る等、学校の教育相談体制の充実に向け、大きな役割を果たしており、相談件数も年々増加している。

- 平成30年度の相談件数の合計は36,398件となっており、前年度（34,216件）より、2,182件増加している。

（平成30年度スクールカウンセラー活用事業の相談状況）

	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	合計
H30	7,204	25,818	314	3,062	36,398
H29	4,766	26,580	190	2,680	34,216
H28	3,978	27,726		2,151	33,855
H27	2,766	26,892		1,904	31,562
H26	2,599	27,716		1,152	31,467

#### （２）今後の課題

スクールカウンセラーの一層の配置拡充をめざし、対応できる人材の確保に努めている。しかし、非常勤職員であり、別に本職を持ちながら、スクールカウンセラー業務に従事している方も多く、急速に配置拡充をするのは難しい状況がある。

スクールカウンセラーの配置効果を一層高めるため、学校が児童生徒についての見立てを行った上で、積極的にカウンセリングにつなげることや、スクールカウンセラーの効果的な活用事例を共有すること、学校の教育相談担当者とカウンセラーの連携を密にしていくこと、スクールカウンセラーを講師とした校内研修により、教職員のカウンセリング等に関する資質向上を図ることが必要である。

また、研修やスーパーバイザーによるスーパービジョンを通して、計画的にスクールカウンセラーの資質向上を図りたいと考える。

# 山口県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- 児童生徒の臨床心理に関して専門的知識や経験を有する専門家を配置することにより、不登校やいじめ・暴力行為などの問題行動等の「未然防止」「早期発見・早期対応」に係る学校の生徒指導・相談体制の充実を図る。
- 「教育の専門家」である教員と「心の専門家」であるスクールカウンセラー等が互いの立場を理解しつつ、相互に協力して問題行動等の解決及び健全育成を図っていくことが重要である。

### （2）配置・採用計画上の工夫

#### ○ 配置

- ・ 中学校については、平成19年度以降、全校に配置。また、平成29年度から中学校区への配置とし、全ての小学校で計画的に相談を受けることができる体制を整備した。高等学校についても、平成18年度以降、運用により全校で相談可能な体制を整備している。

これらの体制整備により、全ての公立小中高等学校の「いじめ対策組織」にスクールカウンセラー等が参画できる体制となっている。なお、中学校区内の小中学校においては、同一のスクールカウンセラー等が対応することとし、教育相談担当とスクールカウンセラー等を中核とした、義務教育9年間の切れ目のない相談体制を構築している。

#### ○ 採用

- ・ スクールカウンセラーの採用については、臨床心理士養成第1種指定大学院を有する大学及び県臨床心理士会と連携し、有資格者の任用に努めている。

### （3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

#### ○ 配置人数について

小学校	: (74)人
中学校	: 74人
高等学校	: 39人
中等教育学校	: 1人
特別支援学校	: 10人
教育委員会等	: 0人

H29年度から、中学校区へ配置しており、小学校の配置人数は、中学校の配置人数と重複。

#### ○ 配置校数について

##### <記入例>

小学校	: 288校
中学校	: 144校
高等学校	: 60校
中等教育学校	: 1校
特別支援学校	: 12校
教育委員会等	: 0箇所

○ 資格について

(1) スクールカウンセラーについて

①公認心理師 0人

②臨床心理士 75人

※ ②③、②④の資格を重複して所持している人は、②の資格者として記載。

③精神科医 0人

④大学教授等 0人

⑤上記①～③以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者  
0人

(2) スクールカウンセラーに準ずる者について

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 2人

②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 0人

③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人

④上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認めた者 0人

○ 主な配置形態について

単独校 1 中学校 (週1日・1回4時間)

0 小学校 (週1日・1回4時間)

60 高等学校 (月2日・1回4時間)

12 特別支援学校 (年10時間)

拠点校 143 中学校 }  
対象校 288 小学校 } (週2日・1回4時間)



## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

- 「山口県臨床心理士会 学校臨床部会」所属会員  
→令和元年度より「山口県公認心理師協会 教育領域委員会」に名称変更

### (2) 研修回数（頻度）

- 全体研修会：年2回
- スクールカウンセラー等新人研修会：年1回
- 地区研修会（7地区）：年3回程度

### (3) 研修内容

- 全体研修会：いじめ関連、緊急支援関連、倫理関連、事例研究
- 新人研修会：スクールカウンセラーの基礎
- 地区研修会：スクールカウンセラー等同士の情報交換、教育相談担当教員との連絡会議、各地区の状況に合わせた研修会（いじめ、非行、事例検討など）

### (4) 特に効果のあった研修内容

- 全体研修会：研修テーマ「学校臨床における法と倫理」  
講師 江口 昌克 先生（静岡大学教授／日本臨床心理士会倫理委員会委員長）

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

#### OSVの設置 有 無

山口県臨床心理士会学校臨床部会（令和元年度より「山口県公認心理師協会 教育領域委員会」に名称変更）の推薦により各地区にスーパーバイザーを設置している。

#### ○ 活用方法

緊急時の学校支援において、その中心となるとともに、各地区で実施される研修会の企画運営及び事例検討等の指導助言を行っている。

また、スーパーバイザー一覧を全スクールカウンセラー等に配布し、各スクールカウンセラー等が個別に連絡を取り合い、スーパーバイズを受けられるようにしている。また、新規スクールカウンセラーは、必ずスーパーバイザーによるスーパーバイズを受けることとなっている。

### (6) 課題

各研修会について、研修内容の充実及び参加者の増加をさらに図っていく必要があるが、旅費や報酬の確保が難しく、自主的な参加によるものが多くなっている。そのため、全てのスクールカウンセラーの参加が難しい。また、平成30年度からスクールソーシャルワーカー等、他の専門家との合同研修会等の実施を行っており、今後さらに内容の充実を図るための予算の拡充が必要である。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】いじめ問題についての活用事例（②いじめ問題）

高校2年生男子。2年生になってクラス替えがあり、学校生活を送っていたところ、ある時からクラスの中心的存在の男子生徒に、椅子を蹴られる、「どけ、邪魔だ」などと嫌がらせをされるようになった。名前は出ていないが、明らかに自分のことを複数の生徒で悪口を言っているのが気になりはじめ、クラスに居づらさを感じるようになり、欠席。連続欠席にはならないものの、保健室等を利用することが増えた。担任に相談があり、生徒指導部と連携して加害生徒への指導が行われた。その後、被害生徒の心のケアを教育相談担当とSCで行った。カウンセリングを2回実施し、他の教育相談担当者も本人への声掛けを継続している。また、クラス全体への対応や指導の検討や教職員の共通理解を目的としたケース会議を行い、本人のサポート体制を継続・強化している。

高校生のいじめ事案に関しては、加害者にその意識が欠如しているケースがあり（関係性の中で許されるだろう、からかいやコミュニケーションの一つであるという認識がある）、指導が困難になりやすく、この事例でも、加害者にいじめである認識が低いのが気になるところである。加害生徒に対して、被害生徒の心情理解を促したり、自分の言動を改善するよう丁寧に指導していくことが重要であり、そのためにはSCと教職員の連携や情報交換が必須である。

#### 【事例2】貧困の問題における活用事例（⑭貧困の問題）

5人兄弟と両親の家庭で、以前より要対協ケースであった。当時就学前の末っ子は未就園状態で、小学生2人も、中学生・高校生の2人も不登校状態であった。家庭の養育状況はひどく、金銭的にも借金があるなどかなり苦しい状態で、母親は仕事を始めても長続きせずやめてしまう。家はゴミ屋敷のようで、食事はいつもインスタントかスーパーの惣菜などであった。子どもたちは昼夜逆転の生活、ゲームやテレビ漬けの毎日で、保護者の養育能力と経済的困窮の問題が絡み合って、結果的に不登校に陥っている状況であった。また、学校についても拒否的であったが末っ子が就学を控えていることもあり、再度、要対協を開催した。その中で、SSWとSCが連携し、SSWは保護者、SCは子どもたちの対応をすることとなった。SCは学校（小・中・高）と情報共有しながら、末っ子の就学準備、小学生が登校できるように体制を整えたり、子どもとの関係を構築していった。複数の連携がうまくいったことで保護者が子どもを学校へ送り出すことができるようになり、生活面の立て直しを少しずつ進めるようになった。

#### 【事例3】性的被害事案対応のための活用事例（⑮性的な被害）

同じ学校内で、2人の男子生徒が、被害女子生徒に対して、最初是一緒に遊ぶ関係だったが、頻繁に被害生徒の家に男子2人が来るようになり、体を触る行為が始まり、拒否しても無理やり性行為に及ぶことが複数回起きた。そのことが発覚したのは、中学卒業後（半年後）のことで、被害女子が友人に打ち明け、一緒に中学校の時の先生を訪ねていき、対応が始まった。被害女子および、保護者とのカウンセリングを実施し、学校とケース会議も行った。被害女子が被害届を提出したため、警察も介入し、加害生徒は司法中心の対応とし、被害女子とその保護者については、心のケアを継続することとした。現在もSCとしてカウンセリングを継続している。（偶然にも、被害生徒が在籍していた中学校、進学先の高校で同一のSCが担当だったため、支援がしやすかった）

#### 【事例4】児童・生徒への心理教育プログラムのための活用事例（⑱教育プログラム）

##### 「SCによる心の教育」

- 新規事業である「思春期グローイングハートプロジェクト」において、心の専門家であるスクールカウンセラーによる心理教育プログラムの取組の一つとして、1学期（もしくは前期）中に、「SOSの出し方に関する教育」を実施した。「自分を大切にすること」がストレスマネジメントや自己コントロール力の向上につながるということを、心理学的知見や心理臨床実践の観点から児童生徒へ発信し、援助希求の意味と重要性を考えさせた。
- リラクゼーション法や、傾聴のトレーニング、ストレス対処法について、グループワークや実践を盛り込んで心理教育を行った。日頃からできそうなことを生徒や教職員に考えてもらい、身近に取り組みそうな実践法として紹介した。
- 実施後、振り返りアンケートにより検証を行い、ハイリスクな生徒等、アフターフォロー体制を整え、心のケアができるようにした。
- 様々な問題等に対する未然防止の観点から、SCによる「心の教育」はとても意味あるものだと感じている。カウンセリングで関わることのない児童生徒とのふれあいの場にもなっている。

#### 【4】成果と今後の課題

##### （1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

###### ○ 平成30年度実績（経年）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ相談件数	76,981件	77,549件	67,649件	66,156件
実相談件数	31,090件	34,473件	30,877件	30,176件

- ・ 1回（4時間）当たりの平均相談件数 … 小・中学校 11.0件、高等学校 8.7件
- ※ 相談室でのカウンセリングだけでなく、授業への参加や、休み時間・放課後のふれあい等、教育相談を幅広くとらえ、児童生徒の心の問題に迫っている。
- ・ 相談による解消率 37.0%・好転率 30.4%（合わせて 67.4% に好ましい結果が出ている。）

###### ○ スクールカウンセラー等のいじめ対応に係る実績（経年）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
いじめ相談件数	1,289件	1,275件	1,318件	1,280件
好転率	83.6%	90.4%	87.7%	85.2%

※ 好転率は、カウンセリングによる解消率と好転率を合わせたもの。

###### ○ スクールカウンセラー等との連携による成果

- ・ 教員には話すことができない児童生徒や保護者にとって、悩みや不安等の相談の受け皿となった。
- ・ カウンセリングを実施・継続することにより、生徒の状況が好転した。
- ・ 学校とスクールカウンセラーとの情報交換会を実施し、専門的な立場から生徒への具体的な支援方法について助言を受けることができた。

- ・ 発達障害のある生徒に対する生徒への対応について、スクールカウンセラーから専門的な助言を受けることができ、指導に反映することができた。
- ・ 適切なアセスメントにより医療機関等の紹介等、関係機関との連携がスムーズに行え、生徒の抱える問題の解決につながった。
- ・ 教職員が、カウンセラーとの関わりを通して、カウンセリングの有効性・必要性を認識することができ、早期から組織的に対応することができた。
- ・ 不登校等学校不応児児童生徒を受け持つ担任等教員の負担を軽減することができた。
- ・ 保護者に対しカウンセリングを行うことにより、保護者の養育不安の解消につながった。

## (2) 今後の課題

非常勤職員としての不安定な雇用形態から、別に本職をもち、兼業しているスクールカウンセラー等が多いのが現状である。スクールカウンセラー等を主な職業にしている者も、結婚・出産、子どもの就学など生活上の変化が出てきた場合に、収入や社会保障の点から転職や離職する者が多い。

そのため、スクールカウンセラー等の年齢構成において30代後半から40代後半にかけての、いわゆる働き盛りの世代が少なくなっている。スクールカウンセラー等だけでなく、スクールソーシャルワーカーも含め、学校や児童生徒の支援に現在では必要不可欠な専門家の生活基盤が安定し、安心して学校教育活動に参加できる体制づくりが課題である。同時に、人材の育成や確保については、引き続き、長期的な視点で県内の養成大学や関係団体との連携を図り、計画的に進めていかなければならない。

また、国のスクールカウンセラー常勤化に係る動向を踏まえ、常勤スクールカウンセラーの配置方法や勤務形態、担当学校数など、具体的な準備を進めていかなければならないが、人材や財源の確保等の面において、まだ課題がある。(今年度、県立高等学校1校において週5日程度SC配置し成果や課題について検証する。)

# 徳島県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒のいじめや不登校等の問題行動に対応するため、スクールカウンセラーを、小・中・高校に配置・派遣し、相談活動の充実を図り、生徒指導上の諸問題を解決することを目的とする。

### （2）配置・採用計画上の工夫

スクールカウンセラーについては、平成19年度から、全ての公立小中学校、平成23年度からは、全ての県立学校に、配置・派遣する体制となっており、学校における教育相談の支援・充実に当たっている。

配置方法については、小中連携型を原則として、中学校を拠点に、中学校区の小学校を対象校としてスクールカウンセラーの活用を進めている。

市町村教育委員会からの配置希望、各学校からの要望、学校規模、スクールカウンセラーの活用実績、不登校・いじめ問題行動状況等の件数等から総合的に判断し、配置校、年間相談時間（140時間、175時間、210時間、245時間）を決定している。

また、自然災害や重大な事件・事故の発生時に備え、スクールカウンセラーを緊急派遣できる緊急支援体制を構築している。

人材確保に関しては、徳島県臨床心理士会及び臨床心理士養成に係る教育課程を有する県内大学と連携し、人材の確保に努めている。

### （3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

#### ○配置人数

小学校	:	42人
中学校	:	42人
高等学校	:	9人
中等教育学校	:	0人
特別支援学校	:	1人
教育委員会等	:	4人

#### ○配置校数

小学校	:	166校
中学校	:	82校
高等学校	:	17校
中等教育学校	:	0校
特別支援学校	:	4校
教育委員会等	:	2箇所

#### ○スクールカウンセラーの資格について

スクールカウンセラーについて

② 臨床心理士 47人

スクールカウンセラーに準ずる者について

① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 4人

② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 1人

○主な配置形態について（配置時間等については、複数記載してもかまわない。）

単独校 4 高等学校(週 5 日・1 日 5 時間)(週 1 日・1 日 3 時間, 4 時間, 5 時間)  
1 教育支援センター(週 5 日: 1 日 5 時間)

拠点校 7 2 中学校(週 1 日: 1 日 4 時間, 5 時間, 6 時間, 7 時間)(週 2 日: 1 日 4 時間)  
4 高等学校(週 1 日: 1 日 3 時間, 4 時間, 5 時間)  
1 特別支援学校(週 1 日: 1 日 5 時間)

対象校 1 6 6 小学校, 1 0 中学校, 9 高等学校, 3 特別支援学校

県教育委員会配置(県立学校への要請派遣) 平成 3 0 年度 3 5 6 時間/年間 派遣校数 1 5 校

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

○連絡協議会・・・スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者並びに拠点校スクールカウンセラー担当教員

○徳島県スクールカウンセラー委員会研修会・・・スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者

※徳島県スクールカウンセラー委員会は徳島県臨床心理士会の下部組織であり、当委員会主催研修会への参加もスクールカウンセラー任用の条件としている。

### (2) 研修回数(頻度)

○連絡協議会・・・年 3 回開催

○徳島県スクールカウンセラー委員会研修会・・・隔月開催

### (3) 研修内容

○スクールカウンセラーの職務と役割, 関係機関との連携についての協議

○スクールカウンセラー等と教職員との連携を深めるための大学教授等による講演

○スーパーバイザーによる指導・助言

○スクールカウンセラーが対応したケースを基にした事例検討会 等

### (4) 特に効果のあった研修内容

○スクールカウンセラーが対応したケースをもとにした事例検討会

事例の対応について, スーパーバイザーの適切な指導・助言により, スクールカウンセラーの資質の向上につながった。

○スクールソーシャルワーカーとの連絡協議会

スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーとの連携による教育相談体制の充実について協議した。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 (有)・無)

○活用方法 スクールカウンセラーへの指導・助言

スクールカウンセラー委員会主催研修会の企画運営

緊急支援派遣体制のリーダー

スクールカウンセラーの選考委員

### (6) 課題

発達障がい疑われる児童生徒に関する相談件数が年々増加している。福祉関連機関との連携を図った研修会を実施し, スキルアップを図る必要がある。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】心身の健康・保健についての活用事例（⑧，⑨）

対象生徒は学校で幻覚や幻聴などの症状が現れたり、過呼吸を起こすことがある。このような症状は主に学校で起こっており、テスト前や特定の教科の授業でよく見られる。

学校では登校への不安やストレスを軽減するため、生徒本人や保護者の申出にその都度対応してきたが、なかなか改善が見られない。そのため、生徒や保護者に心理の専門家であるスクールカウンセラーへのカウンセリングを提案し、心のケアを実施した。

##### ○児童生徒・保護者へのカウンセリングと教職員への助言

生徒だけでなく、子どもの状態に強い不安や悩みを抱えている保護者にもカウンセリングを実施し、心のケアを行った。保護者の過度な期待が子どものストレスにつながっている面もあり、子どもの状態を改善していく上で、保護者へのカウンセリングはとても有効であった。

##### ○関係機関との連携

本県では外部の専門家による学校への支援事業として「学校問題解決支援チーム派遣」を実施している。高度で専門的な知識を有する医師や大学教授、社会福祉士等の専門家を派遣し、児童生徒の実態把握や指導方法について指導・助言を行っている。本事例においても、精神科の医師を派遣し、学校とスクールカウンセラーとともに、支援方法について検討会を実施した。様々な視点からの指導・助言により効果的な指導につなげることができた。

#### 【事例2】貧困の問題が要因のひとつとして考えられる不登校対応のための活用事例（⑭）

教職員とのケース会議や保護者とのカウンセリングの中で、児童の家庭環境が不登校の要因のひとつになっている状況が見られた。特に家庭が抱える貧困の問題は切実であり、経済的な不安を抱えながらの生活は、児童や保護者の心身に大きな影響を与えていることがわかった。

##### ○児童生徒・保護者へのカウンセリングと教職員への助言

児童・保護者が抱えている心の負担を少しでも和らげ、心身の健康につなげていくためカウンセリングを実施した。月1回の継続したカウンセリングによって保護者は少しずつ元気になることができた。また、それに伴い、児童の心身の状態も少しずつ改善し、学校への欠席日数が減少してきた。

##### ○関係機関との連携

スクールカウンセラーによる心の支援だけでなく、スクールソーシャルワーカー活用事業により、スクールソーシャルワーカーが家庭支援を実施するとともに、福祉等の関係機関と連携を図り、貧困対策に取り組んだ。

#### 【事例3】性的な被害にあった児童生徒への対応活用事例（⑮）

性的な被害(性的いたずら、わいせつ行為)に対して、スクールカウンセラーが関係生徒へのカウンセリングを行った。PTSDが心配される事例もあり、関係機関との連携やケース会議を実施し、専門的な支援を行った。スクールカウンセラーによる迅速な対応によって、児童生徒の心理的な負担軽減につながった。また、加害生徒に対しても、スクールカウンセラーがカウンセリングを実施し、加害生徒が抱える心の問題の解決について支援を行った。

##### ○関係機関との連携

本県では県教育委員会と県警察本部少年サポートセンターを中心に、市町村教育委員会、所轄警察署、青少年育成補導センター、児童相談所、市町村福祉部局、少年鑑別所、保護観察所、スクールソーシャルワーカー等と連携し「阿波っ子スクールサポートチーム会議」を行っている。本事例への対応においても、学校側から教員とともに、スクールカウンセラーも参加し、様々な角度・視点から児童生徒、家庭への支援の在り方や効果についてケース検討会を実施し、その後の効果的な指導につなげることができた。

#### 【事例４】教職員への教育相談力の向上のための活用事例（⑰）

県のスクールカウンセラー活用に関するアンケート結果から、70%の教職員がスクールカウンセラーに期待することとして、「心理の専門家として、教職員への指導・助言」を上げた。本県では、スクールカウンセラーが講師として、カウンセリングマインド等に関する校内研修を実施することを積極的に推進している。

##### ○実践事例

教職員の教育相談力の向上のために、スクールカウンセラーが「児童生徒の心の健康」について校内研修を実施した。児童生徒へのカウンセリングのポイントや保護者対応について、事例検討会やグループによるワークショップを行い、具体的に考えることができた。また、教職員対象に自殺予防教育についての講演会を実施し、深刻な自殺の実態、自殺のサインに気づくために、危機対応（寄り添い受け止める）、校内外のネットワークについて等の内容について研修を深めることができた。

#### 【４】成果と今後の課題

##### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

児童生徒・保護者・教職員からの相談においては、不登校に関する相談が最も多くなっており、スクールカウンセラーも研修等を通じ不登校対応のスキルアップを図っている。その結果、本県における小中学校不登校児童生徒数（「問行調査」より）は、平成21年度以降減少傾向となっている。さらに、全国の不登校千人当たりの人数と比べても、平成24年度以降下回っており、一定の効果を上げている。

また、スクールカウンセラーの小中連携型配置により、中学校へ進学しても原則として同一のスクールカウンセラーに相談できるため、児童、保護者も安心して相談を受けることができている。相談件数も増加している。（延べ年間相談件数：平成21年度13,706件、平成30年度21,029件）

本県では、平成29年度より、県立学校2校と教育支援センター1箇所スクールカウンセラーを常勤的に配置し、その効果について検証を行っている。平成30年度は鳴門教育大学が主催したシンポジウムにおいて「常勤的スクールカウンセラーの成果と展望」と題し、徳島県での2年間の取組を発表した。スクールカウンセラーが常勤・常駐することで、継続した支援を展開することができている。生徒・保護者にとって大変心強い存在になっている。また、カウンセリングだけでなく、心理に関する授業の実施や教職員への研修等についても計画的に実施することができ、問題行動等への未然防止、教職員の指導力の向上に役立っている。

##### ○スクールカウンセラーの配置状況と小中学校不登校児童生徒数の推移

年 度	H 2 1	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
拠点校数	6 6 校	6 6 校	6 6 校	6 6 校	6 7 校	7 0 校	8 1 校
相談件数	13,706 件	16,952 件	15,874 件	17,671 件	16,852 件	17,776 件	19,774 件
徳島県小・中不登校児童生徒数（千人当たり）	7 8 2 人 (12.6 人)	6 2 4 人 (10.7 人)	6 3 8 人 (11.1 人)	6 2 0 人 (11.0 人)	5 4 7 人 (9.9 人)	5 2 6 人 (9.7 人)	6 1 8 人 (11.6 人)
全国小・中不登校千人当たりの児童生徒数	11.6 人	11.0 人	11.8 人	12.2 人	12.7 人	13.6 人	14.7 人

##### (2) 今後の課題

いじめの認知件数が過去最多を更新。19歳以下の自殺死亡率が過去最悪となるなど、児童生徒を取り巻く環境は大変厳しい状況にある。児童生徒が悩みを一人で抱え込まないよう気軽に相談できる体制を築くことが深刻な事態を防ぐための抑止の第一歩となる。スクールカウンセラーへの相談件数が増加する中、スクールカウンセラーの配置や相談時間数の拡充は喫緊の課題である。

国の「ひとり親家庭・多子世帯自立応援プロジェクト」において、平成31年度末までに全小中学校への配置目標が示されている。本県の配置状況は、中学校への拠点校配置率が88パーセント、小学校は全て対象校配置であり、今後、全ての小中学校へ配置を拡充するためには、人材確保が必要不可欠である。県内高等教育機関、臨床心理士会等との連携を強化するとともに、また、スクールカウンセラーの勤務条件の改善に努め、優秀な人材の確保を図りたい。

また、スクールカウンセラーの常勤的な配置を推進することにより、常時相談できる体制の構築に取り組みたい。



# 香川県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

学校におけるいじめ等の問題行動等に対応するため、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー等を配置し、いじめ等の問題行動等の早期発見・早期対応や未然防止に資するとともに、教育相談体制の充実を図っている。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ・ 中学校を拠点校として、公立の中学校区（すべての公立小・中学校）にスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者（以下「SC」という。）を配置している。
- ・ すべての公立高等学校及び県立中学校、県立特別支援学校にSCを配置している。
- ・ 全体の年間配置時間や日数等は、学校の児童生徒数及び不登校数等の状況、学校の要望等を踏まえて県教育委員会が決定している。
- ・ 学校に同じSCを複数年継続配置し、学校の状況に対応できるようにしている。また、同一中学校区の小、中学校に同じSCが対応できるようにし、進学時の子どもや保護者の不安を軽減させるなど、小中連携が効果的に行えるようにしている。
- ・ いじめ・不登校・暴力行為等への対応として、すべての小学校で必ずSCを有効に活用できるよう、小学校の配置時間を年間24時間から36時間に増やした。（平成28年度～）

### （3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

#### 【配置人数・配置校数】

校種	配置人数	配置校数
小学校	49人	157校
中学校	50人	66校
高等学校	25人	30校
特別支援学校	5人	8校
教育委員会等	4人	2箇所

#### 【資格】

##### ◆スクールカウンセラー

- ①公認心理士 0人 ②臨床心理士 58人

##### ◆スクールカウンセラーに準ずる者

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 3人  
②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 1人  
③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人  
④上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認められた者 4人

## 【勤務形態】

単独校	0 中学校	0 小学校	0 高等学校	2 特別支援学校（月 1 日・1 回 4 時間）
	1 教育支援センター（月 2 日・1 回 5 時間）			
拠点校	6 6 中学校	（週 1 日・1 回 4 時間）	6 高等学校	（週 1 日・1 回 4 時間）
	3 特別支援学校（月 1 日・1 回 4 時間）			
対象校	1 5 7 小学校	（月 1 日・1 回 4 時間）	2 4 高等学校	（週 1 日・1 回 4 時間）
	1 1 高等学校	（週 1 日・1 回 2 時間）	3 特別支援学校	（月 1 日・1 回 4 時間）
巡回校	なし			

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- 対象 a 公立小・中学校に派遣する S C、市町が雇用するスクールソーシャルワーカー（以下「S S W」という。）、教育委員会担当者、公立小・中学校の教育相談担当者
- 対象 b 県立高校・中学校に派遣する S C・S S W、県立学校の教頭・教育相談担当者、教育委員会担当者
- 対象 c 県立特別支援学校に派遣する S C、特別支援学校の教頭・教育相談担当者

### （2）研修回数（頻度）

- 対象 a 年 2 回                      対象 b 年 2 回                      対象 c 年 2 回

### （3）研修内容

#### 対象 a

##### 第 1 回「チーム学校」連絡協議会

- ・ 講話「チームとしての学校を実現する具体的な改善策 ～不登校児童生徒への関わり～」
- ・ グループ協議「不登校児童生徒への組織的対応の在り方」

##### 第 2 回「チーム学校」連絡協議会

- ・ 講話「不登校への予防と対応  
不登校で苦しむ児童生徒や家族を少しでも少なくするために  
ー予防的対応の新たな考え方ー」
- ・ グループ協議「新たな不登校を生まないための対応について」

#### 対象 b・c

##### 第 1 回教育相談連絡協議会

- ・ 行政説明「県教育委員会の取組について」
- ・ 講演「みんながつくる みんなの学校 ーすべての子どもの学習権を保障するためにー」

##### 第 2 回教育相談連絡協議会

- ・ 講演「DV 被害者の支援について」
- ・ ワークショップ「チームで取り組む生徒支援」

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・ 専門的な見識をもつ講師による講話  
新しい見方や対応の仕方についての情報を共有  
講師が経験した具体的事例の成果と課題を共有

- ・ 具体的な事例をもとにした協働の在り方についてのグループ協議  
SC、SSW、教員、それぞれの立場の役割、強み、よさについて確認  
早期発見・早期対応のための連携の在り方
- ・ 新たな不登校を生まないための相談体制の在り方についてのグループ協議  
できること、すべきことを時期ごとに整理  
見通しをもって連携することを共有
- ・ 校内における生徒支援の在り方についてのグループ協議
- ・ 異校種編成グループなど、異なる立場からの情報・意見交換
- ・ チーム支援のためのアセスメント・プランニングシートの作成研修

#### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 無

O活用方法 無

#### (6) 課題

- ・ 最新の情報による講演会と、より具体的な事例検討等のバランスの良い内容構成に努める。
- ・ SCとSSWのそれぞれの特性を生かした役割分担、連携をとり、より効果的な活用ができるよう、研修等での事例検討会が必要である。
- ・ 教職員の負担を大きくせず、効果的な研修とするための内容や日程の設定について検討が必要である。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】カウンセリング・カウンセラーの理解のための活用事例（⑫）

＜特別支援学校中学部生徒の事例＞

中学部の生徒を対象にSCによる出前授業を行った。

出前授業を受けたことをきっかけに、生徒全員がカウンセリングを体験してみることに繋がった。

＜サイコロトーク＞

グループに分かれてサイコロの出た目の項目の質問に答えていくことで、場の緊張感がときほぐされたり、お互いの知らない一面を紹介しあうことで親近感が増したりするなどの効果を感じることができた。

＜カウンセリングとは、カウンセラーとは＞

カウンセリングやカウンセラーを身近な存在に捉えるために、カウンセラーとはどんな人のことか、また中学生に多い相談の内容などについて、具体的に説明することによってカウンセリングを身近なものとして捉えることができた。

#### 【事例2】貧困問題ための活用事例（⑭）

1年次は欠席日数40日を超えていた。学校諸経費が滞りがちで、諸経費納入について困難が多い状態であり、母親が外国出身の方で、コミュニケーションが円滑にできなかった。

2年次の1学期も欠席が続き、早い段階で欠課時数も厳しくなってきた。諸経費の納入も滞りがちとなっており、SSWと担任による家庭訪問を何回かおこなった。

1学期終わり頃に、SCより「中学校に在籍している弟が不登校状態なので、姉の状況について知りたがっている」との連絡を受け、教頭どうして連絡を取り合い、中学校との情報交換の場を設けることとなった。（SCはこの中学校も兼務している。）

9月に中学校関係者とSC、SSW、担任及び教育相談担当でケース会議を開き、保護者、本人をとりまく家庭の状況、そして中学校の対応について情報共有した。家庭状況の厳しさは、家庭訪問で把握していたことを上回るもので、保護者についても両親で子育てについてそれぞれの考え方が違うことなど情報交換した。

それらの情報を学校に持ち帰り、校内ケース会議において経済的なこと、保護者対応、本人の特性などを整理し、一つひとつのことに取り組んでいった。その結果、欠席日数は、9月末で欠席は全くなり、それ以降は遅刻もなく皆勤状態である。今後も十分な見守りが必要な生徒ではあることに変わりはないので、連携を維持して取り組んでいけたらと思う。

#### 【事例3】ヤングケアラーが疑われる事例への体制づくりのための活用事例（⑯）

保健室に来た子どもの発言から、家庭での家事が負担になっているのではないかと養護教諭が感じた。その子どもは学級でも落ち着かない様子が見られ、気にかけるべき子どもの1人であった。養護教諭からSCに相談があり、その後、管理職も含め対応について検討する時間が設けられた。その子どもの背景には、貧困などの要因があるかもしれない等、SCが専門的なアドバイスをしながら、子どもの様子や家庭の情報を校内で共有し、連携して支援できる体制の構築を図っている。必要に応じてSSWと連携することも視野に入れている。

ケース会議も複数回行われ、状況に合わせて、SCが子どもを観察したり面談をしたりする準備が整っている。

#### 【事例 4】教員が安心して子供や保護者と面談できるようにするための活用事例 (17)

- ・ 同じ中学校区の小・中学校の事務職員等も含むすべての教職員を集めて、夏休みに2時間程度、SCによる基本的なカウンセリングマインドについての研修を行っている学校がある。本研修では、理論に加え、ロールプレイやワールドカフェ方式の協議等、参加型の活動も取り入れている。例えば、良い例であるロールプレイと悪い例であるロールプレイを行った後、どう感じたかを交流するというような活動である。本研修を行うことで、教員が保護者と面談を行う際に研修を通して得た知識やスキルを生かし、保護者が落ち着いて話すことのできる環境づくりをすることができている。保護者が落ち着いて気持ちや考えを話すことができるとともに、教員も安心して面談に臨めることから、効果的な研修となっている。
- ・ 現職教育において、SCから「うつ傾向にある生徒への対応について」の講話をしていただいた後、ケース会を行った。職員間で意見を出し合い、SCからの助言を受け、生徒対応について共通理解を持つことができた。
- ・ 「教育相談だより」に専門的な立場から文章を寄稿し、教職員や保護者に対して、思春期の子どもの心の在り方について伝えてもらった。
- ・ SCから「青少年がかかりやすい心の病」という題で教職員に向けて講話をしていただき、校内研修を行った。青年期の精神保健について理解が深めることで、生徒に対応する力の向上を図った。

#### 【4】成果と今後の課題

##### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・ 平成30年度のSCの相談実績は、小・中学校の合計相談者数がのべ24,752人（SC一人当たり約505人）であり、児童生徒や保護者及び教員に対して効果的にカウンセリングが行われている。
- ・ 小・中学校の不登校児童生徒のうち「SC、相談員等による専門的な相談を受けた人数」はH28は347人であったが、H29は398人となっており、増加している。不登校児童生徒や保護者にとって、SCの存在が欠かせないものとなってきていることがうかがえる。
- ・ 小・中学校における「1000人当たり不登校児童生徒数」は全国の値を下回っている。SCの有効な相談活動や不登校の未然防止の取組の充実があったのではないかと考えている。

年 度		H25	H26	H27	H28	H29
1000人当たりの 不登校児童生徒数（人）	香川県	11.7	11.5	12.4	12.4	13.4
	全国	11.7	12.1	12.6	13.5	14.7
	香川県－全国	0	-0.6	-0.2	-1.1	-1.3

- ・ 平成21年度以降、公立高校の中途退学者や不登校生徒が減少している要因の一つに、SC、SSWの有効な活用や相談活動の充実があったのではないかと考えている。

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
中途退学者(%)	1.0	0.7	0.7	0.6	0.7	0.6	0.7	0.5	0.6
不登校生徒(%)	1.2	1.0	1.2	1.0	0.8	0.9	0.7	0.9	1.1

- ・ ガイドラインを活用して、学校、SCとSSWの互いの役割について理解を深め、またより効果的な支援が行えるよう役割を活かしたケース会議の進め方等について検討し、教育相談体制の充実に一層取り組もうと考えている。

- ・特別支援学校では、SCを配置して5年が経過する。各学校内での相談体制も整い、児童生徒からの相談への対応はもちろん、担任がケースを抱え込むことなく専門性の高いSCが関わるというスタイルが定着した。このことから、学校で発生した緊急事案についても、SCとの連携のもと早期に相談体制を整え対応にあたることができた。

## (2) 今後の課題

- ・中学校で不登校が急増する現状に対して、小・中学校の9年間を見通した未然防止の取組を引き続き充実させる必要がある。
- ・教育相談体制の充実が一層図られるよう、平成28年度から、SCとSSWに教育相談担当教員を加えた連絡協議会を設定し、定着しつつある。この会を通して、SCとSSWの特性の相互理解を進めるとともに、チーム学校の実現に努めていきたい。
- ・学校からはSCの相談時間について増加希望が多いが、県予算が限られているため、希望に沿うことができていない。
- ・SCとSSWの派遣時間が少ないため、日程の調整が困難で連携がとりにくい。
- ・特別支援学校については、SSWをまだ配置していない。SCとの連携による効果について県内の現状や他県の活用状況なども参考にしながら、配置に向けて検討が必要である。

# 愛媛県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

市町が設置する小学校及び中学校に、児童生徒の心理に関して高度な専門的知識及び経験を有する者をスクールカウンセラー等（スクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者）として配置又は派遣することにより、教育相談体制の充実を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

愛媛県では、中学校区程度の地域を単位とし、その地域にある中学校を拠点校としてスクールカウンセラー等を配置している。そして、拠点校から近隣の小学校にスクールカウンセラー等を派遣している。

スクールカウンセラー等が配置されていない小学校及び中学校に対しては、市町教育委員会からの要請を受け、県内に配置しているスクールカウンセラーを年間48日分派遣できるようにしている。

### （3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

#### ※配置人数・配置校数

県内の拠点校（中学校）95校に、のべ95人のSC等を配置し、拠点校に接続する近隣の小学校234校に対しても派遣できる体制を整えている。また、スクールカウンセラー等を配置していない小中学校にも要請訪問として年間1回以上派遣する体制を整えている。

#### ※資格

#### 1 スクールカウンセラーについて

臨床心理士 35人

#### 2 スクールカウンセラーに準ずる者について

① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 1人

② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 16人

#### 3 勤務形態

拠点校 95中学校

対象校 234小学校

（年39日・1回4時間）

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

県内のスクールカウンセラー及び準スクールカウンセラー

### (2) 研修回数（頻度）

年1回

### (3) 研修内容

- ・ 学校の実態に応じたカウンセリングやコンサルテーションの在り方
- ・ 学校の運営の仕組みや組織の実際に関する情報交換

### (4) 特に効果のあった研修内容

スクールカウンセラー同士の情報交換とグループ協議

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 設置している。

○活用方法

準スクールカウンセラーに対する指導、困難な事例、状況に対する指導・支援、児童生徒のカウンセリング等に関し必要と認められる指導・支援

### (6) 課題

予算に限りがあるため、スーパーバイザーを年間10日間分（1回4時間）しか派遣できない。



### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】不登校解決のための活用事例 (①)

A中学校の女子生徒Bへの関わりの事例である。生徒Bは、不登校傾向があり、養護教諭からSCへカウンセリングの依頼があった。本人もSCに相談することを希望していたため、実施した。初見のカウンセリングで、Bは学校生活に楽しみがなく、精神的に苦痛であるため、学校へは行きたくないと言った。家でゴロゴロしながらゲームをしたいと主張する反面、学校に行こうという思いもあることが分かった。保護者は本人に対して、きちんと学校に行かせたい、高校に進学させたいという考えはあるが、普段から本人に対してあまり働き掛けがされていない状況であった。カウンセリングを始めてから、Bは渋りながらも登校を始めたが、表情が暗くうつろな様子であった。カウンセリングを継続していく中で、「自分のせいで、いつもみんながイヤな顔をする」と語った。SCは、本人の了承を得て、養護教諭と情報の共有を図った。また、学級担任にクラスでの様子を聞くと、Bは目立たず、特に周囲から、からかいがあるとは思えないとのことであった。SCは、上記の「自己に関する悩み」について、「みんなとは誰なのか」など、本人が抱える悩みを一つ一つ確認しながらBとのカウンセリングを続けた。Bからは進路や成績低下に対する不安、悩みなども語られるようになった。そういった悩みを抱え込み、誰にも相談できずにいるうちに、Bの中で自己否定の思いが高まったと考えられた。SC、養護教諭、学級担任が連携し、本人に対して進路についての情報提供や学習支援、カウンセリングを行っていく中で、本人の根底にある不安が少しずつ軽減されていった。無事に高校受験を終え、本人から笑顔が見られるようになった。SCは、今後、自己に関する悩みについて、気になって行動できないときは抱え込まず、養護教諭に相談することを助言した。

#### 【事例1】災害時緊急スクールカウンセラー等活用事業における心のケアについて (⑧)

7月豪雨により、県内各地は大きな被害を受け、5市2町においては災害救助法の適応を受けるなど、被害が甚大であった。県では、発災直後、被災により不安を抱えた児童生徒等の心のケアを第1に考えた支援体制を構築し、被害の大きかった地域の学校に、県内のスクールカウンセラー等を派遣し、カウンセリングを行った。当初から、県臨床心理士会の全面協力のもと、支援を希望するスクールカウンセラー等の派遣計画を綿密に立て、7月末から9月末までの期間はプッシュ型（要請の有無に関わらず週に1回程度派遣し、相談場所を確保する）で行った。例え相談件数がゼロでも、その場所へ行けば安心して相談ができる体制を整えた。10月以降は、各地域や学校の要請に応じて派遣した。県全体として3月末までに延べ817回の派遣回数となった。地域によっては、被災したスクールカウンセラーもいる中で、滞りなく相談活動を行うことができた。人間関係づくりができていない初めての場所への派遣に不安を感じるスクールカウンセラーもいたが、派遣の回数を重ねるうちに、人間関係が築かれていった。

#### 【事例4】校内研修等のSC活用事例 (⑱)

P T A合同研修会を実施し、「発達障がい等、配慮を要する生徒に対してどのように向き合い、関わっていくべきか」という研修会を実施した。その際、スクールカウンセラーをファシリテーターとして活用し、小・中学校の保護者や教員が互いに学び合い、意見交換を行う場を持つことができた。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

県では、全ての公立小中学校に派遣できる体制を整えており、拠点校方式におけるスクールカウンセラー等の配置率は、年々増加傾向にある。実績報告書から判断すると、相談内容が多様化する中、臨床心理士等の専門的なカウンセリングにより、相談の解決の糸口を見出すことにつながっているケースも少なくない。また、各学校では、スクールカウンセラー通信を発行し、外部へ効果的な周知を図ったり、教職員や保護者を対象とした研修会が開かれたりするなど、児童生徒へのきめ細やかな相談体制を構築することで、諸課題への早期発見・早期解決につながっていると考えられる。

	H26	H27	H28	H29	H30
配置校数	268校	283校	308校	317校	329校
全学校数	435 小301/中134	418 小288/中130	413 小283/中130	405 小278/中127	402 小274/中128
拠点校 (中学校) の配置率	80校 59.7%	87校 66.9%	90校 69.2%	92校 72.4%	95校 74.2%
対象校 (小学校)の 配置率	188校 62.5%	196校 68.1%	218校 77.0%	225校 80.9%	234校 85.4%
相談件数	11,460件	17,682件	13,657件	13,556件	14,873件
SC人数	29人	31人	33人	32人	35人
準SC人数	15人	18人	18人	16人	17人

### 【本事業に関する事業評価】

- ・ スクールカウンセラー等を配置した拠点校数
- ・ スクールカウンセラー等の人数
- ・ 拠点校、対象校を合わせた全体の配置校数
- ・ 拠点校1校の、1日当たりの相談件数

### (2) 今後の課題

スクールカウンセラー等の人員確保が最大の課題である。また、スクールカウンセラー等の勤務日数や勤務時間に制限があるため、各校とも相談者との日程調整と、十分な相談時間の確保が課題である。特に、小中学校でうまく連携を図りながら活動できている学校とそうでない学校があるため、より効果的な体制となるよう支援していきたい。スクールカウンセラー等の各学校における校内組織への位置づけが明確化されるよう努めるとともに、スクールカウンセラーの専門知識や技能を生かした、教職員のスキルアップを図る取組も奨励していきたい。

# 高知県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

市町村（学校組合）立の小・中学校及び県立中・高等学校、特別支援学校において、児童生徒、保護者及び教員の様々な不安・悩み・ストレスに関するカウンセリング及び助言・援助を行う。

### （2）配置・採用計画上の工夫

本県における配置計画については、以下の点を重点目標として配置を行っている。

- ①配置拡充を積極的に行うとともに、高知県全域の相談活動の充実をはかる。
- ②大規模校や生徒指導上の課題のある学校について重点的に拠点校配置や小中連携を行うことで、多くの相談希望に応え、教育相談の充実をはかる。
- ③SC への相談希望が多いにも関わらず、配置の組み合わせが3校のため、訪問間隔が空き、面談時間が十分に取れない学校において、2校配置を積極的に推進し、相談活動の充実をはかる。

### （3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

#### 【配置人数】

小学校	：	56人
中学校	：	53人
義務教育学校	：	2人
高等学校	：	1人
中等教育学校	：	0人
特別支援学校	：	1人
教育委員会等	：	8人

#### 【配置校数】

小学校	：	190校
中学校	：	101校
義務教育学校	：	2校
高等学校	：	1校
中等教育学校	：	0校
特別支援学校	：	1校
教育委員会等	：	8箇所

#### 【資格】

##### （1）スクールカウンセラーについて

①公認心理師	0人
②臨床心理士	50人
③精神科医	0人
④大学教授等	2人

⑤上記①～③以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者  
0人

(2) スクールカウンセラーに準ずる者について

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 14人

②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 16人

【主な配置形態】

単独校	22 中学校	(週1日・1回7時間)
	1 小学校	(週1日・1回7時間)
	2 義務教育学校	(週1日・1回7時間)
	1 高等学校	(週1日・1回4時間)
	1 特別支援学校	(週1日・1回4時間)
	8 教育支援センター	(週2日・1回7時間)
拠点校	75 中学校	}
	42 小学校	
対象校	4 中学校	
	147 小学校	(週1日・1回3.5時間)

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) SC等研修講座

#### ①研修対象

SC、SCに準ずる者、臨床心理士、教職員等（教職員等については、午前講演のみ参加）

#### ②研修回数（頻度）

年間6回

#### ③研修内容

回	内容	講演内容	講師
1	（午前） 講演 （午後） 事例 検討会	子どもの問題行動の理解と支援	高知少年鑑別所 小澤 功滋
2		子どもの心のサインを見逃さないために ー学校・SC・大人ができることー	鳴門教育大学大学院 栗飯原 良造
3		不登校の子どもの心とつながる	鳴門教育大学大学院 古井 健治
4		発達段階に応じた発達障害の理解と支援 ー切れ目のない適切な支援を行うためにー	鳴門教育大学大学院 小倉 正義
5		新しい医学教育の流れ	高知大学医学部附属病院 瀬尾 宏美
6		これからのSCに求められる役割	京都大学名誉教授 藤原 勝紀

### (2) 相談支援体制充実（チーム学校）に向けた連絡協議会

#### ①研修対象

SC、SSW、教職員及び市町村教育委員会担当者

#### ②研修回数（頻度）

年間1回 ブロック別開催（5ブロック）

#### ③研修内容

外部専門人材を活用したチーム学校の構築に向けた連絡協議会。校内支援会をテーマに、それぞれの専門性をいかした効果的なチーム支援について協議を行った。

### (4) 特に効果のあった研修内容

(2) 相談支援体制充実（チーム学校）に向けた連絡協議会では、いじめをきっかけとした不登校の事例を用いた模擬校内支援会を実施し、効果的なチーム支援について検討を行った。実施後のアンケートでは65.7%が「大変参考になった」、33.7%が「参考になった」と回答した。

また、「研究協議では、活発な意見交換ができたと思うが、心理職としては、学校全体をどのように見立てるのかの難しさも感じました。積極的にその中に身を投じつつ、一人ひとりの心理的な背景について、先生方と共有したり、考えていけるように努めたいと思いました。」など、本協議会での学びや気づきを今後の各校の相談支援に還元しようとする声が多く聞かれた。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 有・無

4人配置している。

## ○活用方法

- ①SC の配置校での指導・助言
- ②県教委が設置した相談室での SC への指導・助言
- ③採用 1 年目・2 年目の SC への研修
- ④緊急支援（児童生徒の生命にかかわる事件・事故等、緊急かつ重大な事案が発生した学校の児童生徒、保護者、教職員への支援）

## （6）課題

近年採用している SC は若年者が多いため、SC の専門性を高めることが喫緊の課題となっている。

SC 等研修講座を開催し、本県の教育課題の改善のために、SC の力量を伸ばす研修内容となるよう、計画を立てたい。また、SC の専門性を学校組織の中で効果的に活用するために、教職員や SSW 等も参加する連絡協議会において、関係機関の効果的な連携・協働に向けた協議を行うことが重要であると考えている。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】生徒指導上の諸課題の改善のための活用事例（①②③⑥）

高知県は「平成29年度児童生徒指導の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」において、暴力行為発生率が高く、小中学校の不登校の出現率が高止まりになるなど、生徒指導上の諸課題の状況はこれまでと同様に喫緊の課題となっている。生徒指導上の諸課題の背景が多様化・複雑化している状況に対して、学校がチームとして対応するよう、平成29年度から県内全ての学校においてSCを活用した校内支援会を月に1回以上実施することを目標に掲げ、学校における校内支援会の充実に向けた取組をすすめている。平成30年度にSC等を活用した校内支援会を実施した学校は全体の82%であり、取組が徐々に定着してきている。また、本県で推進している「夢・志を育む学級運営のための実践研究事業」では、校内支援会に心の教育センターのSCや指導主事を派遣し、問題解決に向けた学校への支援を行っている。支援会の持ち方のモデルを示したことや、見立てに関するSCの専門的な助言により、効果的な支援会の在り方についての教職員の理解が進み、チーム学校として子どもの変容に向けて見通しを持った支援ができるようになってきている。

#### 【事例2】貧困問題家庭に対するSCの活用事例（⑭）

父親（実父）と2人暮らしをしている、県立高校に通う2年生女子生徒の事例。母親とは数年前に死別しており、父親は仕事をしているが、趣味に浪費して教育にお金は回さないため、学校の集金も滞っており、経済的に厳しい。父子の関係は希薄である。女子生徒から進路のことで金銭的に厳しいけれど進学を希望したいと相談があり、学校は生活に困窮している家庭の女子生徒だったため女子生徒をSCにつなげた。SCは家庭の背景から見立てを行い、父親への思いや進路についてカウンセリングするとともに相談しやすい環境づくりに努め信頼関係を築いた。SCは面談を重ね、大学進学への堅い意思を確認する。一方、父親と話し合いを持った学校は、養育能力はないが子どもと離れる気持ちがないことを確認する。SCは女子生徒を心理的に自立させることが進路保障につながると見立て、学校、SC、SSW、要対協や児童相談所、養護施設と協働しながら支援策の検討を行い、女子生徒が安心して過ごせる環境で学習することができるよう、チーム学校で支援を行える体制も整えた。

【事例3】特定される可能性があるため、今回記載していない。

#### 【事例4】中学校でのピア・サポート活動の活用事例（⑱）

この活動はSC勤務日の昼休みの15分間を使って、参加者を募り希望した18名の生徒と各学年の教員、SCがメンバーである。子ども自らの変わろうとする力や、子ども同士の関わり合いがもたらす力を活かし、「子どもが変わる」ことを目指し活動している。活動内容としては、エンカウンターやSSTの実施、朝の挨拶運動、清掃ボランティアへの参加、育てた花を医療施設等へ持って行く医療施設訪問等、1年間を通してさまざまな活動に取り組んでいる。生徒の感想からも「助け合いや協力することの大切さを学べた」「前よりも人の気持ちを考えることが増えた」など、関わり合う中で一定の自己有用感が得られ、学びや気づきの機会になっている。また、ピア・サポートの特徴である異年齢の関わり合いを通じて自己有用感も高める活動になっており、今後も継続していく。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

SCの配置率について、中学校は平成24年度(71.3%)→平成25年度(84.4%)→平成26年度(99.0%)→平成27年度から(100%)と向上してきた。また、小学校においても、平成24年度(39.3%)→平成25年度(50.7%)→平成26年度(57.7%)→平成27年度(68.9%)→平成28年度(85.4%)→平成29年度から(100%)となり、平成29年度に県内全小中学校への配置を達成した。

また、配置率の上昇に伴い、平成24年度は26,650件であった相談件数が、平成30年度は122,021件と増加しており、各学校におけるスクールカウンセラーの活用が高まっている。特に、学業・進路、友人関係、不登校についての相談が多く、これらの課題に対する改善に向けてスクールカウンセラーが尽力している。

### (2) 今後の課題

本県の課題として、以下の3点が挙げられる。

1点目は、専門性の高いSCの人材確保である。本県には、臨床心理士養成大学がなく、臨床心理士の数が少ない。このことも人材確保を困難にしている要因である。近隣の臨床心理士養成大学を訪問するなどし、多くの人材が集まるようアナウンスを続けていく必要がある。

2点目は、本県が採用しているSCは若年者が増加傾向にあるため、SCの専門性を高める研修の機会やスーパーバイザーによるSCの資質向上を図る場の充実が必要である。

3点目として、「SOSの出し方に関する教育」の推進である。本県においても18歳未満の児童生徒の自殺が発生しており、背景調査結果からは自殺した子どもが事前に何らかのサインを出している場合が多いことが分かってきた。しかし、本県においては、SOSの出し方教育に対する理解が十分でなく、具体的な取組は進んでいない。子どもが困った時や苦痛を感じた時に気軽にSOSを出せるよう、教員と子どもの信頼関係を構築されるよう助言したり、SC自身が子どもとつながることで、子どものSOSの出し方に関する教育を進めていきたい。



# 福岡県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な知識・経験を有する者等を、SCとして中学校を中心に配置し、それらを活用して学校における教育相談機能を高めるための調査研究を行い、もって不登校やいじめ等の生徒指導上の諸課題の解決を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

平成13年度から新たに活用事業として、臨床心理士等の「心の専門家」を県の非常勤職員として任用し、中学校へ配置している。また、平成17年度から、拠点校方式の活用によりSC等を県内すべての公立中学校に配置している。

### （3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

#### ア 配置人数

小学校	:	3人
中学校	:	127人
義務教育学校	:	2人
高等学校	:	25人
中等教育学校	:	1人
特別支援学校	:	15人

#### イ 配置校数

小学校	:	17校
中学校	:	206校
義務教育学校	:	2校
高等学校	:	31校
中等教育学校	:	1校
特別支援学校	:	20校

#### ウ 資格

##### （ア）スクールカウンセラーについて

- ②臨床心理士 146人
- ④大学教授等 2人

##### （イ）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 3人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 1人

#### エ 主な配置形態

- （ア）単独校
  - 64中学校 (週1日・1回8時間)
  - 3小学校 (週1日・1回8時間)
  - 2高等学校 (週1日・1回8時間)
  - 1中等教育学校 (週1日・1回8時間)
  - 20特別支援学校 (週1日・1回4時間又は7時間)
- （イ）拠点校
  - 142中学校 (週1日・1回4時間)
  - 2義務教育学校 (週1日・1回4時間)
  - 29高等学校 (週1日・1回8時間)
- （ウ）対象校
  - 14小学校 (配置計画あり。)
  - 65高等学校 (配置計画はなし。要請に応じて派遣)
- （エ）5日制SCSV 中学校6校 (週5日・1回4時間)

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

県内に配置されているSC

### (2) 研修回数(頻度)

- ア 年に1回程度SC連絡協議会を実施している。
- イ 福岡県臨床心理士会が月1回程度の自主研修を実施している。

### (3) 研修内容

ア SCによる実践報告及び情報交換

### (4) 特に効果のあった研修内容

ア SCを効果的に活用した教育相談体制の充実について

※SC及び配置中学校担当者を対象に研修会を実施した。

- ①各学校における教育相談体制の成果と課題についてまとめる。
- ②教育相談を組織的に実施していく上で大切な教育相談体制や学校内外関係機関との連携、マネジメントの方法等の具体的方策についてグループ協議を実施する。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

ア SVの設置の有無

有(県内6教育事務所に配置。週1回12~20時間)

イ 活用方法

(ア) 所管教育事務所管内の他のSCへの指導助言

(イ) 所管教育事務所管内の小・中・義務教育学校及び特別支援学校の小・中学部で突発的に発生した不慮の事故・事件において、サポートチームの一員として児童生徒等の心のケアや保護者対応を中心とした指導助言

(ウ) その他、所管教育事務所管内の各種相談事業に対する指導助言

(エ) 各教育事務所配置のSCSVは、管内小学校の「校内いじめ対策委員会」において、専門家としての指導助言を行う。

### (6) 課題

ア 緊急支援(災害対応含む)におけるSCの効果的な活用についての啓発及び情報共有

イ SCSVによる経験年数が浅いSC等への指導助言等の充実

## 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

### 【事例1】・校内適応指導教室等、学校の居場所づくりにSCを活用した事例(①不登校、⑥家庭環境)

#### 1 対応ケースの概要

- ・該当生徒は小中連絡会では、配慮事項等のない生徒である。
- ・家族構成は父、母、本人である。
- ・祖父母宅で夕食を食べたり、祖母が学校に送ったりしている。
- ・友達から冷やかされ、廊下で泣いていた。

#### 2 取組経過

- ・養護教諭が話を聞き、担任と養護教諭が相談し早期対応のため、SCがカウンセリングを行った。カウンセリングでは、食事がとれないこと、時々中途覚醒があり自分が嫌になり自傷行為をしたこと等を話した。自分が悪いと思うことが多いのでSCは、自分の気持ちをどのように対処すればいいか助言した。
- ・担任の指導で冷やかしはなくなったが、周りの目を気にしていた。
- ・学校は、学年と不登校対策委員会で本件を情報共有した。
- ・本人の腹痛、自傷衝動も強くなっていたので、SCは校内適応指導教室を利用することをすすめた。本人も同意した。母親は、深刻に捉えておらず楽観的であった。
- ・祖母の発言等で、本人は心身共に疲労が溜まり、母子でカウンセリングの予約が入った。
- ・SCは本人の辛さを母親に話すが、理解できず共感には至らなかった。
- ・本人は校内適応指導教室では、安心して過ごした。担任と担当者が本人を理解し、登校ができていた。
- ・自傷行為を行った後のカウンセリングでは、受け答えが悪かった。
- ・2回目の自傷行為後は、母子で病院受診した。その後も状態は変わらず、SCは入院加療を勧めたが、本

人は拒否した。その後も、校内適応指導教室での状態は悪く、S Cが入院加療を勧めた際は、「どちらでもいい」と投げやりであった。

- ・本人の状態が悪いので、長期休業も学校で過ごした。それ以後は、状態が回復し、適応指導教室や別室で過ごしている。

### 3 成果と課題

#### (成果)

- ・カウンセリングを実施することで、教室には入れないが、本人なりに何かを努力しようとしている。
- ・本人の意思を尊重しながら、カウンセリングを継続的に実施している。

#### (課題)

- ・取組後半は、自傷行為はみられなくなったが、まだ不安定である。
- ・本人が自己存在感をもてるよう、継続した組織的な支援が必要である。

### 【事例2】保護者からの虐待でS Cが対応した事例 (13児童虐待)

#### 1 対応ケースの概要

- ・児童Aと生徒Bは兄弟である。
- ・Aが落ち着かない状態(教室を飛び出す等)だったので、中学校でS Cからカウンセリングを受けた。

#### 2 具体的な取組

- ・Aへのカウンセリングにおいて、Bからの暴力、父親からの虐待が発覚した。母親は問題と思っているが、改善する力はないとS Cが中学校の教頭に報告した。
- ・中学校の教頭は、小学校に連絡しカウンセリング内容を報告し、小学校は児童相談所と連絡をとった。
- ・S Cは、母親とAの担任と面談し、本人が言うことが事実であると分かった。S Cは、児童虐待となるので父に暴力はやめるように、母親から話して欲しいとお願いした。また、BからAを守るために、何かあったときは母親に伝えるように、Aに言って欲しいとお願いした。
- ・Bが不登校となり、両親との面談をS C、担任で行った。身体的虐待についての注意と、支援方針を話した。S Cは、継続的に母親と面談した。
- ・いじめ・不登校対策会議で、他機関と繋ぐことを決め、子育て支援課と連携した。子育て支援課は、身体的虐待が疑われたときは、学校が子育て支援課に連絡をするよう確認した。
- ・小中学校合同でのケース会議には、S C・S S Wも参加し、両親が困っていることを情報共有し、児童相談所に繋ぐか検討した。S Cは、担任等に適切な助言を行った。
- ・S Cと母親との面談の中で、父親は叩かないようになったが、何も言わなくなったとのことだった。BからAへの暴力もなくなったとのことだった。
- ・Aは支援学級を活用すること、S Cからの助言でBは適応指導教室への入級を促した。

#### 3 成果と課題

##### (成果)

- ・Aの教室での逸脱行動、Bの不登校の背景に、両親の不適切な養育態度が可能性としてあがり、S Cの意見を基に、初期対応ができた。
- ・S Cの意見を基に、いじめ・不登校対策会議で取り上げ、他機関に繋ぎ、ケース対応を続ける方向性を確認できた。
- ・S Cの提案を基に、小中合同のケース会議を設け、支援者が情報共有し連携することができた。
- ・BへのS Cの定期的なカウンセリングが、適応指導教室入級へと繋がり、両親の焦りが低減し、余裕を持ってBに接することができるようになった。

##### (課題)

- ・両親が子ども達への要求水準が高い。S Cとの面談により、適切な環境設定が必要であることを理解してもらう必要がある。

### 【事例3】性的な被害を受けた児童への対応事例 (15性的な被害)

#### 1 対応ケースの概要

- ・小学校児童が登校しぶり、教室に入りにくくなったため、中学校区のS Cを派遣した。
- ・カウンセリングの中で友達とうまくコミュニケーションがとれないことをS Cに話す。また、以下の3点も登校しぶりの要因になっているようだ。

①事実でないことを事実のように言われる。

②①のことをもとに、からかわれる。

③昨年度下校中、わいせつ行為をされそうになった。(①～③は全て違う児童から)

## 2 具体的な取組

- ・SCによるカウンセリングを4回実施した。
- ・①②に関しては、担任から加害児童に指導済み。母親は「気にするな」と言う。
- ・③に関しても、担任から加害児童に指導済み。母親には、事実を伝えた。

## 3 成果と課題

(成果)

- ・友達になじめない件や、③の件を考慮し、クラス替えを実施した。

(課題)

- ・不登校の改善にはつながっていない。なじめなさの原因が不明であり、対応へとつながっていない。

## 【事例4】生徒の困難・ストレスへの対処方法等に資する教育プログラム実践事例(⑩教育プログラム)

### 1 ねらい

受験前でストレスを感じやすいであろう中学3年生を対象に、ストレスとは何かを知り、10秒呼吸法を通して、ストレスの対処方法について学ぶ。

### 2 取組内容

#### ○ 復習・確認

生徒たちのストレスに対する認知を確認する。

生徒の発言を板書することにより、ストレスを感じる場面を整理する。

#### ○ ストレス症状について

生徒の発言からストレスについての知識をまとめる。

ストレスは自律神経と関連していることを伝える。

#### ○ ストレスチェック

ストレス症状は自覚がない場合があることに留意させ、ストレスチェック表を使ってストレスチェックを行わせる。

#### ○ ストレスの対処法について

ストレスでイライラするとき、生徒はどのように対応しているか話し合う。

#### ○ 自律神経について

ストレス症状が自律神経の乱れによるものであること、対処方法はそれを整える方法であることを理解させる。

#### ○ 呼吸法について

自律神経にアプローチする方法として10秒呼吸法を紹介する。教師がモデルになり、生徒に具体例を示す。その後、生徒に10秒呼吸法を実施させる。

#### ○ 相談することも大切

自分ではうまく対処できないこともあることに留意させ、相談することも、対処方法の1つであることを伝える。相談室の紹介を併せて行う。

#### ○ 感想を書く

### 3 成果と課題

(成果)

周囲の意見を聞いたことにより、「自分だけがきついのではないんだということが分かって安心した」という感想が目立った。また、それぞれでストレスの対処方法を発表してもらったことにより、周りの生徒の対処法を知ることができ、自分も取り入れてみようとする対処方法を身に付けることができた。また10秒呼吸法を伝えることにより、寝る前や緊張したときなど、簡単に取り入れる具体的な方法を知ることができた。

(課題)

10秒呼吸法をクラスで静かに行うことに抵抗がある生徒もおり、その場でリラックスを感じられない生徒もいた。実施する環境をもう少し整える必要がある。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

ア 相談件数 ※政令市を除く

総相談件数は55,484件（前年度比4,320件減少）で、1校当たり平均 272件であった。

イ 相談者の内訳（図1参照）

教員からの相談が約5割、子どもからの相談が約3割を占め、校内でのSCの活用が定着してきている。さらに、保護者からの相談も約1割であり、SCの認知についても進んでいる。また、小学校への派遣件数は、7,873件であり全体の14.2%となっている。

ウ 相談内容の内訳（図2参照）

不登校 16,023件（28.9%）、発達障がい 9,636件（17.4%）、心身の健康・保健 7,162（12.9%）、家庭環境 5,253件（9.5%）、友人関係 5,066件（9.1%）、学業・進路 3,959件（7.1%）、いじめ 977件（1.8%）教員との関係 843件（1.5%）

相談内容の約3割は「不登校」に関する内容であり、不登校対応としてのSCの重要性を示している。「その他」については、発達面の行動観察（授業中の様子など）、SSWとの情報共有、教育支援センター等との情報共有、学校生活全般に関する内容、別室登校、気になる生徒の情報共有等が挙げられており、相談内容が多岐にわたっており、SCの専門性が学校内で活用されていることがわかる。

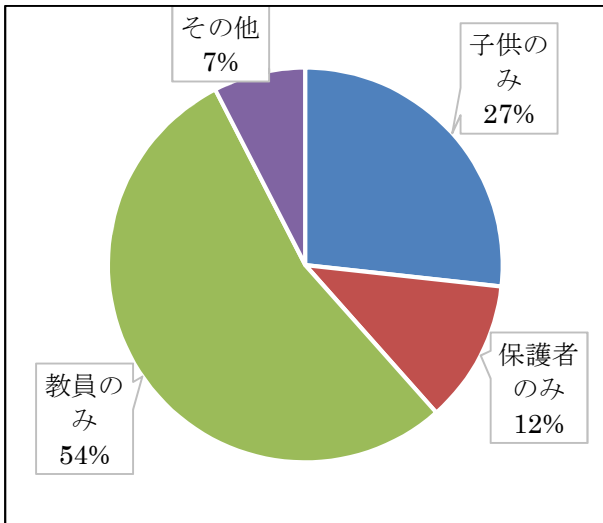


図1 <相談者の内訳>

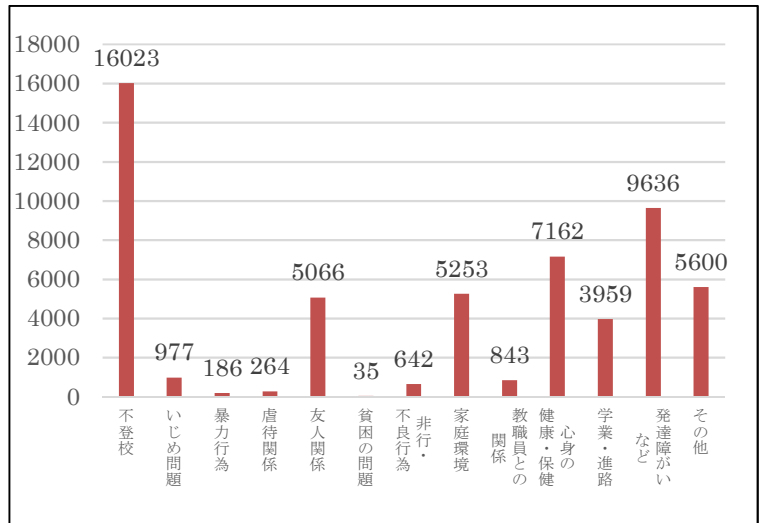


図2 <相談内容の内訳>

(2) 今後の課題

- ア 教職員に対しての心理的手法に基づく児童生徒理解を学ぶ研修の充実
- イ 保護者に対するSCの役割等の周知
- ウ SCによる教職員へのフィードバックを通じた情報共有の時間確保
- エ 家庭との連携のためのSCを講師とした保護者対象の研修会の開催
- オ 特別な支援を要する児童生徒への対応に関するSCの効果的な活用方法の周知

# 佐賀県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校等、生徒指導上の諸問題への対応は、学校において重要な課題である。このため、生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識・経験を有する「スクールカウンセラー」を県内全ての公立の中学校（分校1校を除く）、義務教育学校後期課程及び県立高等学校9校に配置し、学校におけるカウンセリング機能の充実を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

全ての公立中学校（分校1校を除く）、義務教育学校後期課程及び県立高等学校9校に、スクールカウンセラーを配置している。特に、不登校生徒が多い学校には、配置時間数を増やす重点配置をしている。また、教育センターにスクールカウンセラーを配置し教育相談事業の充実を図っている。

### （3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

#### ※配置人数

小学校	:	0人
中学校	:	50人
高等学校	:	7人
中等教育学校	:	0人
特別支援学校	:	0人
教育委員会等	:	2人

#### ※配置校数

小学校	:	0校
中学校	:	90校
高等学校	:	9校
中等教育学校	:	0校
特別支援学校	:	0校
教育委員会等	:	1箇所

#### ※資格

##### （1）スクールカウンセラーについて

①公認心理師 0人（※①②の資格を重複して所持している人は、②の資格者として記載。）

②臨床心理士 50人

③精神科医 0人

④大学教授等 0人

⑤上記①～③以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者 0人

## (2) スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 1人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人
- ④上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認めた者 0人

### ※主な配置形態

単独校	90中学校	(週2日・1回4時間) もしくは (週1日・1日8時間)
	9高等学校	(週1日・1回4時間)

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

県内の公立学校に配置されるスクールカウンセラー等

### (2) 研修回数(頻度)

年度当初に1回

### (3) 研修内容

- ・行政説明
- ・講演
- ・グループ協議

### (4) 特に効果のあった研修内容

- ・講演及びグループ協議

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置 (有・無)
- 活用方法 なし

### (6) 課題

研修会ではスクールカウンセラー等が教育現場において、専門性を十分に発揮し、児童生徒が抱える問題の改善・解決に資するよう、相談業務を遂行する上での課題や留意点についてそれぞれの経験に基づき協議・情報交換を行った。

研修回数を増やせば、より一層様々なケースに対応する能力や資質の向上が図られるが、各学校における勤務時数が減るので、なかなか増やせない状況にある。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】発達障害が疑われる生徒を支援した事例（⑩）

生徒Aは、入学当初から真面目に登校していたが、忘れ物が多く、授業中の教師の説明や指示が通らない場面があり、周りの生徒の動きを見ながら状況判断して学習していた。特定の教科は、生活指導員がAの理解や段取りをサポートするようにしていたが、Aが気に入らなければそれに対する拒否的な態度が見られていた。対人関係においては、他の生徒や教師とのコミュニケーションがうまくとれず、対人トラブルも頻繁に起こっていた。担任は家庭との連携を模索したが、母親の仕事が忙しく連絡がスムーズに取れず苦慮していた。また、祖母が個別指導を受けることに拒否的であったために、家庭の協力を得られない状況が続いた。

そこで担任は、SCにAの面接を依頼し見立てをしてもらい、ケース会議を行った。事前に実施されたS-M社会生活能力検査の結果や日常の行動観察から、Aが何らかの発達障害を有していることが予想された。方針として、Aに適切な療育が施されること、そのためには保護者がAの障害を受容するために医療機関の受診を勧めることが検討され、母親にその必要性を理解してもらうためにSCと会ってもらうことにした。

SCとの面談では、母親からAが特定の音や痛みに敏感なことや以前から子育てに対する困り感を抱え、医療機関を受診しようとしていたが都合がつかず、先送りになっていたことなどがわかった。SCは、Aに特別支援教育に精通している教師の個人指導を受けることや医療機関を受診して、医師にAにとって適切な療育へのアドバイスを受けることを提案した。その後、SCの紹介状を持って医療機関を受診することとなった。

#### 【事例2】不安定な家庭環境の中で、SCや担任等の支えで中学校生活を乗り切った事例（⑬）

生徒Bは、幼少期に母親と離別し、現在は、父親、祖父母と生活。幼少期より父親から暴力を受けていた。また、小学校中学年でADHDの診断を受けている。落ち着きがなく学習に集中できないところがあり、昨年度から定期的にSCとのカウンセリングを行ったが、相談目前に声掛けをして確認しないと約束を忘れてしまうこともあった。SCとはすぐに打ち解け、相談の予定が無くとも、気軽に声を掛けるところもあった。多くの相談の内容は、SCから随時情報が伝えられ、担任や教科担当者は支援の参考にしていた。

普段の面倒を見ている祖母も定期的（月1回）にSCとの相談に出向き、暴力的な父親や家庭内の様子、本人の生活の様子や進路の悩みなどを相談していた。

面談を通して掛かりつけの病院の医師とSCとの連携も増え、安定した支援体制の確立に繋がった。

#### 【事例3】SCを中心とした連携体制により、児童相談所へと繋げることができた事例（⑮）

生徒Cは、昨年からは保健室やカウンセリング等で日頃からの友人関係や家庭環境について悩みを話すようになった。以前は、家事や兄弟の面倒、親の看病等をさせられ大変だと話すが、両親を擁護する様子だった。カウンセリングを重ねるごとに少しずつ親の価値観から抜け出し始め、親への不満を吐き出すようになってきた。

昨年度は、ネグレクト、性的虐待の疑いで児童相談所にも学校から通告した。しかし、Cから直接その事実を十分に聞き出せていなかったため、具体的な動きがなかった。

今年度、昨年に引き続き定期的にSCのカウンセリングを受け、SCを中心に養護教諭、学校図書館司書、学年の教諭が関わる中で、進路や自分の将来について考えるようになり、このままの生活を続けたくないと感じるようになりはじめた。そして、Cから高校に進学し、家を出て生



活したいということや家出願望もあることが話された。

これを機にケース会議を開き、児童相談所にも情報提供を行った。さらにSSWに繋げ、Cに直接聞き取りを行い性的虐待の事実を確認し児童相談所へ通告した。性的虐待やネグレクトに対する事実を本人から確認することができたことや家を出て児童相談所に保護されることに本人の意志が前向きであることから児童相談所での保護が決まった。

#### 【事例4】アートセラピーを活かした学級経営の事例（18）

授業は、SCを中心として、学級担任、副担任も入って実施。アートセラピーの内容は、ひよこのイラストを画用紙に貼り、色鉛筆やクレヨンなどを使って、自分のイメージで自由に絵を描くというものである。画用紙の上で自由に表現することで、自分のありのままの気持ちを表現し、のびのびと活動することができた。

最後は、クラス全員で作品を見せ合い、お互いの作品を認め合う大切さを学ぶことができた。SCからは、今の自分を見つめるだけでなく、1年後や大人になってからも見て、その時の気持ちについて振り返ることができるように声掛けを行った。

授業後は、SCと学級担任が振り返りを行い、生徒の様子や生徒の関わりについて助言をもらい今後の学級経営に活かしていくことができるようにした。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

本事業の実施により、県内全ての公立中学校の生徒及び保護者が、心理等の専門家であるスクールカウンセラーによるカウンセリングを受けることができる体制が整備されている。悩みや不安等を抱えている生徒やその保護者が身近な学校において専門家に相談できることは非常に有益であり、平成30年度中学校総計のべで11,401人となっている。

また、学校が学校不適応（不登校や問題行動等）に対する早期発見、早期対応を行うためには、教職員の資質の向上を行っていくとともに、教育相談主任を中心とした校内の教育相談体制を強化していく必要がある。そのためには、児童生徒の理解や対応などの専門的な知識や技能が必要であり、スクールカウンセラーの指導・助言は学校にとって必要不可欠である。スクールカウンセラーが行う研修会や講演については、平成30年度は432回である。

その他、事業対象の公立全中学校からの報告に見られる主な成果としては、問題を抱えた生徒やその保護者の情緒面での安定や専門的なアドバイスの有効性が挙げられている。

#### （2）今後の課題

- ・ 学校からの要望としてスクールカウンセラーの配置時間数の増加を望む学校がほとんどであるが、そのための財源確保が課題であり、限られた予算の中で、生徒数や不登校数、活用状況等に応じ適切な時間数の配置をする必要がある。
- ・ 平成30年度は、中学校、県立学校9校を県の主体事業として国からの補助金をもらいながらスクールカウンセラー事業を行った。小学校、県立学校のスクールカウンセラー事業及びスクールソーシャルワーカー事業と合わせて、事業負担をどのようにしていくのか課題である。

# 長崎県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成30年度）

### (1) スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校等児童生徒の問題行動等を早期に発見し、適切に対応するために、学校においては全職員の共通認識のもと、専門家との連携を積極的に行い、機能する相談体制の充実を図ることが重要な課題となっている。

このため、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー、スクールカウンセラーに準ずる者及びスーパーバイザー（以下「スクールカウンセラー等」という。）を関係市町教育委員会及び県立の中学校、高等学校、特別支援学校に配置し、公立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における児童生徒の問題行動等の解決に資する。

（「平成30年度スクールカウンセラー配置事業実施要綱」より）

### (2) 配置・採用計画上の工夫

各学校から配置希望の書類提出を受け、「不登校児童生徒数」、「いじめの認知件数」、「暴力行為発生件数」、「中途退学者数」等の問題行動の状況や地域・学校の実態を総合的に判断し、配置を決定している。

### (3) 配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

#### ■配置人数

小学校	:	122人
中学校	:	133人
高等学校	:	26人
特別支援学校	:	2人

#### ■配置校数

小学校	:	122校
中学校	:	133校
高等学校	:	23校
特別支援学校	:	2校

#### ■資格

##### (1) スクールカウンセラーについて

- ②臨床心理士 74人（※①③の資格を重複して所持している人は、①の資格者として記載。）
- ③精神科医 0人
- ④大学教授等 2人
- ⑤上記①～③以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者 0人

##### (2) スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 4人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、

5年以上の経験を有する者 25人

③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者  
0人

④上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と  
認めた者 0人

(主な配置形態について)

単独校 94 中学校 (35週・1週6時間)

66 小学校 (35週・1週3時間)

23 高等学校 (35週・1週6時間)

※中高一貫校及びSV配置校は1週8時間

※定時制3課程設置校は1週10時間

2 特別支援学校 (35週・1週3時間)

拠点校 1 高等学校

38 中学校 (35週・1週6時間)

エリア校 1 中学校

56 小学校 (年間30時間 概ね月1日・1回3時間)

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

①スクールカウンセラー ②スクールソーシャルワーカー

### (2) 研修回数(頻度) 1回/年(8月)

### (3) 研修内容

SCのSVである大学准教授を講師として「SCとして確認しておきたいこと」の講演を行った。次に、行政説明では、児童相談所職員から里親制度の説明を行った。最後に、SVをファシリテーターとして、事例発表を高等学校のコーディネーターと配置されているSC、SSWが行い、その事例について、SCとSSWがグループとなり事例検討を行った。

### (4) 特に効果のあった研修内容

事例検討では、1つのケースに関わったコーディネーター、SC、SSWのそれぞれの役割からの意見やチームのあり方を学び、校内連携の参考となった。地域のSCとSSWが顔を合わせる貴重な機会であり、グループ協議で意見を交わし、演習等を通じて理解を深めた。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 有

○活用方法 各スクールカウンセラーが、SVに電話やメールで相談する。

### (6) 課題

SCは他職との兼務者が多く、夏休み中の開催であるが、出席者が全体の約半数にとどまっているため、周知を早めることや開催時期、方法についての検討が必要である。その上で、心理に関する各専門分野、経験年数に応じた知識や技能を高めるための研修の実施が今後必要となってくると考える。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】心身の健康・保健のための活用事例（⑧）

養護教諭に自傷行為への興味や刃物への関心を告白した生徒。時折、不安定になり保健室に来ては、思いを吐露していた。養護教諭や特別支援C○による面談から、SCへつなぐ。SCの見立てを元に、家族に見守りを依頼、自傷行為のリスクについても伝えた。その後、自傷行為が発覚し、生徒も医療機関への受診を希望したことから、家族に話をし、その後家族と生徒で受診し、薬の処方を受けた。その後、しばらくは状態が落ち着いていたが、生徒が再び保健室を訪れ、自傷行為を告白。受診も途絶えており、SCから家族への受診勧奨を行い、再度受診につながった。しかし、その後も不安定な状態が続き、教室へ入れなかったり、早退したりすることなどが続き、校内でパニック状態となったこともあった。次第に緊急性が高まり、学校から思春期専門の医療機関への受診を勧奨する。保護者了解の下、現医療機関に対し、SCから生徒の状態を伝え必要性を伝えたところ、思春期専門機関への紹介状を得て、SCも同伴の上、専門機関への受診へとつながった。その後、生徒本人が入院を希望し、入院となり治療を行うことができた。

#### 【事例2】児童虐待のための活用事例（⑬）

母・子2人の3人世帯で、子2人ともに同校に在籍。母には精神疾患があり、子も心療内科通院中。

長子は、前年度に要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議を実施した後、母の状態悪化から児童養護施設への入所措置となった。施設入所後は、学校、施設での生活は安定し、通院とSCによる継続的な面接も実施している。進路（卒業後の支援）を検討する時期には、SC、SSWも入って校内ケース会議を実施し、今後の方向性を検討の上、学校と施設とで協議を行っている。その後も卒業まで、定期的にSCによる面接を行った。

次子は、母との生活を継続しているが、次第に母子ともに体調を崩し、遅刻や欠席が増加していた。母は家事がほとんどできず、次子も食事を摂らずに部屋から一步も出ないことがある。登校意欲はあるが身体が動かない状況にあり、母の状態も理解していて、自責傾向が見られた。そのため、要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議（学校、SC、SSW、児童相談所、母の支援機関、市保健所、市児童部門）を実施し、現状の共有及び各機関の今後の役割分担を確認し、その後もそれぞれで家庭状況を見守り、支援している。SCによる面接も継続している。

#### 【事例3】性的な被害のための活用事例（⑮）

校内において、複数女子生徒が男子生徒から性的な被害や暴力を受けていたことが発覚。警察の介入もあり、被害生徒や目撃生徒に対しての事情聴取が複数回行われている。

SCが被害生徒へのカウンセリングを行う中で、事案発覚当初は被害を打ち明けると軽蔑されるのではないかという不安や、早く打ち明けていれば被害者が増えなかったのではないかという罪悪感、被害を打ち明けた教員が親へ伝えたことへの不信感などが語られたが、カウンセリング結果を校内で共有し、学校として生徒への関わりを確認していく中で、次第に落ち着き、被害生徒と教員も関係を再構築することができていった。

また、被害生徒のみならず、目撃生徒に対しても複数回長時間の警察の聴取が行われたことで、欠席が見られたり、やや興奮した様子が見られることを心配した教職員からの情報を受け、SCにつないだことで、生徒に対し、感情を吐露させ、共有、ノーマライズした上で、トラウマ処理を行った。また、SC被害生徒のいるクラスの観察を行い、落ち着かない生徒については、担任らと情報交換を行った。加えて、最初に被害生徒から被害申告を受けた教員へのフォローも実施している。結果、被害生徒、目撃生徒ともに、落ち着きを取り戻した。その後も、SCが生徒らと顔を合わせた際には声をかけ、何かあればつながれるよう配慮をしている。

#### 【事例4】教育プログラムのための活用事例（18）

生徒・教職員を対象に「上手な聴き方を身につけよう—大切な友だちと自分を守るために—」とテーマに、講話及びロールプレイを実施した。ねらいとして、①こころの危機を知ることで、友だちのこころの危機に気づけるようにする、②ロールプレイを通して「上手な聴き方」を体験させ、寄り添い、受け止める大切さを実感させる、③深刻な悩みを打ち明けられた場合に、1人で抱え込まずに、信頼できる大人につなぐという意識を高める、を設定した。

ロールプレイでは、生徒から「話すことはできて、聴くことは難しかった」との感想が多かった。事前に聴く時はうなずき、あいづち、くり返しなどを使い、助言はしなくてよいことを伝えていたが、実際にやってみると「何か言わなければ」という気持ちが出て、焦ってしまったようである。また、信頼できる大人については、家族や教師を挙げる生徒が多かったが、思いつかない生徒もいた。

### 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

##### 1、相談件数

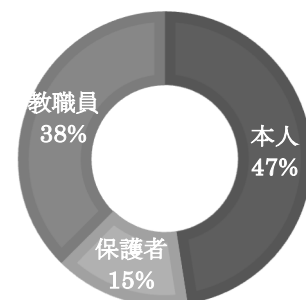
総相談件数は、20,326件(前年比616件増加)している。

校種		小学校	中学校	高校	特別支援学校	総数
相談件数	H30年度	6,230	11,539	2,458	99	20,326
	H29年度	5,310	11,949	2,323	128	19,710

##### 2、相談者の内訳

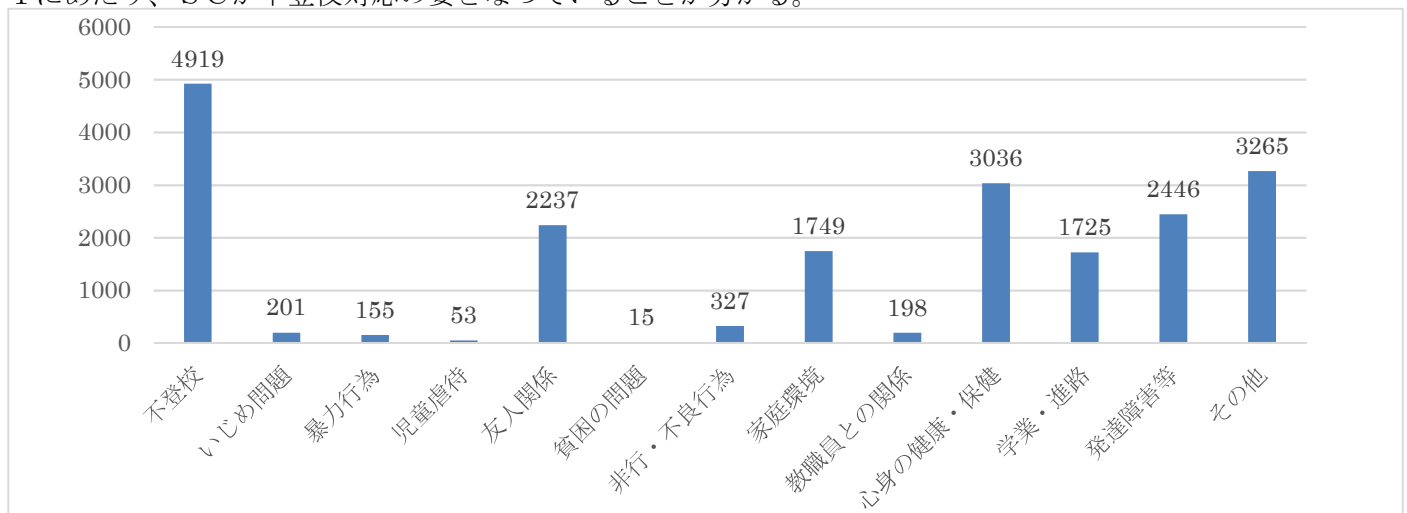
児童生徒本人による相談が最も多く、47%であった。

次に教職員による相談が38%、保護者による相談も15%あった。



##### 3、相談内容の内訳

相談内容は、不登校 4,919件(24.2%)、心身の健康・保健 3,036件(14.9%)、発達障害 2,446件(12.0%)、友人関係 2,237件(11.0%)、家庭環境 1,749件(8.6%)などが多い。特に不登校相談は、全体の約4分の1にあたり、SCが不登校対応の要となっていることが分かる。



#### 4、配置希望校数

拠点校方式を導入し、配置校も増加しているが、配置を希望する学校も年々増加しており、その差も大きくなっている。SCへのニーズは、広がっている。そのため、今後も配置を拡大していくことが求められる。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
①配置希望校数	300	348	368
②配置校数	270	280	290
差(①-②)	30	68	78

#### 5、現SCの配置を継続希望する

さらに、児童生徒の抱える問題は、年々深刻化・複雑化しており、今後も現在担当しているスクールカウンセラーの配置を希望すると回答した学校が、93.9%を占めるなど、本事業に対してさらなる期待が寄せられている。

##### (2) 今後の課題

SCの配置を希望する学校に対して継続的に対応できるよう配置を進めているが、離島部など交通が不便な地域が多く、小規模校を多く抱えるなど地理的な理由から、人材確保が難しい。

また、拠点校方式の導入で配置校数は増加したが、1校あたりの配置時間が減少した、拠点校からエリア校に移動に時間がかかる等、デメリットを訴える声も聞かれる。費用対効果も考えながら戦略的な配置を検討する必要がある。

# 熊本県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校、問題行動等に対応するとともに、児童生徒等の心のケアに資するため、熊本県スクールカウンセラー設置要項に基づき、スクールカウンセラー等を学校や教育事務所等に配置して、児童生徒等の心の相談に当たるとともに、学校における教育相談体制の充実を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- 市町村立小中学校への配置については、各教育事務所等を通じて、以下の項目について各学校の状況を把握し、スクールカウンセラーの配置校を決定している。
  - ・ 不登校の児童生徒の出現率
  - ・ 平成28年熊本地震の影響で心のケアが必要な児童生徒数
  - ・ 家庭環境（基本的な生活習慣の未定着等）
  - ・ 人間関係（コミュニケーション能力不足）
  - ・ 悩みを抱える児童生徒数（自分の感情をコントロールできない、特別な支援を必要とする）
  - ・ 別室登校や教育支援センターで学習する児童生徒数 等
- 県立高校への配置については、学校規模や定時制の併設有無、平成28年熊本地震の影響度合い等に応じて、配置時間数を傾斜配分している。また、学校の実態やニーズに合わせて勤務時間、勤務日数を各学校で弾力的に運用してよいこととしている。

### （3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

#### 【配置人数】

	通常配置	熊本地震に係る配置
小学校	28人	0人
中学校	54人	3人
高等学校	42人	20人
義務教育学校	0人	0人
特別支援学校	0人	0人
教育委員会等	22人	13人

#### 【配置校数】

	通常配置	熊本地震に係る配置
小学校	44校	0校
中学校	74校	2校
高等学校	54校	18校
義務教育学校	0校	0校
特別支援学校	0校	0校
教育委員会等	10箇所	5箇所

**【資格】**

○スクールカウンセラーについて（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理）

- ①公認心理師 0人
- ②臨床心理士 62人 （※②③の資格を重複して所持している人は、②の資格者として記載。）
- ③精神科医 0人
- ④大学教授等 0人
- ⑤上記①～③以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者  
0人

○スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 10人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 12人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者  
0人
- ④上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認めた者 0人

**【主な勤務形態】****<通常配置>**

	単独校配置	拠点校配置	対象校配置	巡回
小学校	0	5校	39校	176校
中学校	5校	40校	29校	42校
高等学校	54校	0	0	0
義務教育学校	0	0	0	2校
特別支援学校	0	0	0	6校

**<熊本地震に係る配置>**

	単独校配置	拠点校配置	対象校配置	巡回
小学校	0	0	0	52校
中学校	2校	0	0	16校
高等学校	18校	0	0	0
義務教育学校	0	0	0	2校
特別支援学校	0	0	0	0

小学校（週1回 6時間）

中学校（週1回 6時間）

高校（月2回 4時間）



## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

#### ○外部専門家による学校支援充実事業連絡協議会

対象：スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校支援アドバイザー、各教育事務所等指導主事)

#### ○スクールカウンセラー活用事業連絡協議会

対象：スクールカウンセラー、各教育事務所等指導主事、山鹿市教育委員会担当者

### (2) 研修回数（頻度）

年2回

### (3) 研修内容

#### ○外部専門家による学校支援充実事業連絡協議会

外部専門家等の派遣及び配置の趣旨徹底、事業の円滑な推進を目的とし、事業の説明や、地域ごとの協議を行う。

#### ○スクールカウンセラー活用事業連絡協議会

平成30年度…「学校におけるSCの役割と学校等の連携について」

### (4) 特に効果のあった研修内容

○教育相談コーディネーター（養護教諭等）と「SCと学校の連携」について研究協議を行った。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 なし

### (6) 課題

○学校のコーディネーターや管理職の先生方にも協議会に参加してほしいという意見がある。

○SCが参加しやすいように協議会の開催日程時期の検討する必要がある。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】不登校児童のための活用事例（①）

- 登校渋りをしている子供について担任から相談があり、スクールカウンセラーによる子供の行動観察や子供、保護者との面談につなげた。その中で、子供の思いや保護者の子育ての悩み等を聞き取り、助言をもらったことが保護者の安心感につながり、最終的には子供の登校渋りの解消につながった。

#### 【事例1】発達障害等のための活用事例（⑩）

- 発達障害の疑いのある生徒に対して、ストレスを感じたときの解消法として個室でのクールダウンを説明された。職員に対しては、場所の提供及び周知徹底についてアドバイスを受けた。また保護者面談において、本人の頑張りを認めながら学校生活で困っている状況を伝えられ、受診を勧めていただいた。専門機関での検査及び服薬により徐々に落ち着いた様子がみられるようになり、スムーズな学校生活を送ることができるようになった。

#### 【事例2】小中連携、児童虐待のための活用事例（⑪⑬）

- スクールカウンセラーにも参加してもらい、小中学校で連携し、ケース会議等で情報共有及び課題解決に向けた話し合いを行った。兄（中学生）は、虐待も疑われたためにスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、児童相談所等関係機関とも連携した対応を行った。弟（小学生）は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと保護者の面談を経て、病院受診へとつなぎ投薬を開始した。弟が落ち着いたことで、家庭も落ち着き、兄弟ともによりよい環境が整ってきている。

#### 【事例3】

- 事例なし

#### 【事例4】教育プログラムのための活用事例（⑱）

- 小学校3年生でストレスマネジメントの授業を実施した。各自ストレスチェックを行い、自分の心の状態を理解した上で、対処方法を学んだ。また、「ふわふわ言葉、ちくちく言葉」を出し合うことで、自分だけでなく友達の思いを知ったり、友達との接し方を考えたりする機会となった。

## 【4】成果と今後の課題

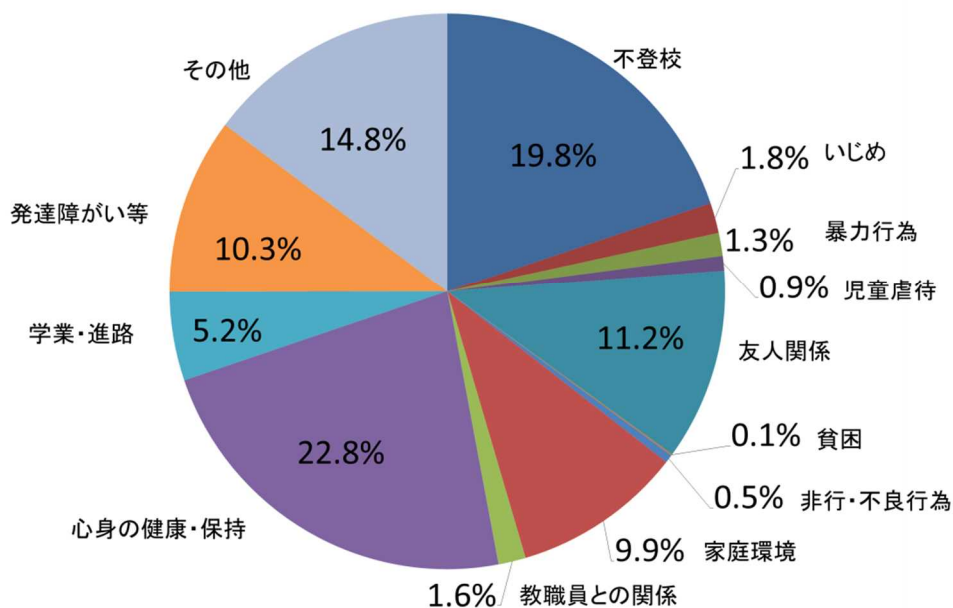
### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- スクールカウンセラーによる児童生徒・保護者との直接面談、継続面談で困り感や不安感を受け止めてもらい心の安定につながった事例があった。
- 地震配置で7名のスクールカウンセラーに勤務していただき、児童生徒の実態に応じた活用ができた事例があった。
- 女性のカウンセラーを希望した母親の相談要望に応えることができた事例があった。
- 不登校生徒が修学旅行に参加するために段階的プログラムを作成するようアドバイスを受け、関係職員で連携し取り組んだ結果、対象生徒は参加できた事例があった。
- ストレスマネジメントを中心とした授業を行った際、保健に関する授業と関連してストレスに関する理解が深まり、悩みを誰かに話してみようと個別面談につながった事例があった。
- 校内不登校対策委員会をスクールカウンセラーの来校日に設定し、専門的な立場からアドバイスをいただいた事例があった。

#### ●小中学校 スクールカウンセラー配置校・教育事務所等(地震配置も含む)総計

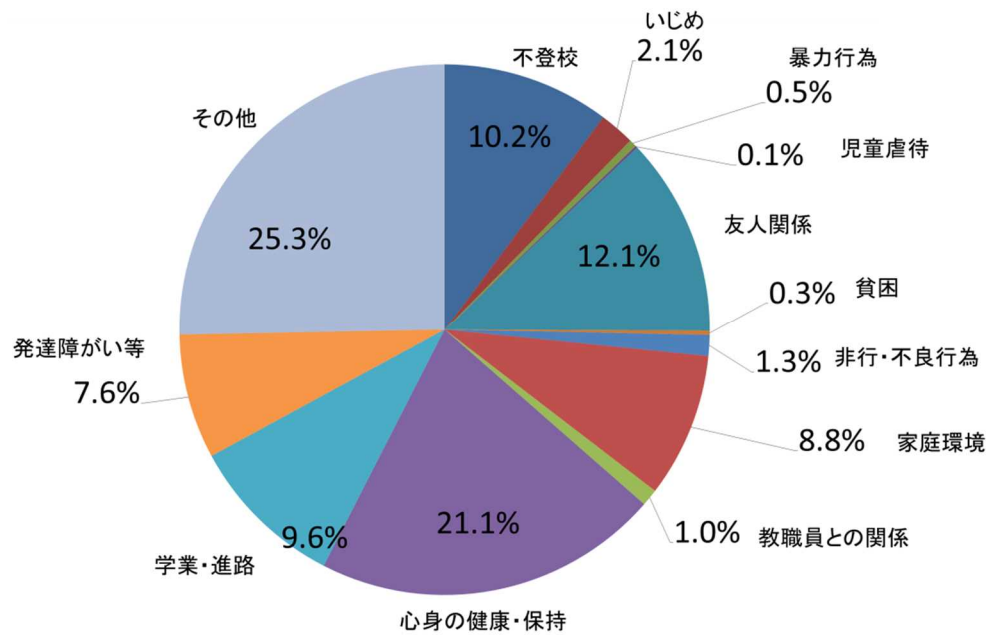
相談者 (延べ人数)	相談内容														合計 (人)
	不登校	いじめ 問題	暴力 行為	児童 虐待	友人 関係	貧困の問題	非行・不良 行為	家庭 環境	教職員との 関係	心身の健 康・保健	学業・ 進路	発達障がい 等	その他		
小 計	3,978	354	269	173	2,246	15	96	1,988	318	4,567	1,038	2,062	2,960	20,064	

相談内容別内訳



●高等学校 スクールカウンセラー(地震配置も含む)総計

相談者 (延べ人数)	相談内容													合計 (人)
	不登校	いじめ 問題	暴力 行為	児童 虐待	友人 関係	貧困の 問題	非行・不良 行為	家庭 環境	教職員との 関係	心身の健 康・保健	学業・ 進路	発達障がい 等	その他	
小計	654	137	29	9	776	17	81	564	66	1,351	612	487	1,620	6,403



(2) 今後の課題

- 来校予定日、時間が限られているため、職員研修や生徒向けの講話の時間等の確保が難しい。
- カウンセラー同士の意見交換の場の設定や、情報の共有化をさらに図っていく必要がある。
- カウンセリングを受けさせたい生徒がいても、保護者の承諾が得られないことがあった。
- 教職員により、カウンセラーの活用に違いがあり、すべての児童に対応できたわけではなかった。
- 1回のカウンセリングで終結することはほとんどないため、継続しなければならず、時数が不足している。
- 中・長期にわたって継続して支援が必要であるために、同じスクールカウンセラーの配置時間を増やす必要がある。